

33  
145

譬喻因緣

# 說教之新法

真村孝著  
蓮窓居士校訂

東京 森江藏版

問

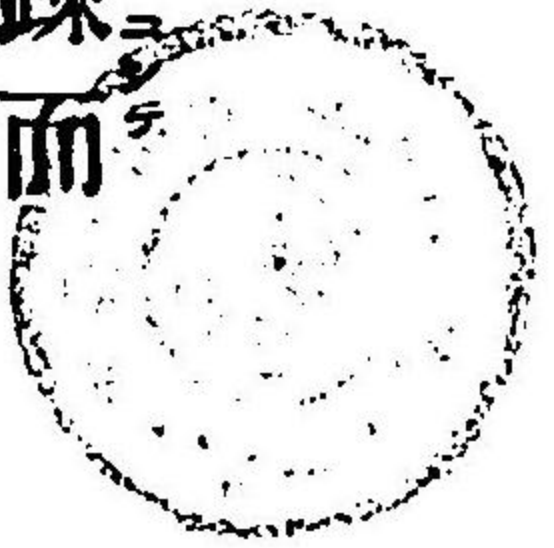
藏

萬

○譬喻  
因緣說教の新葉序

近世所行關說教之書逐年而出焉然或簡而不詳或疎而不整學者往々爲之所誤矣豈可不歎哉以是余曩有說教學新說教說教之葉等著今尙盛所於世行而今著此書之意者蓋有欲使世之說教學者其秘訣知也故此書中依憑一切諸經論及幾多諸書芟其煩而約之凡因緣之所業感法性之所緣起佛法真理縷述而不洩類舉而無遺可謂先得其要而精確者也若夫此書之行學者取以爲徵則必得發明焉明治廿四季晚春識于浪越猶如火宅樓上

蓮 窓 居 士



## 例 凡 乘 新 の 教 説

### ○凡 例

一余が四五年前より著作して、既に世上に公けにせしものは、説教學、新説教、西洋説教の乘、習題因縁説教の乘等を始めとして、其他に尙ほ、數十種の演説説教に、關する著書あり、而して何れも皆な、能く世上の大喝采を博し、爲めに何れも亦た、再版をせざるはあし、其中に就き、習題因縁説教の乘の如きは、再版三版、既に盡きて、今や第四版の印刷中なり、此説教の新乘は、彼の習題因縁説教の乘に、比較すれば、其記事体裁は更に、數等上乘なるものなり、彼書は唯だ因縁を記して、之を應用する方法を、知らしめられども、此書は因縁と其應用法の外に、尙ほ譬喩、と其應用法をも、微細に示したれば、譬喩因縁完備して、説教の獨習書に、最も恰好なるべきを信せり、

一本書因縁の部に、一因縁と其應用法との終る毎に、古歌と西洋學士の箴言と、經論釋疏及儒道等の古語、とを挿入せり、是れ説教の材料に供して、大に資益する所あるべきを、信じたるに由る、

一本書の記事は、因縁を除くの外、其應用法は皆な言文一致体に依れり、故に本書を

例凡葉新の教説

讀みつゝ、説教を獨習するを得べし、  
 一本書を著作するや、記事を精確ならしめんが爲めに、廣く一切の諸經論は勿論、各宗各派の祖釋疏解に至るまで、盡く之を参考したり、故に本書記事の精實なることは、近年坊間に行はるゝ杜撰の説教書、と同視すべきにあらず、且つ廣く、各宗各派の僧侶諸君が、之を以て説教を學ばるゝに、恰好すべきは、著者の固く信じて、毫も亦た、疑はざる所あり、

著者識

次目葉新の教説

○譬喩 因縁説教之新葉總目

●第一款 譬喩

- 猿に烏帽子……………一頁
- 聲なくて人を呼ぶ……………一頁
- 毛を吹きて疵を求む……………二頁
- 心の鬼が身を責る……………二頁
- 塵が積りて山と成る……………三頁
- 蓼食ふ虫……………三頁
- 問は一時の耻問はざるは一期の耻……………四頁
- 壁は甲に似せて穴を掘る……………四頁
- 燃る火に薪……………四頁
- 笑ひの中の劍……………四頁
- 藍は藍より出で藍よりも青し……………四頁

○胡椒の丸呑

- 泥坊を見て繩を綯ふ……………五頁
- 旃檀は二葉より香し……………五頁
- 生兵法は大疵の基……………六頁
- 猿が月を捕る……………六頁
- 盗人に鍵……………七頁
- 人の癖を見て我身を思ひ……………七頁
- 釋迦に説法……………七頁
- 鳥かき里の蝙蝠……………七頁
- 壁に耳あり……………八頁
- 鹿を追ふ者ハ山を見ず……………八頁
- 手の裏を覆す……………九頁
- 重荷に小付……………九頁

次目 菜 新 の 教 説

- 鷹は死ぬとも穂を啄す……………十頁
- 忠が不忠にゐる……………十頁
- 昔の剣は今の菜刀……………十頁
- 見思二惑……………十頁
- 燕石魚目……………十一頁
- 千金の帯……………十一頁
- 後悔先に立す……………十一頁
- 謂はぬは云に増る……………十二頁
- 佛造りて目明けぬ……………十四頁
- 君を思ふは身を思ふ……………十七頁
- 三ツ子に刺刀……………十八頁
- 青兵法大瘡の元……………十九頁
- 蓮華……………廿一頁

- 陰陽師身の上知らず……………廿二頁
- 川立川で果る……………廿二頁
- 犀の生角を身に帯ぶ……………廿三頁
- 戦争をするには……………廿三頁
- 稼ぐに追付貧乏無し……………廿四頁
- 錐の尖と針の穴……………廿四頁
- 家を建る……………廿五頁
- 井の内の蛙大海を知らず……………廿五頁
- 左右手ば甘露の日和あり……………廿六頁
- 藝は道に依て賢し……………廿八頁
- 恩を仇で報ずる……………廿九頁
- 悪ひ鷹には餌を飼へ……………卅頁
- 比丘尼に櫛を出せ……………卅一頁

次目 菜 新 の 教 説

- 毒喰ば血ぬふれ……………卅二頁
- 走る馬にも鞭……………卅四頁
- 杓子定規……………卅五頁
- 千里の道も一足の下から……………卅五頁
- 第二款 因縁
- 宗教所立
- 佛教と耶穌教万字と十字……………卅七頁
- 故歌と古語……………卅七頁
- 善巧方便
- 醫者の調劑……………四十一頁
- 故歌と古語……………四十一頁
- 不動智慧
- 劍術と千手観音……………四十五頁

- 故歌と古語……………四十八頁
- 工夫と左官との話……………四十八頁
- 故歌と古語……………四十八頁
- 眞妄教判
- モルモン宗の經典……………五十二頁
- 故歌と古語……………五十二頁
- 一同佛乘
- 固執の弊……………五十五頁
- 故歌と古語……………五十五頁
- 唯識所變
- 天竺の工師と畫工との因縁……………五十九頁
- 故歌と古語……………五十九頁

次 目 彙 新 の 教 説

● 慧眼所具  
○ 堀保己一の因縁……………六十二頁  
○ 故歌と古語

● 祈禱利益  
○ 筆屋夜行の因縁……………六十五頁  
○ 理諺と故歌

● 真妄俱實  
○ 迷信中の眞理……………六十九頁  
○ 故歌と古語

● 轉凡證聖  
○ 教師と生徒との話……………七十四頁  
○ 故歌と古語

● 發菩提心  
○ 象の文字を解する因縁……………七十七頁  
○ 故歌と古語

● 薰習所變  
○ 自然陶汰の一例……………八十頁  
○ 故歌と古語

● 利行同事  
○ 春朝上人入獄の因縁……………八十三頁  
○ 故歌と古語

● 變成男子  
○ 女が男と成りたる因縁……………八十六頁  
○ 故歌と古語

● 因縁所生  
○ 人間の元素……………八十九頁

次 目 彙 新 の 教 説

○ 故歌と古語

● 有無判断  
○ 五井持軒の話……………九十二頁  
○ 故歌と古語

● 衆生滅盡  
○ 姪慾と衆生界との關係……………九十五頁  
○ 故歌と古語

● 三世業報  
○ 北條時頼の話……………九十八頁  
○ 故歌と古語

● 行持報恩  
○ 病雀の環窮鬼の印……………百 頁  
○ 故歌と古語

● 父母恩  
○ 子が父に打たるゝを堪忍し居たる因縁……………百四頁  
○ 故歌と古語

● 衆生恩  
○ 吳王が荆を伐とを止めし因縁百六頁  
○ 故歌と古語

● 國王恩  
○ 蜜蜂と人との言ひ争……………百九頁  
○ 故歌と古語

● 三寶恩  
○ 妙喜尼の因縁……………百十二頁  
○ 故歌と古語

次目彙新の教説

- 不殺生戒
- 百濟國狩人の話……………百十五頁
- 故歌と古語
- 盜法盜業
- 妻の頓智を以て夫の夜盜を止めさせた因縁……………百十八頁
- 故歌と古語
- 不得故姪
- 一女の頓智強姦を免かる……………百廿一頁
- 故歌と古語
- 身心妄語
- 嘘をつきて敷皮を取る……………百廿三頁
- 故歌と古語
- 綺語業因
- 左官が娼妓の綺語を聞いて怒る百廿五頁
- 故歌と古語
- 不惡口戒
- 巡查を惡口したる話……………百廿八頁
- 故歌と古語
- 兩舌法業
- 舌を二枚に使ふ……………百卅頁
- 故歌と古語
- 邪見大惡
- 戰爭の原因……………百卅四頁
- 故歌と古語
- 飲酒失慧

次目彙新の教説

- 飲酒の過失……………百卅八頁
- 故歌と古語
- 購修佛壇
- 伊太利人が佛壇を買れし話百四十二頁
- 故歌と古語
- 輕侮佛躰
- 天竺浩然沙彌の因縁……………百四十四頁
- 故歌と古語
- 佛像描寫
- 英人が佛像を描寫せし話……………百四十六頁
- 故歌と古語
- 苦樂昇沈
- 人生幸福の要素……………百四十九頁
- 故歌と古語
- 般若皆空
- 源氏物語……………百五十二頁
- 故歌と古語
- 宿習善惡
- 六百八十二年前の古證文……………百五十四頁
- 故歌と古語
- 共不共業
- 教育と犯罪との關係……………百五十七頁
- 故歌と古語
- 發無依正
- 日本古代の名文……………百六十頁
- 眞俗二諦

○昔時佛法と世法との關係……百六十四頁  
○故歌と古語

●護持報土

○スタイン博士の話……百六十七頁  
○故歌と古語

因譬縁説教の新栞

奥村 孝 著  
蓮窓居士校



○猿に烏帽子 此喻は形は人間らしくても、其心は畜生のやうに、義理人情も、慈悲孝順も、何にも知らぬ人の事を、云ふものにて、人面獸心とも申します、今夫れ形斗か佛法を信じて、眞心に慈悲孝順の、心があくツちや、眞個の佛法信者、とは申せぬ、此の如き人の、矢張り猿に烏帽子を、冠せたやうな人である、史記の中に「人言楚人沐猴而冠耳」とあるが、何と各位、深く此喻に、顧みる所あつて、不可ますまゝ、

○聲あくて人を呼ぶ 此喻は唯た自分の身に、徳さへ具へて居れば、言葉を以て、他人を招かずとも、多くの人々は、群がり來つて、必らず歸服するものである、左れば古人は、桃李は物を言はんけれども、其木の下に、蹊が出來ると申されたが、如何



にも其通りぢや、佛像は泥木で、塑造した物ぢやから、物の言はん、併し乍ら、其端  
嚴妙好の徳相と、其感應契合の眞理とを、信じて少しも之を、疑はんけれや、尙ほ聲  
あくて、人を呼ぶ如く、不思議の靈験が、現はるゝものぢや、

○毛を吹きて疵を求む 此喻は我身の毛を吹きたら、自身の疵が、露はら出せし如  
く我れと、我身の過ちを、仕出す事を、云ふのぢやに依りて、自業自得と申すのも亦  
た同じ事である、古人の歌に「直き木のまかれる枝もあるものを毛を吹き疵をいふが  
わりなき」とシテ見れば、我れ等、日く一切の云爲に、能く氣を付けて、少しの  
過ちをも、せぬやうに、致さねば成りません、

○心の鬼が身を責る 此喻は鬼も佛も皆奇、我一心に具足して居ると看做して、  
然うして、我一心の分限を、能く承知し、何事にも心配せず、居れば、是れ程、氣  
樂な事が、ないのぢやけれども、凡夫の淺ましき心より、煩惱の爲めに、色くな事  
を心配して、其結り心の鬼が、身を責ると同じやうな事に、言ふたのである、

○塵が積りて山と成る 一ツの塵でも、追くに積れば、終に山の高さを成すの

り、是れ當然の事ぢや、鶴林玉露と申す本の中に「一日一錢千日千錢」と記してある、  
又一滴の水でも、之を合すれば、大きな川とあり、大きな海とありて、大きな船を浮  
ばせ、多くの魚貝を住せるやうに、成るものである、我れ等が業因も、亦た前に申す  
通り、因を作り業を重ねるに随つて、其業因に相應する、果報を依正するものなれば、  
業道は秤の如く、我れ等が善悪二業因中、何れか其重い方に、引れるには、違ひ有り  
ません、左すれば是れは悪い事ぢやけれども、少し位は宜らうと云ふて、悪い事をす  
れば、するほど塵積れば、山と成る道理ゆへ、終には三惡道に墮するやうな譯に成り  
行くのぢや、善因善果の道理も、亦た其通りで、縦へ少しの善業でも、追くに之を  
行じ往ば、夫れが末には、業因に報ふ所の、善果と張るのは、矢張り塵が積りて、山  
を成すのと、同じ有様でゐる、

○蓼食ふ虫 此喻は醜き物を醜しと思はんで、夫れを愛し、苦しき事を苦しいとせ  
ず、夫れを樂む、と言ふ意である、

○問は一時の耻、問はゞ心は一期の耻 凡そ何事に依らず、知らぬ事を知る人に問ふ

は、是れ人間の禮と云ふものぢや、大聖すら大廟に入ては、事毎に問ひ玉ひしこと古き書に見て居る、然るを小人凡夫の癖に、其一時問ふ事を耻て、敢て問はずに、一期の耻を遺すもの、世に多いのは、誠に笑ふべき、限りである、

○蟹は甲に似せて穴を掘る 此喻は人々の爲る事、願ふ事は、大小廣狹、皆各自分の力量丈に出来るど、云ふ意である、

○燃る火に薪 善からぬ性質の人に、傍より悪い事を教唆したり、又は我身の行ひの悪いのに、他人の口を防かうとする様事、燃る火に薪を添て、火を消さうと欲するのと同じ事ぢや、

四

○笑ひの中の劍 人と交はるに、外面は親切らしく見ても、内心には他を害さんどて、刃を削ぎて居る油断のならぬ人に喩へて、申す事である、

○藍は藍より出て藍よりも青し 學問も怠らすに、勉強すれば、遂に上達して、先生に優る、やうに成つて来る、佛法の聞法相續する者も、亦た此通りぢやから、青色の藍より出で、藍よりも青く見ゆるので、斯くの喩へたもので有る、

○胡椒丸香 書典の義理や、聖賢の格言などを、深く研究して見もしないで、之を輕卒に判断したり、速了に説き立て、其意味の深き謂れの有る事を知らんのに、丁度胡椒を丸呑にしたと同じ事で、有りませんか、

○泥坊を見て繩を綯ふ 万服用意をしないて居て、イザと言ふ時に成りて、狼狽るも既に手後れで益がない、我れ等も、兼て生死を、出離して居らないで、イザ臨終と言ふ時に、死にとまあいと云ふたとして、夫れは後の祭りぢや、泥坊を見て、繩を綯ふのと少しも替りは有りません、泥坊を捕へやうと欲するなり、縛る繩を兼て綯ふて置が可い、死にとまあいなら、豫て生死を出離して、置が可い、然るを其用意をもしないで、イザと云ふ時に、狼狽るのは、誠に愚かの限りである、

○旃檀は二葉より香し 豪傑と言ふて、萬人に勝れた人は、幼稚の時より、何所となく、氣高い所の有るのは、恰も旃檀の二葉より香しいのと、同じ事ぢや、宋の陸九淵は三歳の時、父に天地の窮際を問ひしも、合點が往ぬものから、此事を考ひる爲めに、寝る事も食ふ事も忘れて、考ひられたと云ひ、唐の白樂天は、生れてより七ツ月

目に、書物を展て、之無の二字を指し、百たび試むと雖も、違はんだと云ふ事ぢやが、何と萬人に勝れた人、幼稚の時より、凡庸の子供に、異あつた所が、有るぢや有りませんか、

○生兵法は大疵の基 剣を取らずに、強敵を亡すのは名将 智謀策略で、あるけれども、劍を使ふ術も、未だ充分に練ない者は、自分の持て居る、劍で自分の身を、疵つける事がある、又學問技能等も、未だ充分に熟せぬ者で有り乍ら、唯だ自分斗り、能く熟達したりとして、却て之が爲めに、害を求むる事がある、佛法を信する者でも、未だ未證の分際なるを顧みず、唯だ自分斗り、既得既證の分際と思ふて、釋迦何人ぞ、我れ何んぞ、と訝に澄したり氣取たりする者は、此カラ見識の爲めに、因縁を撥無するに、至るものぢやから、即ち生じ劍道を知り、聊か學問が有つたり、少し佛法の謂れを聽たりして居る者は、却て之が爲めに、自分の身を疵つける事が、出來勝ちのもののである、

○猿が月を捕る 世の愚かな人が、自分の心に任せて、其力に及ばぬ事を爲して、

却て自分の身に、禍ひを求むるのを、斯く猿が月を捕るに、喩へたのぢや、

○盗人に鍵 善い事に與するのは吾人の徳義ぢやけれども、其善い事に與せずして、悪い事に與するは、兎角有り勝ちのものぢや、左ればこそ、敵に糧を送ると云ふ諺も有る譯ぢや、要するに、悪い事に與し、悪い人に力付るを、斯く盗人に鍵と申すのである、

○人の癖を見て我身を思ひ 誰しも我身の垢は見へぬものぢやが、他人の癖は、何となく、能く見ゆるものである、然う能く他人の癖が見へるに付ても、我身の垢を落さねば、成らん筈ぢや、有りませんか、

○釋迦に説法 高の知れた未熟分際の人が、己れより優つた人に、色く奇事を言ふて、聞するは、恰も凡夫が釋迦に向つて、説法するのと、同じ事である、養由は弓術が巧者ぢや、義士は能書の名人ぢや、然るに尋常の人が、養由に弓術を説き、義士に書法を説きた處が、夫れは釋迦に説法すると、少しも替つた、事がある、  
○鳥なき里の蝙蝠 蝙蝠は異名を、飛鼠と云ふ位ぢやから、鳥に似て鳥でもなく、

八  
獸に似て獸でもない、奇跡なもので、鳥の部分には、這入て居らんけれども、鳥の餘り多く居らん里では、夫れでも相應に、持離さるゝものぢや、人も亦た其通り、少し斗りの學力や、智識を備へて居る者でも、外に其人より立ち優った、人のない地方では、存外に持離さるものである、

○壁に耳あり 此喻は人の見て居らん間に、悪い事をするに、知れやう筈がきいけれども、其人の見て居らん所で、悪い事をした丈に、却て知れ易いものである、と云ふ意である、昌邑の令を勤めて居た、王密と申す人は、夜中黄金十斤を、楊震に遺つた所が、楊震は之を受なんだ、スルト王密は、夜の事ぢやに依りて、別に見て居る者もないから、御納め被下と云ふたら、楊震の天知り神知つて居るから、之を受る譯には往んど、申した、是れ能く壁に、耳あるを恐れた仕方ぢや、有りませんか、  
○鹿を追ふ者は山を見ず 心愚かぢ人は、利慾に斗りに目を付て、道理のある所を少しも顧みんゆへ、遂に禍ひを求むる事が、出来るものぢやから、右の如く喻へたのである、

○手の裏を覆す 我心の元來靈活なものぢやから、善い事にも、悪い事にも、眞直ぢ方にも、屈曲た方にも、何所へでも、向けて働くことは、手の裏を覆す裡にあるのと、同じ事である

○重荷に小付 重荷を擔ふことは誰でも厭ぢやに依りて、之を氣に病て居る所へ、又も小付まで、之を擔ひんけれや、成らん事の出来る場合をば、前の如く喻へしもので、後撰和歌集に「年の數つまんどすある重荷にはいと、小つけをとりもそへなん」と云ふ歌の意を按じて、見るが可い

○鷹は死ぬとも穂を啄す 人の人たる所以は、仁義道德の何たる次第を、能く承知して居るからぢや、左すれば如何な事情が有つても、正しくおく、義に缺た事をしては濟ません、鬪しても盗泉の水は呑ん、了簡であくては、不可ません、我れ等佛法を信する者苟くも因縁の謂れを知る以上は、假令へ食ふに困りて、死ぬども、是れ因縁なれば、如何共、致し方がない、然るを其因縁と埒める事が出来んで、不正不義な事をする様ぢや、何如して、人の人たる名稱を、下されませうぞ

○忠が不忠になる 賞罰の法は、正しく、公けで、なくては不可ん、臣たる者が、君に忠義を盡さう、と思ふは、一般の人情である、斯く人情一般に、忠義を君へ盡さうと欲するのは賞罰の法、正しく公けで有るからぢや、然るに臣たる者、君に忠義を盡せしも、却て不忠の名を取り罪せられた例が、古今澤山にある、併し乍ら是れは世法の上の事で、佛法の賞罰は、中く、右様な粗漏なものでなく、公明正大至公至平で、微塵斗りも、私 があいやへ、佛祖龍天の照鑑さるゝ所は、誠に恐ろしいものでゐる

○昔の剣は今の菜刀 古ひ物は今の用には立ぬ物である、秦の轆轤鑽は、感陽宮を作る時にこそ、入用で有つたらうが、今と成つては、何の用にも立はしない、今年の暦は今年の日柄月柄を見るに、入用ぢやが、來年に成つて、今年の暦は、早や過去の物に、屬するゆへ、何の用にも、立はしない

○見思二惑 見の迷ひの斷じ易い事は、石を破ると同じ様なものである、思の迷ひの斷じ難い事は、藕の糸と同一様ぢや、ものぢや「いはざる」と見ざる聞かざるよりもな

は思はざるこそたもち難けれ」とは無住禪師の御歌ぢやが、見思二惑を斷ずるに當りて、思ふ迷ひの斷じ難い事は、何と甚だしいぢや、有りませんか

○燕石魚目 燕石は玉に似た石ぢや、魚目は玉に似た魚の目である、立圃漲海は玉の多く在る所ぢや、然るに其玉の多く在る地へ、魚の目を玉の積りで、持て往たあらば、必らず耻を、かくに違ひない

○千金の帯 徹れて役に立ない古帯を、大事を寶と思ふて居るは、我身の程を知らぬと、同じ事である、誰か其愚かな事を、笑はん人が、有りませう

○後悔先に立す 此語は譬へて云は、能く人の覺へ居て、云ひ出せる事なれども、物事に不念をしたる時斗り、語り出して、ヤレく斯すれば能からんものを、去とは殘念なりとて、此言葉と思ひ出して、漸く堪忍して仕舞を云ふ、畢竟何事にも後悔なからしめん爲めに、古人は云ひ置れたのに、仕損の出來た後に思ひ出し、云ひ出したればとて、何も詮ない事ぢや、故に常々物事を取扱ふ度毎に、此諺を先に思ひ出して、仕損や無念の無き様に、随分と練り鍛へて、云ふ事爲す事、致す時は、後

悔のない譯で有る、其時漸く此諺を云ひ置た人の本意は、爰に初て、尤と思はれ、夫れが調へば、我身も立行て、人には發明者と譽られ、幾等の徳が有る事ども計り究りないでムりませう、然すれば、一字千金と云ふも、外の事ではない、人も調ひ我も調ひ一生無難に仕舞こと此諺の教である

○謂はぬは云に増る 此語は譬へて云は、都て内心に思ひ込の深き、處を云ひ顯はしたる語にて、是れ神祇、釋教、戀、無常、其外藝術諸業口授傳法の事に付ても、皆其の思ひ入のある事です、譬へは神佛に祈願したり、信心するとても、目には一向見へずして、甚だ心に深く、信念のある人もあり、又表向人目に見へて、寐て居ながら、珠數をはさぬやうに見へる人に却て大の不信心者もある、シテ又戀の道でも、遠慮ある所は云ふに云ひ兼て、遠慮する事がムります、遠慮なき夫婦合ひにも其の意味甚だあることです況てや格別懇親でない男女の、世間を恐れる身分ぢや、尙以て大ひに有ことです、既に若き者の串戯に女中の、をるををつめるとても、やりばあしになる業では有りません、一目向ふの顔色を見た所、しらぬ他人あれども、心底目

にも見へる女中でかくては、手は出されぬものなれど、其の氣を見届けて串戯も、出来るものです、是れ互ひに、口にはかたらね共、ソレ乃が以心傳心の道理ぢやから、自然と心に通ずるから、互の目的も遂る様に、成るのでムります、然れば口に云ふよりも、云はぬ方が、遙に慥かすれば、能く的に中つて、是はと振り返り見し目付き、彌相違なければ、互に串戯と云つて、口論するにも、及ばないで、相濟あれど、若し左もなくては、向ふの心底にさき處の業ゆへ、口論は云ふに及ばず、遂には大騒きにもなる譯です、箇様 世の中の人々が、心の働き有處を見ては、今時も道理の分つた人も、澤山にありろふものぢやのに、兎角能事には心を用ひずして、色慾などの銘人達人はムります、一休和尚や、中將姫の如き、人は今の世に出来ぬと見へます、今ぢやとて昔ぢやとて、何ぞ道に二ツは有りませうぞ、左ればこそ、小野小町か歌に「君を思ふ心を法におくならば迷ひものを六の道には」と詠れし事がムりますゆへ、夫れは、とくと心と談合して、御勝手にささるがよい、其外無常の方にて、親子兄弟夫婦の間に病たり死たりした者がありても、泪一滴こぼさぬ様に見えても、内心には、

終に煩ひ惱む程に、心を疼める人がふります、又人さへ見れば、高聲して、泣喚くか  
と見ゆれども、中陰も明ぬ内に、腥い物を食たり、後妻を探したり、茶呑朋友を求  
めたり、する人がふります、其外藝能藝術に至ても、口授傳法の事は、師匠が教へま  
すが、其口授傳法のあらぬ處に、却て實の意味が有るものです、其の意味を師匠も云  
はずして、居る處を悟りて、心に引請る弟子は、終に其の一術の銘人、とはあるもの  
ですから、何事も云ふに、云はれぬ處に、深き意味の有る事故に、是を禪家には、教  
外別傳といひて、其の意味を知るのに骨を折ることで、然れば今日の世渡り人情の  
方も、右の通り云ひ度は云はずに控へ、云ひ度もなき、いやある事を、能く云ひます  
時は、生涯無難にて、既に楠か語にも、忍を守りて争はず、怒りを押へて無事を計る、  
と示されたれば、多く物云ふ内には、云ひ損じの有る物と合點し、兎角要く釘さ  
して、跡は口に風を引せぬやうに、いはぬ方が、大方しかるへく、おもひます  
○佛造りて目明けぬ 此語は譬へて云は、物事未熟にして、二半に事の出来か、  
りし事に、皆人申し馴たる言葉にて、實に右様の事のある時斗り、申出たればとて、

詮がない、左れば此語を以て、一身成就の心掛とせば、古語の本意も有る譯ぢや、先  
此一應を申せば、木にて人物の姿を刻み、畫に人物の形を顯はしたればとて、目明か  
ざれ、詮がない、借目を明ると云ふ事は、魂を入る事にて、譬へ目の形は如何様に、  
廣大に明けたからとて、魂をければ盲目も同じこと、されば人間とても、皆に有る目  
ぢやけれども、生れの儘の目は、皆盲人同様でふりますれば、幼少より手習物讀學問  
等をした人は、並の人の知らぬ文字を讀み、書けぬ文字を書くので、是れを通都に目  
が明たと申します、成程手習物讀學問などを、せぬ人より見た時は、目も明た様でせ  
うけれども、實は目が明た、と云ふのぢやふりません、左あればこそ、何程の手書學  
者迎も、闇夜には書も讀れず、赤白の色の見分も、付ませんゆへ、誠に目が明た、と  
云ふのでは有りません、實は是も亦た盲目です、然らば實に目の明た、と云ふは、今  
此面々の肉眼の事斗りではなく、心眼とて、心の眼が明らかになれば、肉眼は盲ても  
書も讀み、文字をも書る筈です、故に盲人にも、學者ありて、書物の講釋までもする  
人があり、又己が手にては致しませんけれども、人に指圖して、文を書せ、或は基象

戯までも、能く達した盲人がふります、然れども、自分持前の心に習ひ覺へて、爲る事ですゆへ、其人生れ付き丈けの働きはするもの、未だ實の魂に至りませんから、我より向ふの事は、見る程に分れ共、己が心を見る事は出来ません、人の善悪は見分らず、とも我一人の善悪をさへ、見分が出来ますれば、人にも怪我をさせず、我も無難にて一生を送り、是に過た悦びは、ありません、己が心を見分くる目は、凡心に百年詠めても、見分けの出来ぬものです、何卒己が心の、見分けを望むならば、宿善の知識を求て、實の信を云ふに有り付けば、其の眞實の信より心の見分けは、出来るもので有ります、持前の我慢心を捨て、知識の教に隨ひ、信を求めたなら、如何様にも、思ふ働きの出来るものです、古への各僧高僧、皆を箇様を心得で被爲在たのでふります、是れ天道の信なれば、其の信を指して、魂とも神とも云ふ、其結果に至りし處を、目が明たとも、魂の入りたるとも云ふので有る、されども狐狸の業で、我れ等に魂が入るのでないから、暗闇にて、物の見分けの出来るでは無い、心眼とて、心の眼明らかなれば、是れを指して、目明きとは申すのちや、依て佛道にても、其の

教くの道を證れば、其人を道人とも、悟通の人とも、是を名付るのちや、兎角世間の人の、善悪を見分るのは、我等の役目ではふりません、何卒其身一人の善悪を見て、身を脩め家を齊へば、是れ實に、人身を愛し所詮とも、申すものである、假令神佛の形の造りても、彼魂の入りぬ間は石瓦も同前ちや其道理を以て見る時は、人間とても實の魂なければ、石瓦も同じ事である、故に古哥に「人多き人の中にも人は無し人になる人人にさせ人」と示された、總じて無理の事は、出来ぬものにて、人間も實の人に成りろふな物を見分けて、先達て人と成し人が、人と成さねば、實の人とは成り難きものである、依て何事も宿縁と云ふ物は、有難き物ちやから、繪像木像金石を以て神佛の形は造つたもの、目が明けて無いと、尊敬の心が起りません  
 ○君を思ふは身を思ふ 都て古へより申て馴たる語なれども、只慣はしと斗り思ふては、古語の詮がない、面々の心に引受けて、取用ふる時の、古人の本意にも叶ふである先づ君と云ふは、主人を指し又親兄弟を指して云ふ言葉なれば、何れも我身を任せて、従ふ處を云ふものちや、先づ主君を指して云ふ時は、其の主人の身の上を、大



切に思ひ暮す時は、其身も亦た自ら立行く道理である、然るに普通の人の了簡には、君の方への心運びは無くして、其身の取廻しの能きやうに、奉公向きも樂に勤めて、當日の渡り方、易からん事をのみ願ふ人は、何時々の程にか、不時の難義出來て、思ひ掛けなく、永の暇を云ひ渡され、當日の送り方に困るである、又親兄夫を指て、君とする方にも、我が身を任せ従ふべきの人なれば、夫を疎末に致し、勝手氣儘斗りをして、或は親を輕んじ、密夫を拵へ、遊興にのみ長ずる人は、終には其家を離れ、掛るべき縁もあい人の、世話に成て、身の置所も無いやうに成る、皆な是れ此諺を用ひずして、教へに背く故ぢやに依りて、男女ともに其心ばへを忘れずして、主人親夫に随ひ行かば、我身は自ら立行き、生涯無難にして、横板紙職の主となる案じ無く、目出度一生を終られるのである

○三ツ子に刺刀 此諺は譬へて云は、都て身分に取扱ふ事の其の利徳を、委しく辨へもしないで、持扱ふ事を誡めたものにて、其道理を語らば、漸く三才にも及ぶ童子は、刺刀の利く切れるを辨へんから、刀先きの本のと云ふ差別も無く、手當り任

せに一束攫みにするので、我今怪我をする事を、思はず知らずして、取扱ふ、其の如く此道理は小供斗りに非ず、諸事に渡りて、甚だ有る事ぢや、普通の人の物事取扱ふ様子は、大方斯の如きもので有る、先づ儒を學ぶ人にも、其利に届かざれば、何事も外には教へなき事の様には、佛法をどの皆な方便の説にして、虚空の如く取所の無い様に、思ふて、顔前にのみ迷ふである、其外何事を取扱ふとも、其の實意に至る所迄、修行の届かんければ、皆三ツ子の刺刀である、然れば及物も唯切れる事のみを知りて、身を脩むるの要たる事を、辨へざるは、則ち三ツ子の刺刀です、夫の醫者は人を助くる事を知て、己が助かる事を、知らぬが多きものにて、儲々耻かしきは、我が心である、何卒人に後指を指されぬ様に、面々の家業職分を取扱は、三ツ子の刺刀の諺を覺へし、甲斐がある、と申すものである

○青兵法大瘡の元 何事も夫々の藝能の篤と手に入らざる内に、夫を頼みとして、働きたてする時は、却つて怪我過ら事がありて、其利を得る事、甚だ稀である、先づ兵法及術の業を以て是れを語らば、其術に入て、少しく法を覺へると、世間の人は、

皆無手の様に思はれ、我一刀打込めば、如何なる巖石でも、碎かん様に思へども、何程の銘劔銘作を以て、打つとも、手の内が未熟ぢや、通り難きものにて、手の内さへ、調へば、持つ道具には依らず、破竹の篋草を以て、岩を割る事など、往昔より銘人達人の業に有る處でムります、都て何業にても、妙の利迄に行届かぬ内は、必勝の利に至る事能はんものである、又銘人達人と雖ども、運命無き時は、是れ又必勝の利に至る事難いものでムります、偕て妙と云ふ心を論ずるに、是れは其通の正意神にして、師も之を教ふる事能はず、弟子も又學ひ得る事能はずして、其道執心の處より、自然と其業から教へられて、己か心に得る所のものゆへ、口授傳法の利ではありません、假令一業の師範と雖ども、未だ其利を得ざるのに、却て弟子が其利に至る例がある、是れ則ち禪家に云ふ、以心傳心教外別傳の處なれば、鼠負の沙汰でありませず、又糸竹の銘人音色を聞けば、牛馬犬猫も眠りを生じ、往還の旅人も行く事を忘れ、鬼神も實に角を傾け、夜及も働きを止むと云ふ、是れ其の妙々の業にして、己か心の働さぢや有りませぬ、或は茶道の業とて、右の通り、道具往來の遲速は、師の口授に及ばぬ

處にて、自然と運ぶ處の調子は、皆な妙より顯はるゝ事あれば、申分のあき様に、道具の往來するのは、皆妙の業である、又柔術とて、右の通り、當身等の手意、死活の術に於ては、以心傳心の理に至らねば、其の本意は成就せず、鎗術等も左の通り、一向無力の人にて、鎗先きにて、俵物を鎗玉にする事、是れ其の妙より顯はるゝ處で、諸藝どもに、入口を少し心得れば、自由に成る事の様思ふは、是れ則ち、青兵法大瘡の元である

○蓮花 日は日に照さるゝと、必ず開くもので有る、我れ等凡夫も、御法の光に逢ふ時は、未だ發心しさい者でも、必ず能く發心して、菩提の因と成り、成佛の果を開くやうにあるのは、恰も蓮花の日に照されて、開き出すのと同じ事でムります、故に昔から、蓮を因果俱時の花州とも、申し傳ひて有る次第です

○陰陽師身の上知すら 此喻は都て占ひ者に限らず、諸職の人々、其身分の事には、却つて疎き物ぢやから、其職乍ら詮がない、今は昔の事であるが、播磨國に貞弘と云ふ馬乗の名人がありて、近所に又名高き占ひ者があつた、此者折節能き馬を持て居る

ゆへ、或時彼貞弘を招きて、乗試をさした、スルト貞弘の此馬に乗て、我家に歸りて、仕舞た、乃で彼の占ひ者、こは如何にとて、馬を乞ひしかば、貞弘が申すに、汝程の者が我を呼んで、庭乗させるは、定めて馬を取らせん、と云ふ心であらう、殊に人の身の上をだに占ふ者が、馬を奪ふ心のある我に乗する事や、あると云ひければ、返す言葉の力及ばて、遂に馬を取られて仕舞たと云ふ、右の如く占ひ者も己れが身に掛る事は、却つて知り難き物ぢやから、既に陰陽師、身の上知らずと云ふ譯でふります、文字言句は辨へおれども、占ひ者の道をこれに用ひざるは、知らぬも同じいのです、儒者は其名に酔ふて、人に教ゆるのみを専一として、己れが身に行ふことを爲ざるか故に、是の身の上知らずの仲間です、斯の如くの道理あるから、何人も家業職分は、大切に心掛たき物である

○川立川て果る 此諺は譬て云は、何事も思ひ寄る時は深入して、身命をも失ふ事のあるものでふりまして、既に淮南子に、能く遊ぶ者は、水に溺れ、能く騎る者は馬より落つ、各其好む所を以て、却て災を爲すと云ふ語より、出でたるものであ

る、都ての事に、善悪邪正の理りかあり、其理を辨へて、行ふ時はよろしいが、然れども其事に入て、見分の出来ぬ場合があり、併し一命をも失ふ程に、踏込まねば、手に入れ難き物です、又身命を顧す捨ると云ふも事柄に寄り、次第に因ての事なれば、能々其道筋を調べて、物は辨へたき事である、必ず心得違ひの事ありて、己が慾心より深入して、身を亡す人はありとも、主君の爲に身命を失ふ人は、至りて稀かれ、是等の勘辨か肝要である

○犀の生角を身に帶ぶ 犀と云ふ獸は水の中で、大自在力の有るものにて、現に其生角を身に帶て、水に入るに水五尺、身に近ぶかない、と申す事ぢやが、今我々がお互に、唱ふる御念佛の妙用も、亦た其通り、口に任せて、御念佛を申せば、過去遠々の悪業を、遠離することは、誠に不思議でふります

○戦争 をするには、晝戦より夜戦が仕よい、自力の修行は、恰も晝戦で、他力の修行は、夜戦と同じ事である、我等凡夫が、生死輪廻の今日の有様は、夜戦の最中ぢやから、妄慾悪魔の大敵を、打亡す戦争の進退掛引、晝戦より夜討の方が、却て我

等の爲めに、都合が可い

○稼かせくに追付く貧乏無し 夫れ人々の貧乏ひんぼうに苦しみ、渡世とせ爲しかぬるは、皆な己れが惰怠なまけで、稼がぬ所より招くものぢやから、朝夕勤め稼く時は、自然と、天より恵み有りて、渡世とせ緩やかなるので、貧乏神も負けて逃出して仕舞ふものです、故に大原大明神も稼かせぎを進め給ふ神歌に「時知らず折りを待ぬは哀れなり稼かせぎても見よ暮ぬ日やあさ」と示し玉へば、神佛天道の思召も兎角惰怠なまけでは叶ひ難いから、己れに備はる、家業職分を精出して、月日を送らば、如何いかにも貧乏神も追付兼て、福果回満の身と成れる譯である

○錐こしの尖と針の穴 此大地に錐を立て、天上より芥子を擲たら、旨く其尖に刺りませうか、決して刺りますまい、又富士山に針を立て、彼ヒマラヤ山より、大風の強く吹く日に、糸を渡したなら、能く其銛そのさきが、針の穴へ通りませうか、是れは甚だ六ツケ敷しきことでムりませう、我々の人身を得て、佛に値ひ奉る事の難いのは、右の喩に同じ事でムります

○家を建る には先づ繪圖を、引く事が肝要ぢや、左り乍ら、其家が建上りし上は、繪圖が不用に成て仕舞ます、我等が佛法を信するに付きても、發願利生の心が起りて、受戒入位の目的を達する迄の間、行持報恩も仕なけれやありませんが、修正不二の妙契めづかしに、到いたつた場合には、早や行持報恩の事も、不用になるのは、恰も家の建上つた上は、繪圖が不用になる、と同然どうぜんで有りますれば、各位も其心にて、精せいく行持報恩の業を、積つみんけりやなりません

○井の内の蛙大海を知らず 此諺は莊子に依たもので、歌に「はかなしや筒井の蛙我ばかり外をも知らず淺き心は」と云ふことがある、總じて幼少の時より、親の手元斗りに居て、他人の中を知らず、人情つとね附合の方に届かぬ人を見ては、此諺を出して、茶呑嘶とある一應聞き得たやうなれども、右の通りにては、此諺の詮せんがあひ、都て人間は、相應の學問が有ると云ふても、其學びの道を己れに用ひざれば、學ばざるも同然どうぜんにて、既に古語にも己れを知るを、物知りと申します、假令文字言句は、讀みたりと云ふても、己れが心に辨わかへざれば、論語讀みの論語知らずと云ふ、今井の内の蛙と

云ふも、先づ其如く、殊にひろく辨へざれば、狭い井の中を、大海と思ふて暮すと同  
と譯ぢや、何事も廣く渡りて見れば、様々の道理があるゆゑ、狭くしく心得ては、  
大ひに間違の出来るものであるから、其勘辨が有度事である

○左右手ば甘露の日和あり 此訓は万葉に出て居るが、抑も源順此和訓を付けかね  
て、清水寺の観音に祈らんとせし時、道にて老女馬に乗りしが、下りんとして危ぶ  
みしを、口付の男、待てくと云ふて、老女の左右の手を取て、下したのに思ひ當り  
て、万葉集にある所の、左右の手と云ふ字に、左右と訓を付けて見るに、何れの歌に  
も、能く叶ふゆへ、是れ観音の利生を評したと云ふ事ちや、都て物事善惡ともに、其  
時節の到来する迄を、待つと云ふ、第一辛抱甲斐なく、物事堪忍の心薄くては、待ち  
得難いものである、假令其時節迄は待たずとも、善惡ともに、其挨拶すには、前行  
七歩後行七歩とて、前へ七足、後へ七足、歩む程の間を取りて、返事に及ぶ時は、大  
間違のあきもので、唯た心の發するに任せ、惡事に惡心を以て早速に答へ、善事  
に善心を以て、即時に返答する時は、必ず後悔する事が多いものぢや、是等は第一の

勘辨にて、何事も己れを顧りみて、物を云ふ事は、人間第一の嗜みです、實に利不盡  
に我を惡口し、罵る人あるに、我も共に立腹して、其惡口を聞きながら、心にて己れ  
が心を、能く顧りみるがよい、何れ向ふより、利不盡に申やふに思へども、其惡  
口せらるゝ種は、此方にあるのである、其種を見附けおぼ、必ず向ふより、惡口の返  
答に、惡口を以てする時、何日迄も盡る期なく、後には相對にて濟まず、近所隣の  
世話になる、やうに成行くものである、左れば初め事の起りた時、我方の種を見付  
て、斯く云ふ事も、ありし事なれば、今新たに惡口せらるゝには非ず、尤と思ひ定め  
て、己れが惡し所を詫て穩かに挨拶する時、近所隣の世話にも成らずして、事濟む  
ものでありますゆへ、是れ等の心得が肝要です、先さより厳しく言ひ懸りても、平和  
に挨拶せられては、流石人情なれば、恥入りて後には向ふより、詫事せらるゝ、やう  
に成行くものですから、乃を甘露の日和有りと云ふのぢや、都て昔しよりも、堪忍の  
文字の直段の、頗る高直です、凡そ世の中に、堪忍程成り難きものは無い、道理ゆゑ  
に、刃の字の下に、心と云ふ字を重ねて、忍と云ふ字おれば、一生懸命の場である、

然る處を忍ぶ事なれば、能く、勘辨あるべき事です

○藝は道に依て賢し  
此諺は譬へて云は、昔玄也法印と云ふ醫療の達人ありま  
した、此人修行の爲めに、諸國を行脚せられしに、志賀の里に到られたら、此處の庄  
屋が、玄也を呼び入れて、此家の嫁が病氣で寐て居る、先づ婦は何病か占つて指玉  
へ、云ひ當て玉は、上手の醫と思ひ療治を御頼み申さうと云ふので、玄也も困り切  
たけれども、爰ぞ醫は意ありの悟りと思ひ、懷中より療治本を取出し、大勢の男女の  
中にて、高聲に嫁の頭に煙立けりと云はれたれば、家内の人々嫁の方を見遣るゆゑ、  
偕のアレこそ嫁あれと悟り、其人を指れければ、偕も名人とて、療治を頼みたと云ふ  
ことであり、斯の如く其道々に依て、心の働く事は、各別ぢやから、我身何程の發明  
者にて、諸藝を能くすると云へども、多藝各々其實理には到り難いものである、世に  
餅は餅屋と云ふ、と同じことにて、素人の功者と云ふより、夫々一藝を主とする人は  
何れか、其道に達して居る所がある、然れば我れ能く、何事もすると雖も、必ず慢心  
なく、其道々に随つて、取扱ふ事が肝要です、譬へば呉服屋の疊た反物を、素人が解

き散らす時に、幾筋も其折目が見へて、有ながら、元の如くに畳まれぬ、醫者も其  
通り、素人の功者より、下手醫者に任す方が、遙かに丈夫の事なれば、爰らの勘辨が  
第一である

○恩を仇で報ずる  
此諺は人間の成す所の業の皆な行違ひに、ある事を教へたもの  
にて、譬へて云は、都て凡心の情を以て爲す處は慈悲憐愍を爲すと雖も、愛着の  
心より爲す事ぢやから、恩を興へて、恩で返ると云ふ道理でない、其恩を興ふる方に  
ても、兎角人聞きも、能き様に思ひ、又恩を興へて、向ふより敬ひ、重んじらるゝ事  
を、我が樂み悦ひとする心を以て、慈悲憐愍を爲る故に、却て仇毒と成る道理である、  
其身にて食たり、着たり、遣ふたり任して、其餘分の有る時は、人に恩を興ふるけれど  
も、餘分無き時は、一向手を延ばす心が無い、是れ其實の無き證據である、然るに  
神佛の慈悲と云ふは、誠に眞實なる故に、人の爲めに我は苦しむ、饑餓刻苦して、地  
獄へも落ちやう、火水に入りて苦しむとも、助け濟はむ、と云ふ眞實がある、故に神  
佛に向つて、仇を以て報ぜん、と云ふ心は無く、佛の誓ひ神化を開きては、ヤレ有難

やとして身代を振ふても、或ひは佛閣を建て、社頭を造營して、剩へ永代の爲めに、多くの田地迄をも、奉納すると雖ども、夫れを惜む心のあいは、實に神佛の誠の顯はるゝ處である、然るに凡心にて爲す業は、人に恩を與へて、其悦ぶ姿を見聞きして之を我樂みと爲し、殊に我れなればこそ、斯くも仕て、取らせたりとて、眞柱を八間も高くし、慢心を起すも、慈悲の心無き故に、皆奇仇に返りて、報はるゝ様に在る、然れば其慢心や無慈悲の心を、諫めんとて示し置たる右の諺なれば、全く余所の人への諫言ではなきぞ、我身への示しと思ひ、迎も慈悲善根の心あらば、前後往先きを顧みずして、人の爲めには成り度きものぞ、我れ一分の押領すれい、天より十倍にて、之を取返し玉ふと云ふ、佛の慈悲の、無蓋の大悲と云ふて、上げ底も蓋もせぬ、眞實一筋の心ず、誠に頼もしいのである

○惡ひ鷹には餌を飼へ 此諺は人間一心の治めかた、取廻しを教へたる語にて、一應是れを論ずる時は、彼の鷹匠等の預り置く鷹の中にも、生得として、氣質の荒き鷹が、汕断をすれば、鷹匠にも飛付く程の、徒者が有りて、鷹匠が是れを惡む餘り、

此方よりも、荒く當り取廻す時の、鷹の心にも彌立腹して、止む事がない、然るに此語の如く、其徒者には、格別に餌をも與へ、和らかに當る時は、鷹の心にも、満足する故に、自然と柔和に成りて、後々の其鷹も遣ひ能く成る、其如く人間の出合ひ、付合ひも、根情悪く、六ヶ敷人には、却つて懇ろに挨拶し、何事も先きの六ヶ敷心に背かぬ様に、取扱ひ往く時は、其人は心に満足する故に、是れまた自然と和らぎて、能き人と成る、兎角人間は我れと云ふものに、氣儘を致させては、世の中は渡り難きものである、己れは愚鈍にして、世間の人は賢き者と心得て、物事を修行するが、肝要です、既に此心を佛の教にも、普賢の徳と示して、世上の人をば、皆な賢き人と思へとて、普賢菩薩と名乗て、教へ玉へども、夫れの菩薩の事よと思ひて、我等への教へとは、思はず、賢き者は我れ斗りの様に思はゞ、大いなる間違であらう、能くく勘辨ありて、心の修行ありたきものである

○比丘尼に櫛を出せ 此諺は無理ある譬へに、人々申馴れたる語にて、一体無理の様には聞ゆれども、一向に縁無き事には非ず、當時比丘尼の事ならば、頭の飾りは無け

れども、本性女の事ぢやから、持まじき物でもない、故に尋ねられべき縁がある、先づ其如く、我に人が無理申し掛けし時、急に思ひ當る事無ければ、借々無理と云ふ人ぞと忍ふて、其挨拶に及べども、押返して無理と云ふに種無きことを、云ふものはムりません、併し先きの心得違ひか、又は我身の誤りかを、能く／＼考ひるがよい、我身にも、誤りある故に、人も無体に責問ふならん、然れども、當時覺へ無き事ならば、是は過ぎし世の爲し業の、報ひあるらんと思ひて、堪忍せねばならぬのである、古歌に「過ぎし世に借りて返すか今なすか何れ報ひの有りとどころしれ」と示しもあれば、向ふに劣らず、争はんより、詫入りて居る方か、大きに勝の道理である、心を静めて、勘辨すれば、能き了簡も出来るものぢやから、早速心に覺へは無けれども、無理を云ひ掛けらるゝ處こそ、實に比丘尼に櫛出せ、と云はるゝも、同然の事と思はれます

○毒喰は皿ねぶれ 此諺の都て爲る事云ふ事、二半に成つて、柔弱なるのは、何事も成就し難い、善惡共に強くあければ、其徳顯はれず、惡事とても、今時は唯一段の事にて、後代迄も、名の残る程の事は無い、彼の天竺にては、提婆日本にては、守屋

等の仕た業の如きは、今の世迄も云ひ傳へて、其名が残りて居るぢやムりませんか、又善事と雖ども、唐土の廿四孝の人々は、其名今に残りて、世の中の鏡手本ともなりてある、又往昔の名僧智識道人にては、宗祇、宗徳、芭蕉等今に其名徳を残して居る、職人は若年より習ひ覺えし、其業を一生捨すに心掛けて、出精せば世にも惜まらるゝ程にあり、商ひする人も何にても、始に思ひ定め處の品々を、飽すに商業する時は、我一生の渡世に成るものである、然るに彼是と品替へをして、商賣する時は、却て渡世には成り難い、其品々の改まる毎に、相手は新らしく成り、損毛は多くして、其徳に到る迄は、喰積さかね、本より薄き元手金、減少して世の中計り、悪く云ひ爲し己れが不徳不簡とは、心付かずして、九尺四方の裏店にさへ、住居かねる其根本は毒喰ふて皿舐る程の心底でよい所より、來る處なれば、都て勘辨有度事である、或は坊主が醫者の真似をし、醫者は餘所の嫁婿の世話を爲し、或は家屋敷賣買の口入取次を専らとし、百姓の家にも、商ひ物を置く様に成るのは、一段働きの様あれども、其元は不案内の事なれば、彼是と損失は出來て、本職の方は、自然と疎く成行き、却



て鉄鎌をも質に入る様な事が出来て、後には田畑も人の物と成り、仕舞の果に、善光寺参りと成て、朽果る、是れ皆な生れ付たる所の業を疎末にし、物事辛抱甲斐なき故ちやから、何卒先祖の志を失いぬ様に、一生を送ることを、内心に忘れぬ様に、嗜みたき事である

○走る馬にも鞭 我等は何事を爲すにも、油断と云ふ事に氣が付ぬ者でムリです、故に其油断無き様に、在らしめんと云ふのが、此諭の起りである、去れば急用を、馬上にて達する時、幸に駿足の馬あればとて、馬に任せて乗し人も、心に油断を爲し、馬も亦た能く走ると計り思ふには、自然と足も草臥て、遅く成る事を受へず、隨て刻限も延る事がある、依て乗し人も油断せずして、時々鞭を加へる時は、双方ともに油断なくして要用も便するのに、左はあく万事我は能くすると思へば、何時か油断とある事多くして、何事も成就し難いものである、然る時は我は人より不調法にて、物事調ひ難しと思ひて、何事にも油断の心、出来る事を忘れず、修行せば、成就せずと云ふ事は無い、爰にて漸く此諭の本意も達し、其身に具ひし徳も願はれるのである

○杓子定規 此諭は物事一概に心得て、何事にも昔しの事姦ましく用ゆるを、世に杓子定規と云ひて、間の合ぬ事に云ひ習はしたるが、兎角此定規を、人に計り宛競べ用ゐては、此示しの詮がない、是れは定規の遣ひ様、當て様にて、心得違ひがある、先づ人と對談する時は、向ふの人を定規として、我等が心は、杓子であると思ひ、己れが心の高下を削り落す心に思へば、間違ひは無い、然るに通都の人の了簡には、己れが心を定規として、向ふの人を杓子と思ふ故に、間違多くして、混雑をする、誰人も自分を定規として、人の心を直さんと思ふが、夫れ杓子定規と云ふ者である、既に古歌に「まかり人直あるは神慈悲佛同じ心をもつと教へて」とあれば、兎角人間は、曲るが持前である、然れども、人の曲りは能く見付けて、己れが曲りを、知らざる故、夫れを知らしめ給わらむとて、此諭があるのである

○千里の道も一足の下から 此諭は辛抱甲斐無きの有りし時に、云ひ出し用ゆる譬である、去れども常に其道理を、心に嗜まねば、古語の詮がない、普通の人の望みには金錢なれば壹圓又は壹錢、と望む人の無くして、一息に千二千圓とは好めども、少

金を望むに賤しく、持も明かぬ様に思はれて、誰も少金を望む人が無い、己れが遣ふ金銭の外より、来るべき道理は無い、我遣ふ金銭は、我より出さねば、遣ふべき道理はない、故に金に千圓と云ふ金は無い、金あれば壹圓、錢なれば壹錢、と云ふより外はない、其壹錢一圓、積みくつて、十とも百とも千ともある、先づ一錢を大切に、夫れが増して十錢となり、十が増して百とあり、百が増して千ともある、然れば始めから百千の金銭を望んより、辛抱堪忍の心を望み好みて持時は、心の願ひも成就する譯じやのに、其堪忍辛抱を持ぬから、窃盗ともなり、強盗とも成つて、即時に奪ひ取つて千にも万にも有付く事されども、其本は我身を苦しめて、見ぬこと故に、其金を澤山に思ひて、暫時に遣ひ果して、物不自由に成る、乃で又強盗を始めねば、金に有付く事が出来ない、去れども運命盡れば、其場にて一命を失ひ、其金を遣ふ樂しみも無い、尤も大勢の人の中に、商ひにて大金を儲け、山事にて俄に大金に有付く事も有れども、夫れは千人の中に、五三人は有るか無きかにて、其外少金にも有付くと云ふは、其身を絞り出したる、金であくは永持は、せぬものである、其永持のすると

云ふは、彼の心苦辛勞を思ふが故に、小錢といへども、無益に遣ひ難いのです、依て永持して、彌々其金増上すれば、千百億の分限者とも成る、都て道を歩むと云ふも、百里千里と云ふ里數はない發足の始め、我家の門を一足踏出したる、其足を止めずして、數を積れば、壹丁、壹里、十里、百里、千里ともなる、皆な是れ心苦辛勞の爲す事すれば、是にて堪辨ある時は、此諺の示しの通りである

○第二款 因縁

◎宗教所立 佛教と耶蘇教万字と十字

佛教と、耶蘇教とは、大に似たる處あり、佛教は元來耶蘇教の始祖、アブラハム、モセス等の後裔ある、歐洲の人種が、印度へ移住し、該地に於て開きたる教法あれば、其根源を同ふすること、論を俟たず、佛教に、第一西方に極樂ありと云へるは、己が先祖の國、即ち歐洲の方角を指したる事、第二佛教に用ふる十二支は、西洋と同じき事、第三伽陵頻迦と云ふ天人あることを説くは、西洋のチエリニービンと同じき事、第四支那の古代に於る佛像は、眼凹み鼻高く、恐ろしき相なりしを、晋の戴顓ある者諸

人の敬愛欽慕を博せんが爲めに、之を今日に傳はる佛像の如く、慈悲忍辱の相に改めたりと云ふ事、第五阿彌陀天帝共に、唯一神にして、釋迦基督共に救世主なる事、第六兩教共に十戒ある事、第七兩教同じく地獄極樂を説く事、第八珠數を用ふる事、第九塔を建て鐘を用ふる事、第十像の頭部に毫光ある事、第十一佛教の帝釋天摩利支天は西洋のシユビトルとマルスなるべき事、此れ等の十一證に據りて、佛耶兩教の關係を見るに、兩教共に同思想を有する人に由りて造られたるあり、自ら相類似することの生ぜしものならん、私に考ふるに、觀世音は大慈大悲にして世を救ひ、地藏菩薩は冥土に在りて死者を救ふ、各其教は万字形なり、基督は世を救ふ聖人にして、其徽號は十字形なり、佛教にも獨鈷を交叉して、十字形を作るあり、此の如く十と万と相似たるも、亦暗に符節を合せるもの乎と、知玉叢誌に出づ、

佛法は、天地間の一大道理を指して云ふものにて、此一大道理たる、佛法は萬劫の昔より、盡未來際に涉りても、亦少しも變りもせねば、亡びもせぬものである、シテ又其萬世不變不易の佛法は、天地も人事も悉く皆ら制裁する丈の、力を持ちて居る

ものでありますれば、吾人人間が、佛法を造らうとしたとて、決して之を造ることの出来やう筈はありません、然るに世人は、釋尊が始めて、佛法を説かせ玉ひしもの、やうに、申しますけれども、是れは大いなる間違てゐります、三世の諸佛は、生き變り死に變り、絶へず佛法を説かせられて、且つ法の性相は、常住不變なるものであります、左れば佛法は、人間の造つたものでなく、又釋尊の專賣免許でもなく、萬劫の昔より、存在する處の一大道理を稱して、佛法と申すのですから、此佛法の道理の光を以て、耶穌教の成立を、照して見たならば、彼の耶穌教こそ、人間の拵へたものだと見へるであらう、斯く述べ來つたならば、佛法は、天然自然の道理を表した宗教ぢやが、耶穌教は、人造教である事が明らかである、人造教が自然教をマテル事が出来るとも、自然教の人造教を、マテやう筈は無い、之を以て考るに、佛耶兩教の像躰、教義、其他万字形と、十字形との、相似たる處あるは、佛耶兩教共に、同思想を有する人に、造られたのでなくして、却て耶穌教徒が、佛

その珠と、むすびこめたる、もとゆひも、とくべきはどの、ありつるものを（薩摩守忠度）○浮雲の、こゝにかしこに、漂ふも、さおせぬはとの、すさひありけり（蓮月尼）○世の中にあは、有明の、つさせしと、説けは心のやみそ、はれぬる（崇徳院）○谷の響き、巖に鳴く猿、こえくに、たゝ此經を、とくところさけ

○大凡讀書須是熟讀了、自精熟、精熟後理自見、得如喫果子一般、劈頭方咬開未見滋味、便喫了須是細嚼、教爛則滋味自出、方始識得這箇是甜、是苦、是辛、始爲知味。語類。○唐張參手寫九經、每言讀書不如此寫、書高宗親灑宸翰、遍寫九經、又嘗御書漢光武紀、賜執政徐俯曰、卿勸朕讀光武紀、朕思讀三十遍、不如此寫、一遍王綬○雖有佳者、不食不知其旨也、雖有至道、不學不知其善。學記

神學ハ實体的宗教ニシテ宗教ハ趣味的神學ナリ（ウアードロ）○神ヲ禮拜スルハ神

ヲ崇尊スル爲メニアラズシテ自己ヲ崇尊スルガ爲メナリ（モアー）○真正ノ宗教ハ社會ノ根元ナリ然ルニ宗教一タビ輕侮セラル、時ハ社會ノ組織鞏固ナルヲ能ハズ（パーク）○天帝ヲ崇拜スルハ是レ偶像ヲ拜禮スルモノナリ（リード）

○善巧方便 醫者の調劑

天保四年頃、水戸侯の侍醫に、淺田楮庵と云へる者あり、侯の若君、或日虛病を搆まへ、楮庵を試みんが爲め、召して彼れに診察せしむるに、楮庵ハ早く若君の、虛病あるを悟り、若君に謂つて曰く、公病あり、良藥を捧げんとて、一の散藥を以てす、若君心中に楮庵の凡醫を侮り、密かに笑ひ乍ら、之を服せしに、何ぞ圖らん是れ砂糖あり、乃ち若君は楮庵を召して、其故を問はるゝに、楮庵答へて曰く、臣始め公を診するに病なし、然れども病ありと云はゞ、是れ公の意に逆ふなり、故に公の常に好ませらるゝ、砂糖を盛りて、捧げしなり、然れども君臣の情誼ハ、少しも欠る處なく、却て其全きを見るを、得べきに候はずやと、若君楮庵の言を聞きて、大に感服したりと云ふ、

此楮庵の若君の虛病を診察して、藥を盛らすに、砂糖を盛りて、捧けしことは、是れ一の善巧方便と申すものである、釋尊の、御經を説かせらるゝに當りても、亦た尙ほ善巧方便を用ゐて、種々に教相廢立、華嚴阿含方等、般若法華經等を、御説きなされた譯である、其種々に教相を廢立なされたのは、ツマリ人々の機根が、マチクで一定せん所から、人機相應に、色々の御經を説せられたものぢやに依りて、其御經に格別優劣のあるべき筈はない、左ればこそ釋尊は、常に「此法の支分する金枝を折て、十八とするが如し」と仰せられた、按ずるに此御言葉の意は、一枝として金枝ならぬものはないやうに、御一代の諸經は、何れも皆な、一佛眞實の金口じやから、少しも優劣がないとのことで有らう、シテ斯く教相の廢立から、宗旨も分れ出したので、其起原を尋ねて見ると、釋尊の滅後百年代に、大天五事ありし時に、上座大衆の二部に分れ、後ち數百年を経て、西派東岐とあり、二十部に分れ、其支那に傳はるもの、俱舍、成實、三論、涅槃、攝論、華嚴、地論、法華、唯識、禪、眞言宗等である、ソウして是れ等の宗旨の、皆を我國に傳はり、更に今日で、淨土、

眞宗、時宗、融通念佛日蓮宗等が起りて、其宗派の數は、十一宗三十六派に分れ、各々門閥を建立して、以て佛敎を保持して居る事ぢやが、是れを人体に喩へて申さば、恰も手足背腹ありて、一身を成し、眼耳鼻舌を以て一ツの頭部を、飾るやうなものである、故に混沌七竅を鑿るやうなものでは、決してないのである、然るに、若し強ひて多くの諸經を排して、一經に固執し、十一宗三十六派を、一宗に收めやうなどと云ふ愚論は、是れ人々の手足を折り、眼耳を壊りて、身軀を保たせんと欲するので、同じ事である、左すれば、佛敎は其宗派の幾ツにも分れて居るに由りて、能く活用をするのぢや、シテ宗派の多く分れて來たのは、諸教廢立の致す處ぢや、其諸教を廢立するのは、即ち善巧方便の勢ひ、ソウしければ成らん處より、起つた譯である、

○曩昔拘留孫佛造青不鐘掛修多羅院二千時諸化佛出三現乎鐘上面談十二部經一獲果者不可勝數二矣失名 ○曲順機宜和顏誘誨愛語攝受慈眼願瞻知覺 ○大小聖人輕重懸

人皆同齊應皈選擇大寶海念佛成佛選擇 ○我般涅槃去後經道留止千歲々々後經道斷絶  
 在レ心所願スル皆ナシ可シ得道ス 平等 ○十惡五逆罪滅得生天無量壽經 ○謗法闍提回心皆往全 ○佛告ニ秘  
 密主ニ此真言相非ニ一切諸佛所作ニ不レ令ニ他作ニ亦不ニ隨喜ニ何以故ニ以ニ是諸法々々如レ是故若  
 諸如來出現若諸如來不出諸法々爾如レ是住謂諸真言々々法爾故ナルカニ 大日

夜もすから、終日になす、法の道、みなこの經の、聲と心を（承陽大師） ○奥山に、心を入  
 入れて、尋ねずば、深さもみちの、色を見ましや（徳川家光） ○たちまよふ。溱の  
 りの、明かたに、松原みへて、月が残れる（宗尊親王） ○世のつねの、まつ風ならで、  
 山寺は、釜のれとさへ、法の聲なり（蓮月尼）

宗教ハ皆ナ空想家ノ吡喊ナリ（エマーメン） ○正義ニ合フ宗教ニハ一物ノ能ク抗スルモ  
 ノナカルベシ（グラットストン） ○多神教ハ上帝ノ意及眞理ニ一致合同セザルモノナリ  
 （プリングハム）

○不動智慧 劍術と千手觀音

（上略）十人して、一太刀つゝ太刀を入れるに、一太刀請流して、跡に心を止めず、跡を  
 すてく候は、十人乍に働きを欠ぬにて、十人に十度心は動けと、一人にも止め  
 ずば、其所へ取合て、働きは欠け申す間敷い、若し又一人の前に心が止まらば、  
 一人のうつ太刀をば、請流すべけれども、二人しての時の、手前の働きが抜け申さん、  
 又千手觀音には、弓、鉾、劍など、種々の物を持ち玉ふ、御手の數は千あり、是れは  
 身一つに手が千ありても、用に立つそ人に示さん爲めに、作りたるものなるが、假り  
 に其弓を御取りなさるゝ手に計り、心を止めさせらるれば、九百九十九の手、皆な  
 御用に立つまじく、相考ひらるゝも「心を一所に止めぬと云ふ道理を得心すれば、千  
 の手に千の心を止め、千手千心の用を達し申すべし、總じて佛法の所詮ハ「一所に  
 心を止めぬと云ふ事を知るの外なくいへば、初心の住地より、能く修行して、不動智  
 の位に至れば、立歸りて元の住地の初心の位へ落る様に有之候、是れ始めと終りと、  
 同じ心持あり、一から十まで算へ廻せば、一と十との隣りに成り申し候、調子さども、

一の初めの低き一越より算へ候て、上無の高き調子に行き候へは、一の下と一の上と隣りに成り候、ズット高きと、ズット低きとは、相似たるものに相成り候、此道理と同じく、佛法も亦た始めの住地と、後ちの不動智とは、必らず平等に相成るものに有之候と、是れ澤庵宗彭禪師の垂示なるが、本文は頗る長文なれば、今唯た其要旨を摘録するのみ、

春のさる、霞の衣、ぬきをうすみ、山風にころ、みたるべらなるとは古今集中に出て居る行平朝臣の歌ぢやが、此れは心を春と云ふ、一所に止めて詠れたから、其歌の上に、宛も春の景色が現はれて居る、然るに若し、心を春と云ふ一所に止めず、冒頭の春を秋として「秋のさる霞の衣云々」と詠た時には、如何でありませう、其歌は春の景色のうららかに、のどかなる處もなければ、又秋の風景の、しほくとして、さみくしき様子もなく、歌やら讒言やら、サツバリ分りますまい、若し夫れ秋と云ふ處に、心を一所に止めて「秋のさる、紅葉のにしき、長ければ、山下水に、すらはぬれつゝと或人の歌の如く、詠ましたなら、其歌は前の行平朝臣の歌に、擬

したものに違ひなければ、秋の風景は眼のあたり見る心地が致します、佛法の修行も、亦た其れと同じ事で、春時に秋を思ひ、秋時に春を思ふたりして居りますれば、無明煩惱と不動智とは、幾年かゝりても、別物に思ふて居て、逆も之を平等に見ることは、出来んものぢやから、心を一所に止めぬこと、誠に肝要でゐる、

人ハ唯々其有ツ所ノ多少ニ由リテ、互ニ相輕重ス、其人物ノ如何ニ依リテ、相輕重スルニ非ス(エマルソン)○我心性ノ法則ノ外ニ、神聖ナル法則ハアラズ(エマルソン)○人ハ非ナリ神ハ是ナリ是ハ非ニ勝ツベシ故ニ神ハ人ニ勝ツベキナリ(セツキスピヤ)

○青相不壞故而亦非非青(大日)○万物靜看皆自得四時佳興與人同(程明)○數々現行都無慚愧一深生愛樂一見是功德(瑜珈)○在レ已爲レ德及レ物爲レ道(釋慧)○博愛之謂レ仁行而宜之之謂レ義由レ之而之焉之謂レ道足ニ乎己ニ無レ待ニ于外ニ之謂レ德(韓昌)○毋レ意毋レ必毋レ固毋レ我子○余思楚璞致レ光必須錯礪獨錦擒レ彩尤資濯江(三教)○隋侯之珠徑不盈寸趙王之

壁枚不躋雙名朱書 ○一人發眞皈源十六虛空悉皆消殞正法眼藏 轉法輪卷

ひらく時、この實を結ぶ、梅の花(加賀千代尼) ○五月雨の、まげきが中に、咲く菖蒲(同じ人) ○夏來れば、霞のあみをさしかへて、若葉に青さ、さぬかさの岡(契仲阿闍梨) ○てりもせず、曇もはてぬ、春の夜の、おほる月夜に、まくものぞき(新古今集) ○波もひき、風もつなぬ、すて小舟、月こそ夜半の、さかりありけれ(承陽大師)

○依教依法 工大と左官との話

過ぎし年、大工の三太郎と云へる者と、左官の熊吉と云へる者と、差し向へ、色く相話をして居たりけるに、ヒヨイとした話の末より、偶々話、佛法の事に及び、熊吉の云ひるやう、佛法の法門は、八万四千にして、經數は五千六百卷ありとの事あるが、此數多の法門經卷は、何れも其説く所の意を異にし、譬へば或經には、一字不説と云ふかと思ひば、或經には横説豎説と云ひ、又或教には自力で無くんば成佛しかたしと

説くかと思ひば、或宗には他力ならずんば、往生する能はずと、教ふるの類を見るも、亦た佛法の極意を知るに苦しむなり、熊公は如何に之と思へるやと、問ひたるに、熊吉は拔らぬ顔をして、三兄イ聞かずや「釋迦といふ、徒ら者が、世に出て、多くの人を、迷いするかな」と

佛の教へは、隨機開導として、世の諺に言ふ通り「人を見て法を説く」を主義とするから其説教の色くに分れ、意の異なつた處が、あるやうに思ふのも、尤おやけれども、是れ固より、隨機開導の致す處であると思へば、隨つて四教五味、五時八教と色くに其説相の差別のあるのも、當然の事じや、是れが當然の事であるとしたなら、上根利智の人に、自力説を聞かしめ、下根劣智の人に、他力教を説かねばならぬことは、是れ自然の道理である、之を譬ひて言はば、猶ほ上戸に、菓子を喰しむるを得たるが故に、之に替ふるに酒を興ひ、下戸には酒を飲しむるを得ざるが故に、之を換ふるに菓子と興へねばならぬのと、同じ事である、酒と菓子とは、元來性質を異にする、物ぢやけれども、人の嗜好を充たすと云ふ點に於ては、同じき物であるが如く、佛法



も其説相には、色くの差別あれども、是れは唯だ、人々を濟度する爲めの方便にして、人々を彼岸に到らしむる、佛の本懐に於て、少しも異あつた處がない、此處の道理をば「あめわれ、雪や氷とへたつれど、落れは同じ、谷川の水」と古歌に申すのである、之を要するに、佛法と云ふ道理は、一ツよりないのぢやが、人々を教へ導く爲めに、種々の方便を説くのぢやに依りて、此理を誤解せぬやうにせねば、イケません昔、或學匠が、鹽を買ふとして、絹一疋を鹽賣に與へたゆゑ、鹽賣は鹽一升計りて置き去つたが、翌日の梅商が、學匠の宅へ來たので、學匠は佛然として、梅商に向へ、昨日は汝能くも、我れを欺き去りしやなど怒りしに、家僕は傍らより口を添へ「昨日主公を欺き去りしは、鹽賣にして、今茲に來り居るは、梅賣でふりますれば、其人物既に違ふて居ますから、御怒りなさるゝも、無益でふりますと云ひけるに、學匠は「汝の鹽賣と梅商と各別に思ふのは、是れ別教隔歴の理でありて、圓教無差別不二の理に至りては、鹽賣即ち梅商にして、梅賣即ち鹽賣ぢやあいか」と大聲揚げて叱りしことは、沙石集中に見へたが、恰も此話と同じく、方便と道理とを各別に思ふと、

何時迄も佛法の極意は、分るものぢやないから、更に一步を進めて、道理即ち方便、方便即ち道理と知れば、一點たりとも、佛法の教義上に、疑ひは起らぬ等ぢやありませんか、

猿猴亦く、同じ尾上の、月影も、や木つたひて、小夜更にけり（契沖阿闍梨）○さ  
 得るそ、やかて佛の、みなれ棹、さして教へん、思ふ波路を（西三條實隆）○とり  
 かへし、扇のつまに、思ひさや、須摩の浦風、こもるべしとは（實雄法師）○さくら  
 花、どむ白る妙へに、咲き匂ふ、山を吉野と、人はいふあり、

○妙者名不可思議也法十界十如權實之法也智者○妙法蓮華經者本地甚深之奧藏也全  
 ○默觀是釋尊之遺身經王又遮那之全跡也乃至正待機所待時也來葉必弘法利生菩薩來而  
 可恢此教於世三○夫於一佛乘者根本法華教分別說三者隱密法華教唯一乘者顯說法  
 華教妙法華之外更無一句經唯一佛乘之外更無餘乘等隨機有于名隨根有淺深

諸有智者善思ニ念之ニ一代經教無レ執ニ優劣ニ但已開未開佛說ニ淺深ニ今爲レ洗ニ偏執ニ捨ニ量  
功德ニ也傳教○諸佛大悲於ニ苦者心ニ偏愍ニ念常沒衆生ニ是以勸皈ニ淨土門善導  
大師

宗教ノ盛衰ハ分業ノ方法完全ナルト否トニアリ(イリス)○造化教ハ野蠻時代ニ行ハル  
ベキ宗教ニシテ因縁教ハ文明世界ニ行ハルベキ宗教ナリ(ロツクエス)○宗教ニ分派ア  
ルハ猶ホ經濟學上ニ論スル分業法ノ如シ(スベルサー)

○眞妄教判

モルモン宗の經典

モルモン宗は、米國に盛んに行はるゝ、一宗教なるが、此宗祖と云ふハ、同國の農民  
スミスと稱する人なり、此人幼少の頃、古井戸の中より、一怪石を釣出したるに、近  
傍の愚民等は、其石を視て祈願するに、不思議の感應ある由を噂せり、茲に於てスミ  
スは、一宗教を興さんと欲するの念切なりしに、或夜スミスは、神の告に依りて、或  
山上より、銅牌數枚を掘出せし、夢をみたりしかば、一日近傍の山上を掘りしに、果  
して銅牌數枚牌を得たり、其牌面を見るに、イスレールの古語を鐫るものにて、スミス

が神告に依り、讀み判じたる處に據るに、其文章はイスレール十族の一ある、猶太王  
レヒーの子、ニフヒーの記したるものにて、ニフヒーは、國難を避んが爲め、其故國  
シユルサレムを出て、米國に來りし事を、後世に傳へんと欲して、其次第を認め遺し  
置きたるものとす、スミスは之を英文に譯し、モルモン宗の經典と爲せり、即ちブツ  
ク、オフ、モルモン是れなり、而して其教義として、常に談ずる處は、米國人は本來神  
聖なり、其譯は、イスレールの遺族なればなりと、又一夫多妻と正道と爲し、三位三昧  
の説を立てり、

佛教を除くの外、他の宗教は、何れも皆な歴史に據り、或は奇跡を證しますけれど  
も、歴史や奇跡などは、人爲的のものでムりますゆへ、コンナ物で成立た、宗教ハ、  
眞正の宗教とは申せません、其然る譯を御話し申さば、歴史や奇跡などに基きて、  
成立た、宗教は妄誕を事が多くムりますから、世の開明と相應して、人々を感化し  
て行く事が出来ません、之に反して道理上に成立た、佛教の如きは、却て世の文化  
を誘ふ力がありますので、能く人々をして、智識を發達せしめ、道德を敦厚ならし

ひる事が出来ず、斯く申すと、人或は佛教と雖も、其經典は後人の手に作られたものぢやから、矢張りモルモン宗や耶蘇教の經典と、變つた事は無い、經典既に然りとせば、佛教も亦た人為のものど、謂ふて宜しいと申すかも知れませんが、成る程、佛教の經典は、佛滅後に弟子達の、結集せられたものに相違ありませんけれども、佛教の經典を、佛滅後に弟子達が結集したからと云ふて、佛教までも亦、之を人為的の宗教であると云ふて、誤ります、況て佛と申しても、釋尊計りが佛ぢや無い、釋尊の前に佛があれば、又其後にも佛がありて、前佛後佛の數は澤山にあります、殊に我佛門に於ては、諸經の説人に五種ありと説き、一に佛自口説、二に佛弟子説、三に仙人説、四に諸天説、五に化人説と、分ちて、此區別は諸經を一讀すれば、何人にも亦能く之を知り易き事がある、加るに三法印とて、佛經の眞偽を見分るに、標準を取る方法も、具はりて居て、佛教の妄誕眞實は、歴然として能く分ります、如何ぞ之を彼のモルモン宗や、耶蘇教などのやうか、妄誕を經典を、所依と致して居る、宗教と、同一視する事が出来ませう、

はかなしや筒井の蛙、我れはかり、外をも知らず、淺き心は(詠者不詳)○いつくにも、我法ならぬ、法やあると、空吹く風に、問へと答へず(慈圓僧正)○いつかたも、殘さず行きて、尋ねども、花は御法の、花ばかりこそ(同)○

○眞如界内絶ニ生佛之假名ニ平等性中無ニ自他之形相妙樂大師○一瞻一禮邪神祇正受ニ蛇身五百度現世福報不更來後生必墮三惡道○十方薄伽梵一路涅槃門楞嚴經○非法無ニ以談空非會無ニ以説法金剛經○求ニ妙法於瘡紙付正法於口談集序

宗教ノ價值ハ其經典ヲ見テ之ヲ知ルヲ得ベシ(ミル)經典ハ宗教ノ裝飾具ナリ(タロンチー)○宗教ノ眞理ヲ證明スルモノハ經典ニアリ(クラーク)○宗教ヲ信スル者ノ冀望ヲ満足セシムルハ經書ナリ(ロックスレー)

○一同佛乘 固執の弊

凡そ事物の一方に固執するの弊は、遂に其真相を判断すべからざらむるに至るものなり、朱子や、鄭玄や、徂徠や、均しく是れ孔子の教を奉ずる者なり、然るに大學首章明德の二字を解するに、何れも其所見を異にし、朱子は曰く、明德は人の天より得る所にして、虚靈不昧衆理を具へて、万事に應ずるものなりと解し、鄭玄は至徳と釋し、徂徠は徳顯と判し、何れも其自説を固執し、其優劣を争ふ爲めに、却て孔子の説の、主眼たる所を知るに苦しましむるに至る、是れ實に學者が、事物の一方に固執するの弊なりと、謂はざるべからず、

今夫れ、佛教を信仰する人々の中に、宗旨の善惡を論することも、亦た前の話と同じ事である、凡そ宗旨の宗と云ふは、天台の法華玄義には、之を要と釋し、輔行には尊なり趣ありと註し、明曠菩薩戒疏に、要なり、趣なりと、解し、靈芝觀經疏には、宗は是れ主の義、一經の主と判じてある、シテ見ると宗旨とは、我一心の旨にして、勤め行ふ道を云ふのぢや、何れの宗旨でも、佛教の旨趣に二ツはない、唯だ人々を濟度し、成佛せしむると云ふ、佛の本懷を祖述する處は、一ツより外には

あい、左れば天台、眞言、禪、淨土と、色々に宗旨はあるとも、是れは唯だ、利根鈍根中根の機に隨ふて、人を教化する爲めの便宜法であるぢや、併し乍ら、淨土宗に歸依する人の考ひでは、念佛の數を百億千万も、澤山に積めば、往生が出來ると思ふて、我淨土宗を除き、外の宗旨は皆な不成佛のものとして、又日蓮宗の信者は、題目を唱へて、大鼓をたゝさへすれば、成佛し得らるゝものと考ひて、獨り我日蓮宗を眞實の法門と爲し、他の宗旨は悉く權方便無得道のものであると誹るのは、恰も岸田吟香の手代が、精鑄水を御客に賣るに當りて、精鑄水さへ眼に注せば、一切諸病は起らぬと講釋を言ひ、守田治兵衛の手代が、寶丹を御客に賣る時に、寶丹さへ服すれば、凡そ如何ある病と雖も、癒ぬと云ふことない、功能を述べたてると、同じ事であるが、佛教も斯く世俗に同じきやうに成つて、肝腎の人々が、一心の旨として、勤め行ふの道を得知らせずば、是れ佛の本懷に、悖ると申すものぢや、シテ又銘くに持つ心を、宗旨と信じ、此理に隨ふと決定したる所が、是れが宗旨の至極あるぞと思はんで、徒らに宗旨の善惡を、彼れ是れと論ずるは、是れ一心法界一同佛乘の、道

理に背くと申すものである、

はりま瀉、ひゞきの海の、ひゞきまで、心のよその、ねとやは聞く〇うつくにか、  
我法ならぬ、法やあると、空ふく風と、問へと答へす(慈鎮和尚)〇ねる夜あく、法  
を求る、人あるを、夢の中にて、過ぐる身ぞうき(選子内親王)〇われうれし、庭の  
梅ヶ枝、冬こもり、今春へと、匂ひ出でつる(日將)〇三つの川、一つの海と、な  
る時は、舍利弗のみぞ、先渡りぬる(傳教大師)

〇宗者要也所謂佛自行因果以爲宗也云何爲要無量衆善言因則攝無量證得言果則  
攝如下提綱維無二目而不動牽二衣一角一無上縷而不來故言三宗要二玄義〇指示爲示教  
詔爲教會二彼得益爲利使二彼心喜爲喜論〇汝從三何處二得是無生內觀從師耶從  
經耶從自悟耶師與經即是汝之外緣等眞宗論〇如人數三他寶二自無中半錢分上於法不  
修行二多聞亦如是華嚴

學術ニ科學アリ宗教ニ宗派アルハ社會ノ人ヲ好ム所ノ道理ニ歸一セシムルノ目的ナリ  
(キヤルヴヰン)〇自己ノ歸依スル宗教ハ猶ホ暗夜ニ携ル提灯ノ如シ(ミル)〇何レ宗教  
ト雖モ亦タ多少ノ眞理アリ故ニ漫ニ之ヲ排斥スルヲ得ス(ウヰメン)

〇唯識所變

天竺の工師と畫工との因縁

過ぎし昔、北天竺に、木細工を巧みにせる工師ありて、或時酒肴を整ひ、常に懇意  
にする、畫工を招きて、酒を飲みつゝ、互に持ち前の技藝の事など、相語らへ居る傍  
に坐して、酌を取る美嬢を、畫工は見て、ゾットするほど、惚れくしたれども、其  
様子も見せず、酒を飲み乍ら、工師と技藝の事を語らうに、何時しか其夜も、深更  
になりければ、工師は畫工に一泊を進むるにぞ、畫工の喜びは言はん方なく、其儘其  
家に泊り、工師の寝込みし頃を窺ひ、美嬢の床に這込みしに、圖らさりき、木もて造  
りし女ありければ、此家の主人に誑らかされしに心附き、是れより畫工は、奥座敷に  
入りて出て來らず、斯くとも知らぬ主人の工師ハ、朝、眼を覺まし、フト畫工の床を

見れば、蕩抜けの殻なれば、是れは不思議な事とて、奥の座敷に到り見るに、畫工は  
 高き處より、繩を懸釣して、頸を括り苦しみ居るゆゑ、工師は大に驚き、勝手より出  
 及庖丁を持來りて、其繩を切らんとするに、何ぞ思はん頸括りの處を、座敷の壁に畫  
 きたるものにてありたれば、畫工は其時、座敷の押入の襖を明け、笑ひ乍ら出で、云  
 へるやう、貴公は我れを誑かせしに依り、我れも亦た貴公を誑かせしのみとて、互に  
 技藝の妙を稱し、且つ迷ひの幻と。同じき事を悟りしと云ふ、  
 醜婦が鏡に對ふたなら、其鏡に映る所の顔も、矢張り醜顔に映るのは、是れ當然の  
 事ぢやのに、夫れを然う思はんで、如何して此鏡は、斯う自分の顔が悪く映るだろ  
 うと、不思議な了間を起すは、是れ迷ひの雲が、心に晴んからで有る、船に乗り、  
 山を觀つゝ、海河を渡るに、自分の乗て居る船の、動き行くのに氣が附んで、却て  
 山が動く行く様に、思はるゝのも、亦た是れ心の迷ひが、去んからで有る、箇様に  
 迷ひの心を以て、萬象を觀れば、萬象は皆な虚妄に見ゆるものぢやけれども、心に  
 悟りが開けた時は、萬象は悉く、眞實に見ゆるもので有るから、我心の取扱ひ方  
 一ツで、美嬢の木像も活た美嬢と見え、畫た頸括りの圖も、眞個の頸括りと、見へ  
 るでゐる、

○不應住色生心不應住聲香味觸法生心應無所住而生其心經 ○恒河  
 大海皆水而已此中無火而鬼見猛火天見瑠璃一魚想捷宅攝大 ○如大海水因風波  
 動水相風相不相捨離而水非動性若風止滅動相則滅濕性不壞故如是衆生自性清  
 淨心因無明風動心與無明俱無形相不相捨離而心非動性若無明滅相續則滅智  
 性不壞故起信論

はりま瀉、ひいさの海の、ひいさまで、心のよその、音とやは聞く(詠者不詳) ○  
 時くは、扇のうごく、ひるねかな(古) ○満るより、かくるならいそ、まとかなる、  
 一夜の月の、かけにても知れ(心學道哥集) ○水鳥の、ゆくもかへるも、跡たえて、さ  
 れども道は、忘れさうけり(承陽大師) 別れにし、たゞ其時の、儘なれば、忘れは

こそ、思ひ出もせり。(菅公)

想像ナキ人ハ誠ニ可憐ノ動物ナリ其生涯ハ光ナキ月夜ノ如シ(ボヅ井)○心ハ吾人ノ  
兩眼ナリ(ダヴバート)○心ハ宇宙ノ美術園ナリ(バルツアック)○汝ノ心ヲシテ閑暇ア  
ラシムルヲ勿レ若シ其心ニ閑暇アラシムレバ忽チ惡魔ガ其虚ニ乗ジテ汝ノ心ニ入ラン  
(テール)

○慧眼所具 塙保巳一の因縁

昔、武藏國兒玉郡に、塙保巳一と云ふ人あり、此人幼少の頃より、盲目なりしも、文  
事の心に富み、他人より、一たび教へられし事、能く之を記憶して、決して忘るゝ  
ことなく、其成長の後、萬卷の書籍を暗記し、群書類聚と題せる、五百三十卷もあ  
る大著述を著せし人なるが、此人或時、門弟の爲めに書物を講義したる折しも、風吹  
込みて、燭臺に立てし蠟燭の、光消ゆしゆゑ、門弟共は「先生よ暫く講義を御止め下  
さい、闇くて書物の文字は少しも見へ申さず」と云ひしに、塙は笑ひ乍ら「目明きも

亦た不自由の者あり、燈の光を借らざれば、夜、書物を讀めぬとは、手が如き、盲目  
に劣ること遠き者なり」と云ひしとかや、

凡そ目は、物の色や、形を見分る爲めの靈具であるのに、目明きであり乍ら、物の  
色や形を、見分る事の出来ん人のあるのは、何と咄々奇怪な次第ではありませんか、  
箇様奇人は、既に目明であり、乍らも、盲目に劣る處の人ぢやから、逆も法性眞如  
の光を見る事の出来んで、常往涅槃の、都に遊ぶ事の得がたきも、亦た決して無理  
ではありません、左り乍ら、我れ等、此土に生れて、遇へ難き佛法に遇ふのは、誠  
に此上なき幸を受けて、生れたのぢやと思へば、心を一途に佛法に傾け、眞理に  
依りて、萬事を處理するが、肝要なのである、若し左もなくんば、其心は色々に迷  
ひますので、縦へ目明でも、盲目に劣ること、萬々でふります、昔し管仲の、齊  
に入りて、道の方角が分らなく成り、馬を放ちて、始めて其歸路を知つたと云ふが、  
是れは馬の智識が、管仲より優つて居たので、其元と歩むで來た道を忘れんのは、  
馬の智識が、唯道を知るに専らであるからなのぢや、左れば盲目の人の、事物一途

に心を配るのも、管仲の馬と同じ事であるが、夫れにしても、目明は目明丈の、伎能が無くして、イケません、

○只貴子見地不問子行履蓋謂有見地者必有行履有行履者未必有見地也今乃自負狂解而蕩德喪檢嗚呼痛哉佛室 ○必須心剋己晝夜莫廢異命為期禮生 ○設有衆生見聞於佛業障纏覆不生信樂亦種善根无空過者乃至究竟入於涅槃唐華嚴如 ○父母所生清淨肉眼見於三千大千世界内外所有山林河海法華 ○發下救一切衆生之心乃至佛滅度後能解其義是諸天人世間之眼於三恐畏世能須臾說一切天人皆應供養全 ○如人以指指月以示感者々々視指而不見月人語之言我以指指月令汝知汝何看指而不視月此亦如此語為義指語非義也是以故不應依語論 ○衆生盲暎失正見不知出要佛為指示引之今出如

人も我れも、千世の古道、たちかへり、たゞしき跡を、ふまんとと思ふ(千種有功) ○

移す影、一つの塵も、残らぬを、心にせよと、おくる鏡(心學道歌集) ○頂に、  
鶴の巢や、つくるらむ、まゆにかゝれる、さゝかにの糸(承陽大師)

見ルベシ聞クベシ唯タ汝ノ口ヲ釘メ(西諺) ○物ヲ觀テ善惡精粗ヲ判別スルモ行其如ク成ラサル者ハ眼アルモ亦タ眼ナキカ如シ(ハッコ) ○情慾ハ心ヨリ起リ心ヲ動スモノハ視力ナリ(タチレー)

○祈禱利益 筆屋夜行の因縁

今より三十年前の事なりしが、遠州濱松に筆製造を業とする、藤作と呼ぶ卅二三の男ありたり、此男は少しの事より、思ひかけなき小金を儲け、江戸見物に行き、見物終りて江戸を出發し、神奈川に泊り平塚に泊り、翌日箱根山を越へる時は、古來名高き峻峻な峠とて、歩める足の掛らぬ爲めに、今で云へば午後十一時過ぎにもありしがは、往來の人跡も絶へ、何となく心淋しく、大に困り居たりし處へ、折よく老僧の來たるに出逢しものから、夫れと見るより藤作は進み寄り、「モシ御出家さま、折入りての御



願ひがふりますが、私は遠州濱松の筆屋藤作と申して、江戸見物に参つた歸りの者、然るに生得の足弱はと、又此山より手前の宿場で泊り損なつたのと、加ふるに生來臆病なのとに、此山越をするのにも、狐狸に魔されはしまいか、追剽盜賊に出逢はしまいかと、前に進む足も、兎角、跡へ引るゝ心地致しますゆゑ、ドウツ私を連れて、此山を越ぬさして下さいませぬか」と、地上に頭を垂れ、拜むやうに頼むを以て、老僧も無情に其頼みを、聞かぬ譯にも出来ぬば、如何せんと按せしに、暫くして老僧は、何か考へ附きしと見ゆ、懐より紙入を取出し「此れは拙僧が三河國豊川妙嚴寺より拜受せし稻荷大権現、災難除の御守にて、此御守を身に附けてさへ居れば、譬へ夜中ドンナ恐ろしい山中を、通行するとも、決して災難に罹らず、氣丈夫に通行が出来ることゆゑ、之を進めるから、懷中に收め祈念を込つゝ、此山を越へなさい」とて御守を藤作に與ひて、老僧は急ぎ行き過けり、藤作は其御守を得て、大に勢ひつき、一心に災難除の祈念しつゝ、無事に翌朝三島驛に着し、立場茶屋に憩ひ、昨夜貰ひ受け御守の靈驗に感心し、夫れにしても勿体なき其御守の中を、頻りに抜き見たくなりしも

のから、之を抜き見たれば、何ぞ圖らん青くコツテリとした、鼻葉の附きし、塵紙の切れはしにてありしとぞ、

諺に禰の頭も、信心から、と申すからには、心さへ誠で有つて、信心を籠たなら、神佛を祈つて、其利益の無い譯は、有りません「たてろめし志だにたゆまずは龍のわぎとの玉も取り得ん」と古人の歌にもある通り、信心が強かつたら、龍のわぎとでも、佛の白毫でも、何でも欲しいと思ふ物を、求め得ることは、必ず出来るもので有る、神佛に祈禱を仕て、利益が無いの何の、と云ふて、愚痴を滴すの、結り自分の信心が、弱いからちや「月影のいたらぬ里はなけれどもあかむる人の心にぞ住む」と云ふ古歌の意を、考ひて見るに、祈禱の道理も、亦た此歌の如く、月影の到らぬ里の、ちい譯ではふりません、祈禱の利益は、必ず有るもの、と決定して居るけれども、眺むる人の心にぞ住むで、其利益の現はれる、と否とは、唯だ祈禱する人の、信心が弱いと、強いと、の差別に、由るものであるから、此所の道理を、誤まらぬ様に、致さんでは、不可ません

謹按汝南桐陽有<sub>ニ</sub>於田得<sub>レ</sub>麀者<sub>ニ</sub>其主未<sub>ニ</sub>往取<sub>レ</sub>也商車十餘乘經<sub>ニ</sub>澤中<sub>ニ</sub>行望見<sub>ニ</sub>此麀著<sub>レ</sub>繩因持去念<sub>ニ</sub>其不事<sub>ニ</sub>持<sub>ニ</sub>一鮑魚<sub>ニ</sub>置<sub>ニ</sub>其處有<sub>レ</sub>頃其主往<sub>レ</sub>不見<sub>ニ</sub>所得<sub>レ</sub>麀<sub>ニ</sub>反見<sub>ニ</sub>鮑魚澤中<sub>ニ</sub>非<sub>ニ</sub>人道路<sub>ニ</sub>怪<sub>ニ</sub>其如<sub>レ</sub>是<sub>ニ</sub>大以爲<sub>レ</sub>神轉相相告語治<sub>レ</sub>病求<sub>レ</sub>福多有<sub>ニ</sub>效驗<sub>ニ</sub>因爲起<sub>ニ</sub>祀舍<sub>ニ</sub>衆巫數十帷帳鐘鼓方數百里皆來<sub>ニ</sub>禱祀號<sub>ニ</sub>鮑君神<sub>ニ</sub>其後數年鮑主來<sub>ニ</sub>歷<sub>ニ</sub>祠下<sub>ニ</sub>尋<sub>ニ</sub>問其故<sub>ニ</sub>曰此我魚也當<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>何神<sub>ニ</sub>上堂取<sub>レ</sub>之遂從<sub>レ</sub>此壤<sub>ニ</sub>俗<sub>ニ</sub>通風<sub>ニ</sub>○物之所<sub>レ</sub>聚斯有<sub>レ</sub>神言其獎成<sub>レ</sub>之耳傳<sub>ニ</sub>○李遠嘗校獵莎柵見石叢薄中以爲伏虎射而中之鏃入寸餘就視乃石也<sub>ニ</sub>現耶<sub>ニ</sub>○劉子駿嘗以廣事問揚雄雄曰至誠故金石爲之開<sub>ニ</sub>後書<sub>ニ</sub>○泰山之雷穿<sub>レ</sub>石殫極之纒斷<sub>レ</sub>幹水非石之鑽索非<sub>ニ</sub>木之鋸<sub>ニ</sub>漸靡使之然也<sub>ニ</sub>枚乘<sub>ニ</sub>○楚熊渠子夜行見<sub>ニ</sub>寢石<sub>ニ</sub>以爲伏虎射<sub>レ</sub>之沒金飲羽視之石也因復射<sub>レ</sub>石矢摧無<sub>レ</sub>迹<sub>ニ</sub>韓詩<sub>ニ</sub>外傳<sub>ニ</sub>○李廣守北平出獵見<sub>ニ</sub>草中石<sub>ニ</sub>以爲<sub>レ</sub>虎射<sub>レ</sub>之中沒<sub>レ</sub>鏃視<sub>レ</sub>之石也明日復射<sub>レ</sub>之石不能<sub>レ</sub>入<sub>ニ</sub>矣<sub>ニ</sub>漢書<sub>ニ</sub>○加護有<sub>ニ</sub>二種<sub>ニ</sub>一顯加謂<sub>ニ</sub>現身語<sub>ニ</sub>讚<sub>ニ</sub>印其所作<sub>ニ</sub>二冥加謂<sub>ニ</sub>潛垂<sub>ニ</sub>覆攝<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>現<sub>ニ</sub>身語<sub>ニ</sub>衡<sub>ニ</sub>孝<sub>ニ</sub>○若內教說<sub>ニ</sub>三品九類之中<sub>ニ</sub>有<sub>ニ</sub>福德<sub>ニ</sub>者爲<sub>レ</sub>神无<sub>ニ</sub>福德<sub>ニ</sub>者爲<sub>レ</sub>鬼勝劣雖<sub>レ</sub>異皆鬼趣攝<sub>ニ</sub>原人<sub>ニ</sub>論解<sub>ニ</sub>○神聰明而正直故其道賞<sub>レ</sub>真而罰<sub>レ</sub>僞<sub>ニ</sub>抱朴子<sub>ニ</sub>○神者聰明正直而壹者世依人而行

行左

祈らでも神は守ると思ふこそ我怠りの心なるらめ(下澤保躬)○まこゝろにかけて勉めよ人は皆神のよさしの業を忘れず(徳永)○なへて世の善も悪さもいちしるくふみゝて迷ぬ事ヲ怪き(正樹)○末の世の願ひ求むる其事のしるしなきころしるゝなりけり(傳教大師)○清まはり持ゆまはりて幣もいはひそまつる神のみまへに(春信)

信仰薄シトノ故ヲ以テ人ヲ地獄ニ蹈シタル者ハ亦タ仁心乏シキノ故ヲ以テ地獄ニ落サルベカラザルナリ(ヒマーム)○人間ハ祈禱ノ動物ナリ悲哀憂悶病若ノ場合ニ瀕スレバ必ズ神ニ祈禱シテ以テ心ノ平和ヲ冀フ(ヒームレン)

○眞妄俱實 迷信中の眞理

何れの國にても、愚民は多く、迷信する者なれども、左りとて、此迷信の一概に、之を排斥すべきものにあらず、其由来を探究すれば、随分面白く、且つ有益ある事を、發

見すべし、今其種類を大別するに、二種あり、其一は事の眞實にして、其解釋を誤ま  
 るものと、其二は本來正確なる道理ありと雖も、後ち種々に、變成したるものと、是  
 れなり、故に迷信も、其由來を探究する時は、必らず一の眞理に據ること、疑ひなし、  
 左れば何れの迷信も、眞理の元素を見出さんとするには、第一其起りし所以、即ち其  
 履歴を究め、第二諸處に在る、同種類の迷信を比較すべし、譬へば西洋諸國に、馬肉  
 は食物とするに、不適當のものありとの迷信を、抱く者あり、此説の起りを尋るに、  
 馬はヲデン神に、獻納したるものなれば、耶穌教者は、之を食すべからず、若し之を  
 食するものは、異端なりと云ふ事實に基けり、又或國に於ては、一家の門戸、開き放  
 さざる時は、其内の病者は、死す能はずとの迷信流布し、他の處にては、前説に類し  
 て、若し一室の戸窓の閉ざれざる時は、其内に臥する人は、死する能はずと言へる  
 事あり、此れ等の迷信は、若し戸障子を閉ざして、室内を暖かあらしむれば、其肉の  
 病人の生命を、續かしめ云ると云ふ、眞理の變じたるものあり、又病氣の時は、襤褸  
 を神聖なる室に掛け置ば、其病を癒すを得る、と云ふ思想の流行する處あるが、是れ

は病氣の時の、排泄物及汚穢物を爛布にて拭ひ取り、他に棄ることありしより、始ま  
 りしものなるべしと、  
 日蓮上人は、錄外十五品を供養抄中に「闇ノ中ニ影アリ人之ヲ見ズ、虚空ニ鳥ノ跡  
 アリ、人之ヲ見ズ大海ニ魚ノ道アリ、人之ヲ見ズ月ノ中ニ、四天下ノ人物、一モカ  
 ケズ、人此ヲ見ズ、而リト雖也、天眼ハ之ヲ見ル」と仰せられたが、如何にも其通  
 りである、凡そ世の中には、宇宙固有の眞理、所謂 Natural Law. と申すものは、  
 決して二ツ、とあるべき筈は無いゆゑ、虚心平氣にて、其眞理を見出さうと思つた  
 ら、何人も亦能く、之を見出すことが出来ねば、ならん筈である、天眼を以て、見  
 たから、必らず其眞理を見出す事が出来るに、キマツて居るけれども、凡俗の悲し  
 さには、心に闇ひ處があるので、知識が十分に具つて居らんのとて、種々な考ひか  
 ら、色々の迷ひを起し、其迷ひの結局、此事の斯うに違ひ無い、那事は那アに違  
 ひあるまいと信じます、此れを前に申すやうな、迷信と云ふのでふりますが、此迷  
 信中に、眞理のある譯は、本來迷信中に、眞理を具して、居るでは無くて、人々が

眞理の觀念解釋の、誤まる處より、眞理は追々變成致しまして、其眞理で無いものを、迷信するやうに、なつて参ります、處が眞理は矢張り、眞理ですから、迷信中にも其眞理は、存して居るに違ひ無い、尙ほ今之を譬へて云はゞ、伊勢國に朝熊山の萬金丹と申しては、古來能く世人に知れ渡つて居る、妙薬であります、ソウして、其製薬本家は唯た一軒よりムりませなんだが、近年は山田の町迄参りますれば、軒を並べて、萬金丹を賣る店が、多くありまして、何れも皆な、自ら本家く、と申して居るのみならず、殊に其賣直も、朝熊山本家で、賣る直段より、ズツト安うムりますゆゑ、利屈上より申せば、朝熊山本家の方は、新奇に出來た、山田町の萬金丹店の爲めに、壓倒しられ、さうなものぢやけれども、ソんな様子も見へず、矢張り元の如くに、商賣繁昌して居る處を、考ひて見れば、本家の本家丈の株が、具つて居るに違ひ無い、迷信中に眞理を存する譯柄も、亦此れと同じ事である、凡そ世の物事には、眞妄の二ツがあつて、差別上より云へば、迷信中に眞理を、存するやうに見ゆれども、平等門より云へば、迷信眞理、共に無差別じやから、眞即ち眞

理と、妄即ち迷信と、別々に、見解すべきものじや無い、ソウして、其差別と平等との中道より見る處を、實相と云ひ、其實相を見る地位に至れば、即ち天眼を具ひた分際であるから、眞理の觀念解釋を誤まることなく、又迷信するやうな事もない譯ぢや、

かりそめに夜半の煙とのぼりしは鷲の高根にかへる白雲(後宇多天皇)○ことばりどなるばかりどまことなるすぐれおとるの皆わさなれや○雲よりも高さところに出て見よしはしも月に隔あるやと(夢想國師)○こゝにのみありとやは見る何處にも妙なる聲に法をこそ聞け(赤染衛門)○雲しきて降る春雨わかねども秋の垣根はれのがいろく(慈覺大師)

假造ノ事實ハ必ラズ皮相ノ合宜ヲ備フルモノナリ(フ井リツブス)○信仰ノ心ハ初メ一  
所ニアラズ此方ニ捜シ彼所ニ求メテ遂ニ一ノ信仰心ヲ起スニ至ルモノナリ(マシウ、ア

トノルト) ○迷信ノ中ニ真理アルガ如ク眞信ノ中ニモ亦タ誤謬アラシク(バルサク) ○正信ノ結果ハ身ニ平和ト幸福トヲ得ルモノナリ(ラ、フランテル)

○轉凡證聖 教師と生徒との話

或學校の教員は、漸く入校したる斗りの、一生徒に算術を教へんとて、言へけるやう、四ツに三ツを加ふれば、幾個になるべきかと問ひしに、九ツなりと答へたり、依て教員は、之を能く生徒の腹へ入れしめんと、深切に教へて曰く、汝の母が、汝に牡丹餅を四ツ喰はして、後ち又三ツ喰はしむるとせば、夫れで幾個になるやと問ひしかば、生徒は嬉しき面色にて、私は夫れ丈喰ひば十分ありと、答へたる由あるが、子供に物を教ふるは、中く面倒なるものと謂ふべし、

佛が、我れく御化導遊ばさるゝも、亦た丁度此學校の教員が、生徒を教ふると同じく、中く面倒であるから、佛は我れくを御化導なさるゝに、種くの方便を設け、種くの教経を、説かせられた次第である、即ち三乘十二分教、大小顯密權實内外の諸經は、悉く皆な濟度の方便ぢや、方便と云ふと、俗に謔も方便とやら申

して眞實で無いものゝやうに、思ふ人が多いけれども、佛説の方便は、俗間で云ふ、謔とい大いに違ふ處がある、之を譬へて申すに、佛の我れくを濟度なさるゝ爲めに、方便を御用ゐ遊ばさるゝのは、恰も江海を渡す船筏か、病をいやす藥か、左もあければ、月をさす指のやうなものぢやに依りて、謔とは大いなる違ひでござる、何と各位よく考ひて見るがよ、指を以て月を知り、藥を服して病が癒る、船筏に乗りて、江海が渡られたならば、是れは眞實で、決して謔ではありますまい、然るに始め格別旨くも無い物を、頗る旨いと云ふて、他人に喰はしめたるに、其喰ふた人も、亦果して旨く無いと申したなら、是れ大いなる謔である、謔と方便との、相違あること、亦以て知るに足りるでありませう、シテ見ると、佛の方便は、我れくを濟度ささるゝ爲めに外はなく、既に前に言ふた教員が、生徒に算術を教ふるに、牡丹餅の數を以てしたる、道理と同じ事であるのぢや、左れば我れく、深く佛の善巧方便を信じ、自身は具惑未盡の、凡夫であることを辨まへ、朝な夕なヒマに任じて、念佛あり供養なりを致す時は、惑障自然に失せ去りて、成佛得達し得らる

いこと、相違ムらん、

葉 新 の 教 説

たらちねの、生れし道を、先みつゝ、救ふためしと、知るかうれしさ(西三條實隆)○  
おやと子の、跡をうけつぐ、ためしをも、佛の道に思ひ入ぬる、○忘れても、ねぞめ  
するとは、語るあら、子は老ぬると、親の驚く(誦蓮)○空蟬の、からだに聲を、もと  
めしり、我いとけなき、昔のみかは(妙立和尚)○たらちねと、聞ぬさきより、大方り、  
わやしき迄に、たつさひにけり(平忠度)

○法身在何不遠我身也弘法大師○如人数他寶自無半錢分於法不修行多聞亦如是  
華嚴○不假方便自得心開楞伽○万象之中獨路身爲人自肯乃方親昔年誤向途中一覓  
今日看來之火裏冰絲○一切有情皆有本覺真心無始以來常住照々不昧了々常知亦名  
佛性亦名如來藏從無始際妄想翳之不自覺但認凡質故耽着結業受生死苦  
大覺感之說一切皆空又開示靈覺直心清淨全同諸佛大論

葉 新 の 教 説

學校ハ人物ノ製造所ナリ(コメンアス)○教育ノ目的ハ兒童ヲシテ自主自由ノ人物タラ  
シムルニアリテ他人ニ制馭セラル、人物タラシムルニアラズ(スペンサー)○生徒ハ教  
師ノ言行ヲ映寫スルノ鏡ナリ(ミル)

○發菩提心 象の文字を解する因縁

印度のボンベイに在留する、英人某氏の、曾て一頭の象を飼養せるが、其性如何にも  
敏捷あるを以て、試みに文字を教へ見んと思ひ、堅七寸に横二尺の黒板を、其前に立  
てかけ置き、其れに「March」即ち「進め」の一語を記し、指にて之を差示しつゝ、幾度  
とかく繰返したるに、象は次第に其意味を、解し得たりしゆえ、更に二三語を教へた  
るに、之をも能く覺へ込み、遂に後には、某氏の記す文字と發音とを、容易に會得  
して、其命令の通りに、進退するに至りしと云ふ、

夫れ獸類すら、教へて倦ねば、遂に文字を解するに至ること、箇様なものである、  
我れ等人間の、萬物の靈長と申して、遙かに夫の獸類より、優ッて居る者ぢやから、

大願心さへあつて、學問をするから、學者になれぬ事はない譯ぢや、昔魏の國に、邴原と云小兒がありました、此小兒が、或日近所の學校の前を歩き乍ら、頻りに泣いて通りますと、其學校の教師が認めて、其仔細を尋ねると、邴原は涙をすゝり乍ら、悲しき聲にて「他家の子供衆は、那のやうに學校に入りて、勉強して居るのに、私は何といふ不仕合せ者でムリませう、貧しき家に生れ、親達は暮しに追はれ居る次第ですから、私が學校へ往けるやうになるのは、何日の事やらと思ふて居ると、此頃父親に死され、今となりては、逆も學校へ入る見据があくありませんが、他家の子供衆の、ア、して學校で勉強なさるを見ると、羨ましい心と悲しい心とが、胸に溢れて知らぬ間に、泣いて参ります」と答へたので、教師は最と邴原を、憐れに思ふものから、其邴原の家に到り、母親に向へ「當家の御兒には、入用の書物を貸て、月謝も取らずに學問さして上るから、學校にお入れささい」と進め、深切に世話してくれましたので、邴原其恩に感じ、晝夜心を凝めて勉強したゆえ、遂にスバラしい學者となりて、世間に評判をさるゝやうになりました、箇様に大願心

さへあれば、學者になられるのです、既に大願心ありて、學者になれる位ならば又大願心さへあつたら、佛にもならぬ譯はないのでムリです、

○若見ニ牛馬猪羊一切畜生ニ應ニ心念口言汝是畜生發ニ菩提心梵網經 ○如下蓮華爲日所照無レ不開敷一切衆生亦復如是未ニ發心者皆悉發心爲ニ菩提因涅槃經 ○一毛頭上獅子示ニ現百億毛頭大慧禪師 ○猿抱レ子飯ニ青障後一鳥啣レ花落ニ碧巖前一傳灯

畜生ト雖凡教レバ覺フルモノナリ故ニ畜生ト雖凡其腦力ハ吾人ト敢テ優劣ナシ(ハミンメン) ○人間ハ下等動物ヨリ進化シタルモノナリ(ザウルエン)

西行も、牛もなやまず、犬猫も、土の化けたる、稻荷街道(紫苗翁) ○春風に、ほころびにけり、桃の花、枝葉にのこる、疑ひもなし(承陽大師) ○春山の、わらび折にと、来て見れば、すゝなかくれに、雉なくなり(詠者不詳) ○ひとすじに、他方たふとや、

蚊屋のうち(加賀千代尼)

○薰習所變 自然淘汰の一例

大盗強賊は、総じて顔色黒く、髯濃く、眼光の鋭き、頗る恐ろしきもの、如く思へとも、實際罪人を、多く取扱へし人に聞くに、大賊は大賊はど、却て其容貌やさしきものなりと云ふ、今其原因を考るに、世間一般の大盗は、容貌の恐ろしきものと信ずる故、盗賊中、其容貌の恐ろしげある者は、其未だ大賊に至らざる中に、早く既に人の目に觸れて、捕縛又は處刑に就き、其容貌のやさしくして、大賊らしく見へざる者は、幸に人の目を逃れて、大盗に至るなり、此理は恰も青葉に青虫のみ生存して、沙地と沙色と、同様なる獸類のみ生存すると、同一理にして、自然淘汰の然らしむる處なりと云へり、

佛法でい、物が有れば必ず心有り、物は心に由りて、變化し、心も亦た物に由りて、發動するを説く、シテ其心の本は何ぢやと云ふに、愛と申すものである、愛の力強ければ、善事を爲すのぢやが、此力が弱いと、惡道に陥へるのである、要する

に、此世の中に、善人惡人聖者愚者の差別の出来るの、唯だ愛の強いと、弱いとの、如何に由るのぢやから、万有に鐵物や、植物や、動物などの、差別の出来る様に成る譯も、亦た唯だ、愛の強い弱いの如何に由りて、同じ人間の中に、善人、惡人、聖者、愚者、の差別が出来るに至るので、少しも異なつた處は無い、左れば鐵物進化すれば、植物とあり、植物進化すれば、動物となり、更に進化して、善人聖者とあるのを、自然淘汰の妙用と申すのぢや、シテ見れば、前に擧げた説の如く、大盗は顔色の恐ろしきものと思ふは、一般の人情ゆゑ、此れ等の者は、早く捕縛せられて、益々其容貌恐ろしく成ると雖も、其割には大賊はど、却て顔付きの優しい所が有るのも、是れ業因の作用で、即ち自然淘汰の一例として、見るのは尤も事である、

最モ恐ルベキ、暗黒ナル無限ノ自然力ハ、周圍ノ百物ガ大害ニモ透明ナルニ因テ、人目ニ觸ル、フナシ(ブ井クトル、ユーゴ)〇感化ノ勢力ハ吾人ノ心性形体ヲ變更スル



○是身如レ城血肉筋骨皮裏ニ其上ニ手足以爲ニ劫レ敵樓ニ目爲ニ竅孔ニ頭爲ニ殿堂ニ心王處ニ  
 中如レ是身城諸佛世尊之所ニ棄捨ニ凡夫愚人常所ニ味著ニ貪嗔瞋愚癡羅刹止ニ住其中ニ  
 ○表正 則影正盤圓 則水圓 孟方 則水方 孟方 則水方 孟方 則水方 孟方 則水方  
 反自爲レ禍子 有ニ陰德ニ必陽報 有ニ陰德ニ者陽報之德勝不レ祥仁除ニ百禍ニ列女 ○若  
 人債ニ負不レ償墮ニ牛羊鹿鹿驢馬之中ニ償ニ其宿債ニ成實 ○怨家債主焚漂劫奪ニ常處ニ貧  
 究ニ又雖レ得ニ小財ニ恒被ニ他奪ニ全 ○王濟有ニ馬癖ニ和嶠有ニ錢癖ニ杜預有ニ左傳癖ニ又王福時  
 譽レ兒癖黃魯直レ香癖季涉竹癖

いか斗り、お手間かへりし、菊の花(加賀千代尼)○世の中を、秋田かるまで、なりぬ  
 れば、露も我身も、置き所なし(兼好法師)○人多く、人の中にも、人はなし、人にな  
 る人、ひとにさせ人(徳川家光)

○利行同事

春朝上人入獄の因縁

昔、春朝上人は、世人の罪を犯して、入獄する者多きを哀憐し、之を教誨して、善  
 道に誘引せんと欲すれども、當時の制度は、今日の如く、監獄教誨の設けもなければ、  
 縦へ罪囚教誨の爲めなりとて、僧侶を獄に出入せしむる事を、許さざるを以て、上人  
 以爲らく、我れ彼れを度せんには、我れ又彼れの如く爲さざれば不可なりと、自ら白  
 晝他人の物を盗むや、忽ち捕れて獄に繋がる、然れども是れ上人、自ら求むる處なれ  
 ば、少しも愛ふる色なく、却て欣然として、晝夜を問はず、囚人の爲めに説法したり、  
 斯くて放免せらるゝに至るや、却て愛ふるの色あり、茲に於てか、又故意に罪を犯し  
 て入獄し、此の如くすること、總じて三回、爲めに多くの囚人を、教誨し得たりと云  
 ふ、

斯く春朝上人が、自ら罪人とありて迄も、囚人を教誨しやうと、思召したのは、利  
 行同事、菩薩の大慈悲願より出た事である、今日拙僧が、茲に出張して、汝等に教  
 誨をするのも、矢張り佛祖や、菩薩方の、大慈悲願を行するの外はない、即ち汝等

をして、改悪、遷善、轉迷、開悟させて、遣らんと欲するの外はない、汝等は、實に萬物の靈長とも言はるゝ、人間の身に生れ乍ら、人間社會へ顔出しも出來ず、面白物や珍らしい物を、見物する事をも自由に出來ない、今日の身の上、何と鳥や獸や虫類等にも、遙かに劣つた境遇ぢや無いか、是れと云ふも、汝等は社會の道徳に背きて、悪業をしたから、斯ういふ所に、這入らんけりやア、成らん様に成つたのぢや、シテ汝等が斯ういふ所に這入つて、裁判所や、警察署や、監獄署の經費に、租税の大部分を、消耗するに至ると、決して少ない事では無い、其證據を、獄事統計に依りて調査するに、現今政府の厄介に成つて居る、罪人の數は、日本國中で、十六万六千九百八十一人ありて、此獄費は、凡そ三百九十四万二千七百七十二圓餘を、消耗すると云ふ事ぢやが、何と驚き入つた、多額の費では無いか、若し監獄の世話に成る、汝等のやうな者が無く、之を結構な國家の爲めに成る事に、支拂ふたから、海陸軍を擴張し、教育も盛大に成り、農工商業も興起して來て、我國の富み榮えて、往く事が出來るのぢやけれども、何分汝等のやうな、徒に租税の大部分を、

消耗させる者が有るので、海陸軍を擴張する事も出來ず、教育を盛大にする事も出來ず、農工商業をも興起する事が出來ないのである、左れば汝等は、唯だ一人一個に、損害を與へた罪を犯せる斗りで無くて、國家公衆にも、亦た大なる損害を被らしめて居る譯ぢやから、汝等の罪は、決して輕くは無いのである、併し一旦、犯した罪は、據ないに依りて、只管既往の犯罪を懺悔して、罪滅はしをする事が肝要である、其懺悔の法として、別に六ツヶ敷ことでは無く、唯だ朝夕を、間かな隙かな「我昔所造所惡業皆由無始貪瞋痴從身口意之所生一切我今皆懺悔」と口に唱へさへすれば罪障自然に消滅して、清淨之心に成れる譯ぢや、心既に清淨に成れたら、身も亦た清淨に成れる、道理である、

常にすむ、みやまの月に、譬ふある、扇の風に、雲やはらはん(兼好法師)○山賤の、はこふ柴木も、折たきて、おのが塞さに、防がさりけり(妙立和尚)○雲はれて、みどりにはるゝ、空みれば、色こそやかて、空しかりけれ(頓阿法師)○しらじかし、秋來

るかたの、色にみち、染る姿は、露もしくれも(西三條實隆)○罪ふかき、人も佛も、外あらず、つかはぬ駕に、何をたとへむ(妙立和尚)

○一切惡莫作當具足衆善一自淨其志意是則諸佛教僧祇戒本○忘心若起知而勿從妄苦息則心源空寂○若有聞者獲福甚多廣利有情滅除罪障金光明最勝王經

惡魔が讀經ヲ爲スハ人ヲ欺カントスル時ナリ(西諺)○惡キ報知ニハ翼アリ(全)○惡人ニ愛セラル、ハ憎ル、ヨリ危シ(全)○惡行ハ後日ニ臭氣ヲ遺ス(全)

○變成男子 女が男と成りたる因縁

橘南溪と云ふ人の北窓瑣談に、阿波國徳島の近在なる、定方村に綱と呼ぶ女、十五六歳の時、變じて男子となる、茲に於て、名を綱平と改め、寛政六年二十四五歳の頃、まつと云へる妻を娶れり、又同年代に備中國、椴物屋の女子はなと云へるは、或夜發熱して、變じて男子となり、花之助と改名したる事等は、現に南溪の門人、春庵の見

し處なりと記せり、然れども、古來此説は、大に世人の疑ふて信せざる處なるに、此頃大阪東成郡、今里村の前田某の長女、かうは、本年十六歳にして、女態を蟬脱し、遂に男子となれるを以て、村役場へ、改名届を差出せりと、然れば則ち、佛氏の變成男子説は、深く信を置に足るべきものなり、

法華經提婆品に、八歳の龍女が、寶珠を釋尊に捧げ奉つた時に、釋尊は之を御受取りに成り、其女身を轉し、男子と成して、南方無垢世界へ、成道したと、説き置せられてあるが、抑も「若有聞法者無一不成佛」とて、一切衆生悉皆成佛と、仰せらるゝにも拘はらず、何故に女人は、其儘成佛が出来んのかと云ふに、女人は男子と違ふて、煩惱、妄想、嫉妬、執念、愛着の心が、一層深いから、眞摯快活な、氣象を具する、男子の様に、即身成佛が出来んのかやに依りて、女人は其女身を轉じ、男子とせねば、成佛する事が出来ないのである、元來、世の中に、男女の別あるは、何から出来たと尋ぬるに、是れ唯た、心の強弱より、起つたもので、強の弱を引き、て、自分の方に寄せる所を、因と云ひ、弱の強の方に引き寄せらるゝ所を、縁と云

ひ、其因縁和合する作用を、業と云ひ、既に和合した物を、成とも果報とも云ふのである。此心の強弱は、男女の別を具して、世に生れて来る様に成つた譯ぢや、併し女人と生れたとて、心さへ眞摯快活な、男子の様で有つたから、其身其儘成佛の、出来る事は疑ひの無い筈ぢや、其證據には、涅槃經第九菩薩品に「如來の常住佛性を知る者は、女人も男子と名づく、佛性を知らざる者は、男子も女人と名づく」と御説きなされてゐる。

○矢ニ其靈一則人化レ物耶柳譚子所謂至媯者化爲ニ婦人一至暴者化爲ニ猛虎一心之所レ變不レ得レ不レ變綱目○漢末女子徐登化爲丈夫晋安豐女化爲男餘編○武都丈夫化爲女子蜀王寵之至レ亡レ國漢建平中男化爲レ女嫁レ人生ニ二子ニ國志○有下妄分ニ男普女妙ニ者淨土○八歳龍女出レ海作レ佛經○於ニ須臾間ニ便成ニ正覺ニ乃至變ニ成男子ニ即往ニ南方無垢世界ニ全○能化龍女無ニ歷劫行ニ所化衆生亦無ニ歷劫ニ能化所化但無ニ歷劫ニ妙法經力即身成佛ス傳教大師

いたつらに、身はなしつとも、玉の枝を、たをらて更に、かへらさらまし(竹取物語)○夕顔の、つゆの名残も、わかあくに、色さへあはれ、なでしこの花(實雄法師)○こりなき、心の水に、すむ月は、波の碎けて、光とそなる(承陽大師)○いでにけり、主はあき世の、捨小舟、風に誘れ、塩に引れて(妙立和尚)

心ハ肉体ヲ變更スルノカアリ(西諺)○男女形体ノ組織ハ同一ナリト雖凡其別ヲ生スルハ唯タ夫レ生理的作用ニ由ルモノナリ(ボック)

◎因縁所生 人間の元素

人間を、化學の上より考ふるに、凡ろ十三元素より成立てり、其内五元素は瓦斯にして、八元素は固体なり、先づ人体の平均を、百五十四磅とすれば、其内九十七磅は酸素なり、此酸素の容量は、通常の温度にて、九百八十立方尺に超ゆべし、又水素ハ、通例の人に存する分量、十五磅以下にあるべし、然れども其容量は、之を妨ぐるものなき場合に於ては、實に二千八百立方尺あり、窒素「コロライン」「フロリン」の三元素

は、相結合して存在し、窒素は四磅「コロライン」は廿六磅「フロリン」は三磅四分の一あり、又炭酸の量は、四十八磅ありて、非金屬元素の首位を占め、次は燐素廿六磅、硫黄三磅四分の一とす、尤も此非金屬元素の内に、多量を占むるものは「カルシウム」三磅と「ポツタシウム」二磅二分の一と、鐵一磅四分の一に「ンヂヤム」二磅四分の一なりと云ふ、

人間の成立として、別に因縁所生法に漏る譯のもので、無いから、佛教では四大五蘊の和合する處より、此人間が出来ると説くのです、其和合と申すは、因縁です、因縁和合するので、人間が出来るので有る、シテ四大五蘊と云ふは、即ち元素を云ふたのぢや、今の人は動もすると、佛教の教理は、化學や生理學などに合んと申しませんが、夫れは大いある誤解で有る、其譯は化學や生理學かと云ふ、元素説も、之を詮して見ると、我佛教で談ずる識大周遍の理と、似たものぢや、善し元素説を、其儘佛教の所説に照し合して見た處が、四大五蘊説と、格別の違ひも無い斗りか、却て化學や生理學の説は、俱舍論などの法體恒有説を、證明するに足りる所が有る、

何と佛教の所説は、廣大ぢや無いか、其所説の廣大なのと共に、何事にも之を應用する事の出来るのは、即ち無上甚深微妙の法門であるからぢや、

○陰入界諸法本非因縁非自然性 ○種子不淨者父母以妄想邪憶念風吹蟻欲火故隨膏流熱變爲精宿業行因縁識種子在赤白精中住是名身種如偈說是身種不淨非餘妙實物不由淨白生但從尿道出論 ○劫初之時光音天下生千世世間無有尊卑衆共生世故云衆生中阿 ○以衆陰有假名生故云衆生又復處處而受生故云衆生全 ○有生不生有化不化不生者能生々不化者能化々故生レ物者不レ生子 ○因縁所生法我説 即是空 亦名爲假名 即是中道義論

わひぬれば、身を浮草の、根を絶て、さうふ水あらば、いなんとぞ思ふ(文屋康秀) ○父母に、よばれてかりに、客に来て、心のこさす、歸るふるさと(黄門光國) ○あすよりは、何を頼みに、眺めまじ、嵐にかれし、撫子のいな(源定朝) ○本末は、みな偽

りの、つくもかみ、思ひみたる、夢をこそとけ(承陽大師)〇うつくしき、詩繪の重  
も、わらずとも、其よしあし、中にころわれ(心學道哥集)

毛髪ハ自己ノ重力ニ因リテ脱落シ更ニ其毛牙ヨリ發生スル新毛之ニ代ルニアリ(ボツ  
ク)〇血液ノ多量ハ輒チ頭腦ヲ燬衝ス(フットン)

○有無判断 五井持軒の話

五井持軒曰く、天下無なし、有の盡る所乃ち無なり、或人曰く水盤中に元より子子な  
し、久しきを経て乃ち生ず、是れ無有を生ずるに非ずやと、持軒曰く然らず、即ち盤  
に水なし、百歳を経るも子子を生せず、子子の水より生ず、焉んぞ無有を生ずると爲  
すを得んぞ、

凡そ無を有と見認るのは忘念である、故に父母未生以前の事を能く考へて見ると、  
父母もなけれやア天地もあ、左れば其處で我は勿論ないものぢや、と云ふ事が分  
りて来る、彼の熱さ寒さを知り、形色を分ち惜い欲いの貪慾などは、悉く皆な忘念

の上の作用であるのぢやから、人の死する時息を引取ると同時に、此忘念は消失せ  
て仕舞ふものぢやけれども、有無の見解の分らぬ凡夫は、忘念の忘念たることを知  
らずに、死後も其念の残りて有るべきものと思ひるに依り、地獄に墮て種々の苦し  
みを受け、再び娑婆に輪廻して、種々の苦をせねばならぬのである、左れど若し念  
は元來、形も躰も無いものぢや、ヨシ有るものとした處が、ツマリ夫れは妄念と申  
すもので、人死すれば同時に死するものと思つたら、地獄も天地もない筈ぢや、譬  
へて申さば一枚の白紙に、地獄や罪人や鬼神の繪を畫くやうなもので、本來は白紙  
で、何も畫さないけれども、自身の妄念より、地獄や罪人や鬼神を畫き出す譯で  
ある、此妄念を雲と鏡とに譬へて云ふ時は、抑も月のアリくと見ぬものは、雲  
がかゝつて居るからぢや、鏡のハッキリと映らぬのは、曇りが蔽ふて居るからぢや、  
左すれやア雲を齊せば、真如の月は、必らずアリくと現はるゝに違ひない、曇り  
を拂へば、我姿は必らず鏡にハッキリと映る筈である、如上の理を深く考ふ時は、  
即ち有の盡る所が、無であると云ふ事が、分るではムらんか、

心こそ、うたてにくけれ、そめさらは、うつろうことも、をしからましや、(古今集)○  
思ふこと、なけれぬる、我袖の、うたる、野邊の、萩の露かな(後拾遺集)○わは  
れどて、手をゆるせかし、生き死にを、君にまかす、我身とならば、(源氏竹河の巻)  
○紅葉を、わけつゝゆけは、錦きて、家に歸ると。人や見るらん、(後撰集)○國を捧  
け、家をも置きて、行く虫の、力まことの、午にまされり、(詠者不詳)

一方ニ有ルヲ見テ一方ニ無キヲ知ル故ニ無キ物ハ全ク無シト断定スルヲ得ス有ル  
物ハ全ク有リト判断スルヲ得サルハ論理上ノ法則ナリ(ゼボン)

○井蛙不可以語於海拘於虛也莊子○井蛙淺心忽迷三千尺激浪本朝交粹○蛙有三曲井二不知  
滄海之寬全○早思具舟熱思具裘天下之名言也郁離子○人有鬻矛與楯者譽共楯之堅物無能  
陷也俄而有譽其矛曰吾矛之利物無不陷也人應之曰以子之矛陷子之楯何如其人弗能

應也韓非子○青山自是絕世無人誰與爲容說向市朝公子何殊馬耳東風東○愚人貪財如蛾  
走火事類聚○閻羅獄卒非實有情以衆生妄業力故見之正法念經○佛告諸比丘過去世時波羅奈  
城有五百猴見樹下有井井中見月共執樹枝手尾相接入井取月枝折一齊死僧祇律○宋人有耕  
田者田中有株兔走觸株折頸而死因釋其耒而守株冀復得兔兔不可復得而身爲宋國笑韓非子  
○好事不出門惡事傳千里事類聚○室本無暗垣亦有耳同○君子無不由言耳屬千垣詩小雅○古  
者有二言墻有耳伏寇有測管子○地獄化爲淨刹一饒湯變作清涼十王經序

○衆生滅盡 娼慾と衆生界との關係

甲あり乙に問ふて曰ふに、佛教の戒律を遵守して、人皆な妻帯を禁じ、娼慾を斷たば、  
遂には人種此地に減少して、世界は全く、滅盡するに至らん、と思はるゝが如何と、  
乙は此言を聞き、甲に答へて曰く、否を決して左る事なし、凡そ佛教の所談に、衆生  
は九界に通ずとあり、又世界に四土ありと云へり、若し人を指し、衆生と看做し、人  
間世界を指す、と定めて之を言はんには、世界無邊なれば、衆生も無邊なり、世界衆生  
共に、無邊なれば、世界に衆生の滅盡するとかし、今夫れ人間界より、修羅、餓鬼、畜

生、地獄界等に、業報を受る者あらん、又天上、聲聞、緣覺、菩薩、佛界等に、業報を受る者も、之あらん、而して修羅餓鬼畜生地獄界等の業盡き、天上、聲聞、緣界等の業盡きて、更に人間界に、業報を受る者も、之あらん、故に世界に、人種の滅盡するに、至るが如きことは、決して、之なかるべしと、

誠に此答の通り、佛法は如何に、人々に妻帯を禁じ、淫欲を断たしむるの戒律われは、之が爲めに、世界の人種を滅盡するに、至らしむるの道理、あるべき筈は無し、其譯は「いさしらす此世をうしといとふても又何の身とあらんとすらん」との古哥の如く、六道輪廻は、必らず生きとし活きる者の、免かれぬ所である、シテ天上以上、四界に至りても、亦た我れ等の人間世界と均しく、依正するものぢやに依りて、人間世界は無量の生死を、轉換すること、恰も車輪の轉する、と同じ事である、左れば世界に、人種の滅盡する事は、決して無いのぢや、併し乍ら、諸佛の意は、一切衆生界をして、盡く之を断滅せん、と欲し玉ふにあり、又佛法修行第一願の意も、衆生無邊誓願度と申して、一切衆生界を、断滅することと、願ふにあるのぢや

けれども、衆生の業因の薄劣なるより、佛界に昇る者亦く、常に輪廻して居るから、衆生滅盡する處に、至らない譯である

萬物ノ死スルハ即チ生ル、也、其然ル所以ヲ云ハ、即チ死生相伴フノ理アルニ由リ此方ニ死シテモ亦タ彼方ニ生ルモノナレバナリ(フ井ヒテ)○万物ノ體ハ始終彼此、相往來ス腐爛スルハ即チ是レ養飼スル也(ブ井クトル、ユーゴ)

○地獄天堂佛性開提煩惱菩提生死涅槃透邪中正空有圓偏二乘一乘皆是自身佛之名字焉捨焉取心論○阿鼻依正全處極聖之自心毗盧身土不逾凡下之一念大師○目蓮初得道眼觀二母生處墮三千餓鬼之中會經○過去微善願智所制咸赴菩提火焰向空理數咸滅水流赴海法爾無停未資便封果報故待今開方是因緣若據化意何待此開一苟順凡情立以近稱今開近執一法界本如豈由凡情局彼流焰記



おろかなる心一つの行く末を六つ道とや人はいふらむ(承陽大師)○人の打つ手を見て  
打た踊かな(古句)

○三世業報

北條時頼の話

昔し或人北條時頼に向へ貴下は平日深く佛法を信仰せらるゝが、其佛法の所談なる地獄極樂は、果して有るもの、と思はるゝや否や、若し果して地獄極樂の之ありとすれば其地獄極樂は那邊にありや、伺ひたきものあり、と問へしに依り、時頼は其問へに答ふるに、地獄極樂は、我れ等の眼前にもあれば、又來世にも、あるものあり、而して地獄に墮る者、極樂に往く者、痛苦、快樂の果報に差あるは、皆是れ、業因の致す所とす、即ち過去の業因、善なる者は、此世の極樂に、快樂を受け、其惡なる者は、此世の地獄に、痛苦を爲せり、故に現世作業の邪正如何に由り、來世の果報に痛苦快樂の差ありて、地獄に墮る者、極樂に往く者の、別あることは、尙は過去に於る、業因の善惡如何に由りて、此世の極樂に、快樂を受ける者、又此世の地獄に痛苦を爲す者、とあるが如きものなり、然らば則ち、地獄極樂は、我れ等の眼前にもあれば、又來世

説教の新葉

にも、あるものと謂ふべしと

無しといへば無しとや人の思ふらんよべは答ふる山ひこの聲」と申す古哥の如く、吾人の心識は、身軀と共に、成就し、心識は善と思ひ、惡と思ひ、千差萬別の思ひくを立て、其身軀に顯はるゝ作業は、善となり惡となるから、地獄も極樂も、我れど我手で、作り出す者もあれば、或は因縁業報の相場が、チャンと定まりて居て、豫て佛の説き置せられた處の、地獄へ墮る者もあらうし、又極樂へ往く者も、あるだらうけれども、要するに、是れ皆ち、因縁業報の制裁する處である、シテ其因縁業報の制裁する處を眞理とすれば、地獄極樂がない、とは云ひますまい、然るに地獄極樂が、ないとしたらば、又因縁業報の制裁も、ない等ぢやけれども、世の中に、善事をすれば、必らず、快樂を受け、惡事をすれば、必らず痛苦をせにやならん處を、考ひちや、全く地獄極樂が、さいとは云はれまい

此下界ニハ安樂國土ナシ幸福ハ唯ダ墓所ノ彼方ニ在ルノミ(フ井ヒデ)○惡事ヲ行へ然

ラバ地球ハ玻璃ト成ラン(エマルメン)

説教の新葉

○心法能由ニ變造ニ故天府冥關亦隨ニ人心ニ而轉心生則種々法生等統 ○或在ニ猪羊六畜内ニ被レ毛戴レ角何時了般舟 ○普廣菩薩白レ佛言親族命終受レ苦爲レ其修レ福得福多否佛言七分獲レ一縁ニ前生不信ニ道德ニ故若以ニ亡者嚴身之具屋宅園林ニ以施ニ三寶ニ可レ拔ニ地獄之苦統 ○捺落迦於ニ十惡業道ニ以ニ極重心ニ數々作不レ息由ニ彼業力ニ今受ニ斯苦ニ傍生趣由ニ作ニ十惡業道ニ以ニ輕微心ニ數々不レ息餓鬼趣由ニ慳ニ己物ニ不ニ肯惠施ニ見ニ他施ニ時便爲ニ遮止ニ於ニ三寶所父母親族ニ無ニ分布心ニ數種不レ息毘耶律

かるかやに身にしむ色はなけれども見てすてかたき露の下をれ(今川義元侍臣某) ○ふると見ばつもらぬさきにはらへかし雪にのをれぬ青柳の枝(千利休)かきりわれゆかねど花はちもるのを心みぢかき春のやま風(蒲生氏郷)

○行持報恩

病雀の環窮鬼の印

説教の新葉

昔、音の代に楊寶と稱する人あり、或時山中を通過するに際し、一羽の小雀、鷹の牙爪に搏たれて、負傷したるが爲めに、頻りに苦しめるを視る、楊寶は其雀を憐れみ、拾ふて之を宅へ持歸り、籠に入れ深切に、之を介抱したれば、其疵ハ全く癒えて、自由ニ飛び得らるゝに至れり、依て籠より其雀を放ちやりしに、後ち楊寶は夢に彼の雀來りて、前日の恩を謝し、白玉の環を三個置きて、且つ豫言するに、今謹んで粗環三個を呈す、貴下の子孫も亦此環數の如く、三代續き大臣の位に登らんと、後ち果して其豫言に違はざりしと、又同時代に、孔愉と云へる人あり、或時大龜の殺されんとするを視るや、孔愉は深く憐れに思ひ、其龜を買取りて、之を海中に放ちたるに、彼れの威勢よく沖に向ひ泳ぎ往きつゝ、孔愉を顧みること三度に及びり、斯くて孔愉は漸次好運に遭ひ、不餘亭の大名となるに至る、茲に於て金龜の印を作る、然るに其刻成の印を見るに、紐の龜首は後の方を顧み居る姿を爲せり、依て之を作り直させたるに、又龜首は後ろの方を顧み居れり、此の如く作り直さすること三度に及びしも、亦た復た前の如くなれば、孔愉は過ぎし頃、龜の命を助けんが爲めに、之を海中へ放ちやり

し時の事を思ひ出し、今此印の紐の龜首が、三度乍ら同く後ろの方を顧み居る体に出  
来る所以は、是れ全く囊に命を助けやりし、龜の乃公を守護し呉るゝものならん、然  
らば此印を此儘に用ふるは、頗る縁起よき事なりと、云ひたりとかや、

佛敎の所詮は、吾人固有の心性を磨き上げて、佛性を現はすより外は無、其佛性  
とは如何なるものかと云ふに、常住の體を云ふたものぢや、其常住の體、即ち慈悲  
心である、慈悲とは一切衆生を救護する心にて、物の命を助けてやるなどの事は、  
慈悲心の致す處でゐる、サテ此慈悲心の及ぶ處は、我れより下分なる者に止まり、  
或は當分にも亦之を兼る場合もありますが、取り分け我れより上分ある者には、孝  
順心と云ふものがムります、此心を申せば、丁度前に御話し申した病雀や、窮龜が  
嘗て救助し呉れた人に、恩を報ひたと同じ事を云ふのでムります、病雀窮龜すら尚  
は孝順心を具し、報恩の道を知ること、前に言ふ通りでありますのに、萬物の靈長  
たる、我れ等、なにどて孝順心なく、報恩の事なくして、相濟みませうぞ、之を要  
するに、慈悲心と孝順心とは、一切作業の標準でありまして、慈悲心、即ち發願利  
生に屬し、孝順心、即ち行持報恩に屬す、發願行持、其儘に惡業を遠さけ、善事を  
修すれば佛性、全く現はれて、成佛すること、疑ひはありません、

○釋迦佛在ニ山中ニ修行歌利王入レ山獵獸問佛レ獸何在佛不レ忍傷レ生不レ應歌利王怒截ニ  
落佛左手ニ又問不レ應文截ニ落右手ニ佛是時即發願曰我若成佛先ニ度此人ニ無レ令レ狂ニ害衆  
生ニ其後成佛即先度レ之十大弟子中陳橋如尊者是也法苑珠林○以レ德報怨或曰以德報レ怨何如  
子曰何以報レ德以直報レ怨以德報レ德鷓鴣林玉露○鳳飢不啄粟所食唯琅玕焉能與群雞刺促爭一  
餐李○王人獻レ寶楚王致誅李斯竭レ忠胡亥極レ刑漢書○遺子黃金滿贏不如一經漢書○孝名爲戒  
亦名制止即口放光明梵網經○孝事父母天主教釋在汝家中又能行孝大梵天在汝家中又能盡  
孝釋迦文佛在汝家中寶藏經

言の葉のつゆばかりたにかけしかし草のゆかりのかすならずとも(玉葉集)○黒髪もな  
かゝれとのみかき撫し玉の緒のみちかゝりけん(うまい松)○人の親の心は暗にあ

らねども子を思ふ道に迷ひぬるかな(後撰集)

◎父母恩 ◎ 子が父に打たるゝを堪忍し居たる因縁

弘化年間に遠州掛川に、矢澤十作と云へる一老翁あり、此翁は頗る劍道に達せり、其子に五平、と云へる者あり、是れまた、劍術を善くす、五平自宅の庭に於て、或日二三の劍友と賭劍を爲せしに、敗を取りしかば、十作は、五平の未熟を大に怒り、椽側より庭に飛下り、竹刀を手に取り、二三十斗り、續け打に打しを以て、居合せし劍友等は、五平に向へ「何故に、斯く打るゝも逃さるぞ」と問ふに、五平は「父の年も今は早や七十七歳の高齡なれば、若し腹立ちの餘り我れの逃るを追ふて、蹶き倒れもせんか、と案じて、其儘に打れたるなり」と答へしを聞き劍友等は其孝心に感心して皆な涙を流せしと云ふ

誠に此五平の如きは、親に孝なる者と、申さねばならぬ、今時邪見の人等、此五平の行ひに對して、報然せぬ者は幾人か、あるでふりませう、詩に云ふに、父や我れを生み、母や我れを鞠ふ、我れを拊で、我れを蓄ひ、我れを長じ、我れを育て、我

れを顧み、我れを復し、出入に我れを腹く、之が徳を報せん、と欲すれども、昊天極まりなし」と何と親の恩は、廣大なものぢや、ありませんか、斯く親の恩は廣大なればこそ、觀經の中には「父母に孝養するの、淨業の正因なり」と説き置せられである、シテ見れば、我れ等は力の及ぶ限り、手で出来る丈は、如何ある苦勞をしても、廣大な恩を受た、親に孝行せんでは、なりません「由や二親に事ふる時、常に藜藿の食を喰ひ、親の爲めに米を百里の外に負ふ、親没するの後ち、南方、楚に遊ぶ、從車百乘にし、粟を積むこと萬鍾、茵を累ねて坐し、鼎を列ねて食ふ、藜藿の食を喰ひ、親の爲めに、米を負はんことを願へども、復た得べからず」とは子路が孔子に、話した言葉であるが、孝行する爲めに、骨を折り心を痛むるのも、親の活きて居るうち丈ぢや、親の死んだ後ちは、イクラ骨を折り、心を痛めて、孝行を、したいから、と願ふても、夫れは出來ん事だ、あるから、親の存命中に、孝行を十分に

身にまさるものなかりけりみどり子はやらんかたなくかなしけれども(金葉集)○人の親の心はやみにあらねども子を思ふ道に迷ひぬるかな(兼輔朝臣)○一人むす子と寒菊は可愛かられて菰をさる句俳○これとてもかりそめならぬ別れては遺物どもも見よ水蒸のあと(一休和尚母公)

○不能得朝夕侍スルヲ食唯有三朔望親奉ニ饋奠ヲ孝恩ニ○出家人法ハ不ニ禮ニ拜國王父母六親ナ亦不タ敬中事鬼神上名失下書ヲ○吾遺ニ子孫ニ以レ安公○非ニ飲食及寶能報ニ父母恩ヲ引導ニ向正法ニ便為レ供三親ニ光不思識○父母之所為不レ逆父母正令不ニ敢違背一經善正

○衆生恩 吳王が荆を伐つことを止めし因縁

吳王が、荆を伐んとせし時に、舍人孺子は、之を諫めんと欲すれども、其志の遂くべからざらんことを憂ひ、毎朝園に出て、歎き悲しみ居たるを、吳王は見て其故を問へたりしに、孺子の園に雀多く集り居るゆゑ、之を取らんと欲するに、雀は取るを得ずして、却て其慾の爲めに、衣服の草露に濡るゝことを知らざりし、我愚を悲しむ

なりと答へしを以て、吳王は孺子の言の道理あるに感じ、荆を伐つことを止めしと云ふ、

法界を平等に觀來れば、一切衆生は盡く皆な、平等だちやから、縦へ我れより劣つた者であるからと云ふて、猥りに其れを打たり、撲つたりすることの、宜しくあひ、況て生命を屠り、殺すまゝの事は、惡逆無道の所爲なれば、箇様な無慈悲の事をしますると、此無慈悲の業因が、未來の果報となるのであるから、其果報こそ恐ろしく、思はんちやありますまい、シテ見れば衆生の恩と、仇や疎かに、思ふては濟ません、昔、常不輕菩薩は、四衆及諸衆生を見て、禮拜讚嘆せられし時に、汝等、汝等、皆當作佛と仰せ玉ひしが、誠に此仰せに依れば、總じて一切衆生は、互に友愛の至誠を竭して、助けつ救ひられつゝ、しおければならん、義務が有るのちや、心地觀經に「無始より來た一切衆生、五道に輪轉し、百千劫を経て、多生の中に於て、互に父母となる乃至、昔、生々の中に大恩あるが故に、猶ほ現在父母の恩を等ふして、差別あし、斯の如きの昔恩猶ほ未だ報する能はず、或は妄業に因て、諸の違順を生

じ、執着を以ての故に、反つて其怨と爲す、何を以ての故に、無明に宿住の智明を覆障せられ、前生曾て父母たるを了せず、恩を報すべき所、互に饒益なる者なければ、名けて不幸と爲す、是の因縁を以て、諸の衆生の類は、一切時に於て、亦た大恩あり」と説き置せられてある、我れ等、此御説に従ふて、宿業を淨除する時は、我心も身も共に、安樂にして、未來の果報も、亦た結構な果報を得らるゝに、相違なし

至善ハ、唯タ至善ニ由リテ、達セラル可キ、或ハ最モ高キニ達センニハ、是非トモ高キニ就カザル可ラズ（ブ井クトル、ユーゴ）○自利々他ハ吾人ノ最大幸福ナリ（ペンサム）

○吾不領衆必淨ニ六根ニ爲レ他損己祇五品耳禪師○佛告ニ文殊ニ以下衆生無ニ慈悲心ニ爲上教ニ化一切衆生ニ故無レ有ニ過罪ニ設爲レ利殺ニ衆生ニ以レ財綱ニ諸肉ニ三業不善死墮ニ叫喚

獄釋伽○若佛子以ニ慈心ニ故行ニ放生業ニ一切男子是我父一切女人是我母我生々無レ不ニ從レ之受レ生故六道衆生皆是我父母而殺而食者即殺ニ我父母ニ亦殺ニ我故身ニ一切地水是我先身一切火風是我本體故常行ニ放生梵網

み山ちの霞たはしる夕まくれかなく鶯の聲ど身にしむ（元一）○玉ぼこの道の長路をなれすらも妻とひすやとあり通ふらむ（八尋）

○國王恩 蜜蜂と人との言ひ争

或家の庭樹に、蜜蜂の巢を作り、日増しに大きくなるゆゑ、其家の主人ハ、若し之を知らずに、子供等の巢に近づきて、蜂に指されもやせんと、按ずる處より、其巢を毀さんとしけるに、蜂の頭らしき者が「コレ待たまへ、此巢ハ我れ等の住める國にして、貴公等の住める國と同じきものなり、故に我れ等の國を、毀さんとする者あれば、我れ等は力のあらん限り、之を防ぎて以て、國を守らねばならぬなり」と云へば、主人は「ナンの小癩な、虫類めが己れ目に物見せて呉れんず」と云ひさま、巢を毀しにか

れば、蜂は「貴公ドゥしても、我れくの巢を毀す了簡ならば、我れくも其覺悟で、勇を奮ふて、貴公と戦はにやならぬが、我れくの社界は、人間世界の如く、不秩序なものからで、友愛、篤實、同類相親める有様は、中く人間世界より、遙かに優り居れるあり、即ち我巢一穴に、王蜂一匹ツ、居りて、他の守蜂、工蜂、食蜂等を使役せり、守蜂は貴公の如く、我れくの巢を、毀さんとする者ある時に、我巢を守る爲めに、死生を賭して、戦ふを職務とし、工蜂は巢を作り、或は其破損を、修繕すること掌どり、食蜂は常に食物を、探し集めて、巢中諸蜂に供給することを掌とり、是れぞ人間世界よりも、我れ等の社界は、秩序能く整へると、思はるゝ處なり、此の如く我れくの社界の、秩序能く整へる處以、畢竟するに、我れ等が王蜂の命令に従ひ、王蜂に忠義を盡すの心厚く、我巢を愛し、守るの意切あるに由るものにて、之を賣國の臣ある、人間世界に比するに、其懸隔は如何ぞや」と云へしかば、主人も蜂の言に感じて、其巢を毀さんとすることを、止めたりとかや、

古語に「君辱かしめらるゝ時は臣死す」と云ふは、人民たる者の國王に對し、報恩の

大事を忽かせにしてあらん事を、誠めた言葉である、何故に斯く國王の恩は大事であるかと尋るに「國王は正法を以て化し、能く衆生をして、悉く安樂ならしむ、譬へば世間一切の堂殿は、柱を根本となすが如し、聖王は能く治國の法を生じて、衆生を利するが故に、月天子の能く世間を照すが如し、聖王も亦能く天下の人を觀察して、安樂ならしむるが故に、王の政治を失へば、人の依る處あり」と心地觀經に御説きなされてある通りなれば、日本帝國の人民なる限り、命に替ても、天子様の御恩に報ひ奉り、血を流し骨を碎きても、此帝國を守らんではありません、然るに若し日本人民にして、此心があかつたならば、前に申した蜂にだも、劣ると云はねばなりません、承陽大師は「大凡、因果の道理歴然として私なし」と仰せられたが、抑も君とあり、臣となる、歴然として私なき、因果の道理は、中く宿縁の淺からぬ事ぢやから、縦へ我戴く、天子様が、万々一にも君たるべき、徳を御欠きなさるやうな事がありても、人民は露程も、之に背き奉る事はならず、隨順せねばなりませんのであるに引替へ、今我天子様は、御仁愛の深い御方であるとしたなら

百十二  
ば、其御恩を報ふる事を、思はんぢや、イケません、其御恩に報ふると申すは、別段に六ツケ敷き譯でなく、何事をするに付けても、天子様の御威稜を損せぬやう、日本帝國の爲め筋になるやうに、心掛け、千代に入千代に、天日織の天子様の、御家が榮え、天地の有らん限り、日本帝國が獨立して、往るやうに致しますのが、即ち國王の恩に報ふる、道に契ふと申すもので、ムリです

○世界不可有ニ佛法ニ也祖師未レ來ニ東土ニ先東土有ニ行李ニ而未レ有ニ主祖師既到ニ東土ニ  
譬如ニ民得シ王也當ニ爾之時ニ國土國寶國民皆屬レ王也正宗○朝唱ニ法華勝鬘等大乘之經典ニ  
廣新ニ國土安全ニ暮誦ニ觀經彌陀經等ニ願ニ吾極樂往生ニ聖德太子

君がため散にし花のあとへはなほくれなるの涙なかるゝ(貞温)○君が代花さく春になさむとや櫻にことはしるしたりけむ(東海拾玉)

○三寶恩 妙喜尼の因縁

嘗て豊後國に妙喜と呼ぶ尼僧あり、毎に唱名を怠らず、行住坐臥着衣喫飯する時も、尙は佛恩を稱す、或人問ふ「人若し汝に水を注がば怒らん乎」答へて曰く、暴雨に逢ふと思はんのみ、何ぞ怒ることをせん」又問ふ「人若し汝を擲ば如何」答へて曰く「俄かに瓦落ちしと思はんのみ、我れ唯だ佛恩の報ひがたきを意とす、何の暇ありてか他と争はんや」と後ち妙喜、一夜某寺に詣つ、住僧、之を見るや、妙喜を追去らしめん爲めに、之を衝き倒したるに、妙喜氣息殆んど絶つ、既にして曰く「是れも亦た佛恩なり」と僧曰く「此の如き時、何れにか佛恩ある」曰く即死せざりしは、佛恩ならずや、又飯を炊く時過ちて手を熱湯に焼く、又叫んでいふ「佛恩なり」と人詰りて問ふ「苦痛に堪へず何ぞ佛恩と稱すべきや、妙喜答へて云ふ「此苦痛を地獄の苦患に比せば如何、我れ之を以て、益々佛恩の廣大なることを知ると、うけかたき、身の古への、報ひをも、思ひしるにぞ、涙をちける」と、今我れ等、生れかたき人間に生を受け、遇へかたき佛法に遇ふとは、如何に宿縁とは申し乍ら、中々容易の事ぢやない、況て其佛法に遇ふて、正智見に達し、慧命相續の出来るの



百十四  
は、何と廣大な三寶の御恩ぢやムりませんか、此廣大な御恩を思ひ出す時は、之に報ふることを、等閑にしてはなりません、唯た之を等閑にしてならんのみか、我れ等は三寶の御恩に報ふるには、如何ある憂いも辛いも、之を厭ふ處ぢやありません、左すれば三寶の御恩を有り難く思ふたなら、妙喜尼の如く心を堅固に持ちて、報恩の大事を営みましたなら、夫れが直ちに現當二世の福祉を得る、資糧とあるのでありますゆゑ、皆さまも其積り、三寶報恩の大事を、營まるゝが宜しふムります、

○天竺曇无讖齊ニ大涅槃前分十卷并菩薩戒等ニ到ニ姑藏ニ止ニ於傳舍ニ慮レ失ニ經本ニ枕レ之而寢夜有レ人牽テ識墮ニ地驚覺謂レ盜如レ此三夕乃聞ニ空中聲ニ曰此如來解脫之藏何爲枕レ之識乃漸悟別安高所ニ典錄ニ○當ニ一心行レ道勿ニ念ニ衣食ニ如來白毫相中一分供ニ諸末代一切出家弟子ニ亦不能レ盡佛藏ニ○其食末喫先分ニ三分一分奉ニ於本尊ニ而爲ニ供養ニ一施無レ礙乃至自食問經所ニ○供ニ養佛塔ニ食治レ塔人得レ食律四分ニ○佛前獻飯侍佛比丘得レ食若無ニ比丘白衣侍佛亦得レ食善見論ニ○夜臥有ニ五事當ニ頭輪佛佛離飛文ニ○當令ニ一心合ニ十指爪掌ニ供養

釋師子法苑珠林○聖經同座必墮無間失書○粉身碎骨報謝佛恩觀念法門

愚かある我れは佛にあらすとも衆生を渡す僧の身ならむ(承陽大師)○身をすて、入にし山もならばねはさすか心にかゝる釜かき(蓮月尼)

○不殺生戒 百濟國狩人の話

昔、百濟國の金山寺に、接する山の麓に、殺生好きの男ありて、一日、山へ狩りに行く途上に、多くの蛙の、群がり居るを見て、思ひけるには「我れ未だ蛙を喰ひしことなければ如何ある味のものをか之を喰ひ試みる」と茲に於て、六七疋の蛙を捕へ歸りかきに持歸らんと思ふて、之を柳の枝に突き差し置き、夫れより山に行きて、終日獸物を狩り、日暮れて他の道より、歸宅せしかば、彼の蛙は、持歸ることを得さりし、兎角して、日を過ぐるうち、其蛙の事、全く忘れて仕舞ひ、一年計りも過ぎし後、例の如く、山狩りに行く道、會て蛙を捕へし、所を通り掛りしに、柳の枝に突き差し置きし蛙は、尙ほ未だ息ゴロくと苦し氣に、鳴き居るにぞ、有繫殺生好きの男も、徐

るに憐れの情を催ふし「我れは如何に、残忍刻薄の、生れ付きとは云ひ乍ら、生ある蛙を捕へ、一年の間も、柳の枝に突き差して、斯く苦しめ置きしは、何たる恐ろしい傲然ぞ、蛙は定めて、我れを怨んで居たらうア、殺生は、罪作りな事ぢや」と涙を流し、始めて、自分の非行を悔ひ、終に發心出家するに至りしと云ふ、

古歌に「夏虫の赤には悲しと思ふらんしかもあかりに身をばかへけり」とあるが、之を思ひば、夏虫の飛で燈光に就き身を焼き死するを見るさへ、悲しく覺ふるに、況て我れくが、食慾の爲めや、又は怨恨の爲めかどに、生ある物の、命を取ると云ふの、最も罪の重い事で、あるから、人たる者は、物の命を取る事をば、深く之を慎まねば、成らん筈ぢや、宋の周茂叔は、窓前の草さへも、之を鋤去らんで、有つたと云ふが是れは天道に従ふて、人事を全ふせんが爲めぢや、天道に従ひば、人事自ら全く、人事全ければ、自ら本性に達するから、生死相續縁起の道理を、知る時節が来る、前に擧げた殺生好きの男が、殺生の非行ぢや、と云ふ事を悟りて、發心出家するやうに、成つたのも、生死相續縁起の道理を知る時節が、熟したからである

のぢやが、若し前非を悔ひないで、尙ほ殺生計りして居つたならば、墮獄の業報は、必定免かれなだらう、

○今此ノ三界皆是レ我カ有リ其中ノ衆生ハ悉ク是レ吾子ナリ法華經 ○一切地水是我身一切火風是我體中ニ○佛子菩薩摩訶薩如是護持十善業道常無間斷復作是念一切衆生墮ニ惡趣者莫レ不皆以三十不善業一是故我當下自脩ニ正行一亦勸ニ於他一令脩ニ正行一何以故若自不能脩ニ行一正行一令ニ他一脩者無レ有ニ是處ニ華嚴經 ○佛子此菩薩摩訶薩復作ニ此念一十不善業今 ○始作レ脩者其無レ後乎教世 ○天子無レ故不レ殺レ牛諸侯無レ故不レ殺レ羊大夫無レ故不レ殺レ犬豕ニ禮 ○殺生之罪能令ニ衆生墮ニ於地獄畜生餓鬼ニ若生ニ人中ニ得ニ二種果報一者短命ニ者多病ニ華嚴經

誰もみな我身をつみて思ふべし命は惜さるものと知らずや(慈鎮和上)○春の野にあざるさすの聲さけば父かと思ふ母かと思ふ(待教大師)○山鳥のはろくとさく聲さ

けは父かどそ思ふ母かどそ思ふ(行基菩薩)

○盗法盜業

妻の頓智を以て夫の夜盜を止めさしたる因縁

或婦我夫の夜盜を爲すことを勤き、種々、之を諫むるも聞き入れざるが故に、其婦は一策を考ひ、毎朝夕飯の時に、夫の食物中に、咳の出る藥を混入して、夫に與へしに、是れより後ち夫は毎夜一の得物なく空手にして歸りしかば、夫は遂に夜盜を爲すことを廢するに至れり、茲に婦は心に喜びつゝ、夫に向へ、近頃何故に夜盜を爲さざるかと問へたりしに、夫の答ふるには、我れ此間より、何故か夜に成ると咳出て、人家に恐び入らんと欲するも、家人の目の覺めんことを恐れ、夜盜を爲すことを、廢するに至れるなりと、婦は此言を聞き、實を明かして夫に話しけるに、夫も婦の赤心に感じ是れに正業に就くに至りしと、

今夫れ我れ等、お互に斯うして世に生息して居れば、何れも我身を保つに、入用な物を備ひ、之を所有して居るのぢやに、猥りに之を盗みたり、盗まれたりした時に、は我れ等が直に不自由を感ずること、決して少なからん譯である、左ればこそ政府

は法律を制定して、偷盜を禁じ、自他の所有權を明らかにして、互に之を侵害せぬやうに、法律を守らしめ、佛は偷盜戒を御説き成されて、人々に平等慈悲の心を勵まさしめられたのぢや、凡そ世に惡業の種類は多いけれども、偷盜より外に罪の重いものは無い、故に華嚴經には「偷盜の罪は衆生をして三惡道に墮せしむ、若し人中に生ずれば、二種の來報を得、一に貧窮二に共財自在を得ず」とあり、シテ見れば縦へ一針一刺たりとも、他人の物を盗むと云ふは、佛戒に悖り、法律に背ける事ぢやから、人たる者の最も之をせぬ様に、誠むべき事ではらんか、夫れに付けても、前に話した一婦人が、奇才を以て其夫の盜心を、矯めた事なぞの、誠に妙です、お互に有り難き佛法の謂れを聞き、因縁の何たる事をも承知する者は、若し他人の盜心を抱き、盜行を爲すを見聞した時は、之を訓誨すること、尙ほ前に言ふた一婦人の、其夫に於るが如くならん事を、冀望します、

○性不偷盜菩薩於三自資財三常知三止足三於他慈恕不欲三侵損三若物屬三他起三他物想三終

不<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>此<sub>ニ</sub>而<sub>レ</sub>生<sub>ル</sub>盜<sub>心</sub>乃至<sub>レ</sub>草<sub>葉</sub>不<sub>レ</sub>與<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>取<sub>何</sub>況<sub>其</sub>餘<sub>資</sub>生<sub>之</sub>具<sub>華嚴</sub>○袞<sub>裳</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>賣<sub>假</sub>令<sub>供</sub>養<sub>佛</sub>實<sub>亦</sub>賣<sub>袞</sub>裳<sub>則</sub>獲<sub>罪</sub>但<sub>除</sub>父<sub>母</sub>貧<sub>窮</sub>之<sub>緣</sub>尊<sub>世</sub>○父<sub>慈</sub>子<sub>孝</sub>兄<sub>良</sub>弟<sub>々</sub>夫<sub>義</sub>婦<sub>聽</sub>長<sub>惠</sub>幼<sub>順</sub>君<sub>仁</sub>臣<sub>忠</sub>謂<sub>之</sub>人<sub>義</sub>記<sub>仁</sub>內<sub>也</sub>義<sub>外</sub>也<sub>告</sub>○由<sub>余</sub>曰<sub>中</sub>國<sub>所</sub>以<sub>亂</sub>也<sub>夫</sub>自<sub>上</sub>世<sub>黃</sub>帝<sub>作</sub>爲<sub>禮</sub>樂<sub>身</sub>以<sub>先</sub>之<sub>僅</sub>以<sub>小</sub>治<sub>及</sub>後<sub>世</sub>曰<sub>以</sub>驕<sub>淫</sub>阻<sub>法</sub>度<sub>之</sub>威<sub>以</sub>責<sub>督</sub>於<sub>下</sub>下<sub>罷</sub>極<sub>則</sub>以<sub>仁</sub>義<sub>怨</sub>望<sub>於</sub>上<sub>上</sub>下<sub>交</sub>爭<sub>怨</sub>而<sub>相</sub>篡<sub>弒</sub>至<sub>絶</sub>滅<sub>宗</sub>皆<sub>以</sub>此<sub>類</sub>也<sub>史</sub>○五<sub>帝</sub>殊<sub>時</sub>不<sub>レ</sub>相<sub>沿</sub>樂<sub>三</sub>王<sub>異</sub>世<sub>不</sub>相<sub>襲</sub>禮<sub>記</sub>○彼<sub>有</sub>不<sub>レ</sub>獲<sub>稱</sub>此<sub>有</sub>不<sub>レ</sub>斂<sub>穡</sub>彼<sub>有</sub>遺<sub>秉</sub>此<sub>有</sub>滯<sub>穗</sub>伊<sub>寡</sub>婦<sub>之</sub>利<sub>經</sub>○彼<sub>竊</sub>鉤<sub>者</sub>誅<sub>竊</sub>國<sub>者</sub>爲<sub>諸</sub>侯<sub>諸</sub>侯<sub>之</sub>門<sub>而</sub>仁<sub>議</sub>存<sub>焉</sub>則<sub>是</sub>非<sub>竊</sub>仁<sub>義</sub>聖<sub>知</sub>邪<sub>莊</sub>子<sub>○</sub>夫<sub>利</sub>百<sub>物</sub>之<sub>所</sub>生<sub>也</sub>天<sub>地</sub>之<sub>所</sub>載<sub>也</sub>而<sub>或</sub>專<sub>之</sub>其<sub>害</sub>多<sub>矣</sub>夫<sub>王</sub>人<sub>者</sub>將<sub>導</sub>利<sub>而</sub>布<sub>之</sub>上<sub>下</sub>者<sub>也</sub>使<sub>神</sub>人<sub>百</sub>物<sub>無</sub>不<sub>レ</sub>得<sub>其</sub>極<sub>猶</sub>日<sub>述</sub>惕<sub>懼</sub>怨<sub>之</sub>來<sub>也</sub>匹<sub>夫</sub>專<sub>利</sub>謂<sub>之</sub>盜<sub>王</sub>而<sub>行</sub>之<sub>其</sub>歸<sub>鮮</sub>矣<sub>史</sub>○苟<sub>子</sub>之<sub>不</sub>欲<sub>雖</sub>賞<sub>之</sub>不<sub>レ</sub>竊<sub>論</sub>○不<sub>レ</sub>貴<sub>難</sub>得<sub>之</sub>貨<sub>使</sub>民<sub>不</sub>爲<sub>盜</sub>不<sub>レ</sub>見<sub>可</sub>欲<sub>使</sub>心<sub>不</sub>亂<sub>老</sub>子<sub>○</sub>貨<sub>美</sub>錦<sub>千</sub>市<sub>盜</sub>於<sub>衆</sub>中<sub>而</sub>竊<sub>之</sub>史<sub>執</sub>而<sub>問</sub>曰<sub>汝</sub>何<sub>盜</sub>錦<sub>千</sub>衆<sub>中</sub>對<sub>曰</sub>但<sub>見</sub>有<sub>錦</sub>不<sub>見</sub>有<sub>人</sub>故<sub>取</sub>之<sub>耳</sub>劉<sub>子</sub>新<sub>論</sub>○禮<sub>義</sub>生<sub>於</sub>富<sub>足</sub>盜<sub>賊</sub>起<sub>於</sub>貧<sub>窮</sub>孟<sub>子</sub>

盜<sub>人</sub>の、たつ<sub>田</sub>の<sub>山</sub>に、入<sub>り</sub>に<sub>けり</sub>、同<sub>じ</sub>か<sub>ざ</sub>し<sub>の</sub>、名<sub>に</sub>や<sub>け</sub>か<sub>れ</sub>ん<sub>拾</sub>遺<sub>集</sub>○の<sub>ろ</sub>を<sub>た</sub>ら<sub>う</sub>ば<sub>ひ</sub>て<sub>咲</sub>る<sub>卵</sub>の<sub>花</sub>も<sub>世</sub>に<sub>し</sub>ら<sub>浪</sub>の<sub>名</sub>こ<sub>と</sub>あ<sub>り</sub>け<sub>れ</sub>桂<sub>林</sub>一<sub>枝</sub>

○不得故姪

一女の頓智強姦を免かる

一<sub>人</sub>の<sub>婦</sub>人<sub>、</sub>旅<sub>行</sub>中<sub>、</sub>山<sub>上</sub>へ<sub>來</sub>か<sub>ゝ</sub>る<sub>や、</sub>惡<sub>漢</sub>に<sub>出</sub>逢<sub>ひ、</sub>其<sub>惡</sub>漢<sub>の</sub>爲<sub>め</sub>に<sub>迫</sub>ま<sub>ら</sub>れ<sub>て、</sub>強<sub>姦</sub>せ<sub>ら</sub>れ<sub>ん</sub>ど<sub>す</sub>る<sub>、</sub>勢<sub>ひ</sub>な<sub>ら</sub>ば<sub>、</sub>婦<sub>人</sub>は<sub>一</sub>策<sub>を</sub>按<sub>じ</sub>出<sub>し、</sub>云<sub>へ</sub>ける<sub>に</sub>は<sub>「</sub>御<sub>望</sub>みに<sub>隨</sub>ひ<sub>此</sub>身<sub>を</sub>御<sub>任</sub>せ<sub>申</sub>さ<sub>ん</sub>が<sub>、</sub>此<sub>儘</sub>に<sub>て</sub>は<sub>情</sub>薄<sub>くて、</sub>面<sub>白</sub>か<sub>ら</sub>ね<sub>ば、</sub>私<sub>は</sub>帶<sub>を</sub>解<sub>き</sub>ませ<sub>う、</sub>ド<sub>ウ</sub>ぞ<sub>貴</sub>下<sub>も</sub>股<sub>引</sub>を<sub>御</sub>脱<sub>き</sub>な<sub>さ</sub>い<sub>か</sub>」と<sub>玆</sub>に<sub>於</sub>て<sub>惡</sub>漢<sub>も、</sub>大<sub>に</sub>喜<sub>ひ、</sub>其<sub>股</sub>引<sub>と</sub>脱<sub>んど</sub>して<sub>、</sub>脛<sub>の</sub>半<sub>ば</sub>に<sub>至</sub>る<sub>頃、</sub>隙<sub>を</sub>見<sub>て</sub>婦<sub>人</sub>は<sub>俄</sub>か<sub>に</sub>逃<sub>走</sub>る<sub>ゆゑ、</sub>惡<sub>漢</sub>は<sub>之</sub>を<sub>追</sub>んど<sub>する</sub>に<sub>、</sub>足<sub>の</sub>股<sub>引</sub>に<sub>擲</sub>まり<sub>て、</sub>ス<sub>ツ</sub>テ<sub>ン</sub>と<sub>地</sub>上<sub>に</sub>轉<sub>かり、</sub>ア<sub>、</sub>痛<sub>た</sub>ア<sub>、</sub>痛<sub>た、</sub>若<sub>し</sub>佛<sub>子</sub>自<sub>ら</sub>姪<sub>し、</sub>人<sub>を</sub>教<sub>へ</sub>て<sub>姪</sub>せ<sub>し</sub>め<sub>ん、</sub>乃<sub>至</sub>一<sub>切</sub>の<sub>女</sub>人<sub>、</sub>故<sub>ら</sub>に<sub>姪</sub>する<sub>こと</sub>を<sub>姪</sub>され<sub>、</sub>姪<sub>の</sub>因<sub>、</sub>姪<sub>の</sub>縁<sub>、</sub>姪<sub>の</sub>法<sub>、</sub>姪<sub>の</sub>業<sub>あ</sub>らん<sub>、</sub>乃<sub>至</sub>畜<sub>生</sub>の<sub>女</sub>、<sub>諸</sub>天<sub>鬼</sub>神<sub>の</sub>女<sub>、</sub>及<sub>非</sub>道<sub>に</sub>姪<sub>を</sub>行<sub>せん、</sub>而<sub>も</sub>善<sub>薩</sub>は<sub>應</sub>さ<sub>に</sub>孝<sub>順</sub>心<sub>を</sub>生<sub>じ、</sub>一<sub>切</sub>衆<sub>生</sub>を<sub>救</sub>度<sub>して、</sub>淨<sub>法</sub>を<sub>人</sub>に<sub>與</sub>ふ<sub>べ</sub>し<sub>、</sub>而<sub>る</sub>を<sub>反</sub>つ<sub>て</sub>更<sub>に</sub>一<sub>切</sub>人<sub>の</sub>姪<sub>を</sub>起<sub>さ</sub>し<sub>め、</sub>畜<sub>生</sub>乃<sub>至</sub>母<sub>女</sub>姉<sub>妹、</sub>六

親を撰ばず、姪を行じて、慈悲心なさは、是れ菩薩の波羅夷罪なり」と佛は仰せられた、抑も此邪姪なるものは、人天の利益を害し、無漏道に達することを、妨ぐるものぢやに依りて、佛は之を御誡めなされた譯である、故に互に、此戒は守りて、之を犯さ無い様にせんでは相成りません、佛戒で邪姪と申すは、時處所縁、すべて孝順慈悲の二心に背くを、非道と致すのぢやから、縦へ夫婦の間柄でも、時處所縁すべて非道を所爲は、是れ即ち邪姪なれば、其罪は輕くない、況て他人と、姪を行するに於ては、邪姪の罪、最も重いことは、法性緣起の道理に照して見て、明白に之を知る事が出来る、何と邪姪と誡ることの、肝要ぢや有るまいか、司馬溫公は「閨中にて語りし言も、人に對して言ふべからざる事なし」と云はれたが、何と古人などの、閨中の正しく、能く修まれることは、感心ぢやムらんか、前に言ふた惡漢あとも、山中に於て婦人と出逢し時に、邪姪の心を起さずば、地上に轉けて、痛めをするにも及ばなんだで有らうけれども、凡夫の淺ましさに、一念邪姪の心を起した計りで、地上に轉げ痛めをするに至つたは、是れ自業自得で、即ち法性緣起

の道理の、争はれぬ處である

○有天地然後有萬物一有萬物然後有男女一有男女然後有父子一有父子然後有君臣一有君臣然後有上下一有上下然後禮義有之、所錯夫婦之道不可久也、易○女有美色男子悅之故經文通女曰色詩○愛欲莫甚於色色之爲欲其大無外佛祖○姪慾即是道患痴亦復然欠經名○於白性靈妙無着法不生愛着見一名爲不邪姪戒圓覺大師身をつみて人の痛さぞしられけれ戀しかりけり戀しかるらん(大内貞子)○思ひ川深さふちせは早けれと誘ふ水には名を流さめや(奈良彌生)○君からでたれをか入む我宿は見へすくもんをさす春の日(八千代)

○身心妄語 嘘をつきて敷皮を取る

元祿年間京都に誑惑山人と、綽稱する者ありしが、此者漫りに他人に阿りて、物を取ることを務む、或貴紳の其事を聞き、一日山人を召し、汝我れを誑かし得るや

否や、若し誑かし得ると思は、乞ふ先づ之を試みよと、山人答へて云ひけるに、不肖に貴下の坐し玉ふ敷皮を賜らば、謹みて貴命に應せんと、依りて貴紳は其敷皮を與へ、汝は如何ある方法を以て、我れを誑かし得るやと尋ぬるに、山人は云へるやう、最早敷皮を取りて、物の見事に貴下を誑かし得たるにあらざやと、前に言ふた様を、嘘をつき誑かす事を、妄語と云ふ、此妄語は煩惱を起し、生死の障りに成るものぢやから、人々自ら能く警めて、妄語を吐ぬやうに心掛んでは、イケません世の中には知らぬ事を知らずとせず、自ら欺き人を欺く者が有るが、是れは誠に罪の重い事で、左れば古人は「無始劫來生死本、痴人認作本來人」と言ふて、自ら欺き人を欺く罪の輕からん次第を、戒められたのぢや、其知りて居る事を知らぬと云ふのも、又前と同じく重い罪で有る、總じて妄語と云ふものは、兎角陰險な心を起したがるものぢやに依りて、佛は之を無間墮獄の業として、御戒め被成たのである、然るに佛の御戒めに隨はず、漫りに妄語を吐ば、其業報の程こそ恐ろしい、漢の陳平が、「我多陰謀、我世即廢不能復起」と申したのは、妄語の業

報の恐ろしいのと、天命とを知つた言葉ぢやが、陳平でさへ斯うである、況て陳平より劣つた所の人々は、能く妄語を戒めんで、成りますまい、

○夫名以制義、義以出禮、禮以體政、政以正民、今君命太子曰、仇弟曰成師、始兆亂傳、○古之愚也、直今之愚也、詐而已論、○病從口入、禍從口出、故君子慎言語而節飲食、○佛告阿難、人生世間、禍從口生、當護於口、甚於猛火、○衆口鑠金、積毀銷骨、○豈毀此畜夫、謀諛利口、捷給哉、記、○謂圍繞束縛也、亦言語戒令檢束、皆曰約束也、○宋有狙公者、愛狙養之、成群將限其食、先訴之曰、與若茅朝三而暮四、足乎、衆狙皆起而怒、俄而曰、與若茅朝四而暮三、足乎、衆狙皆笑而喜、



うそをつき人事咄し、さし出口高慢ありて自慢する人(心學道歌集)○正直や能者もの書き學文者貴人年寄うそつかぬ人(全)

○綺語業因

左官が娼妓の綺語を聞きて怒る

左官の熊吉と稱する者、一夜、或妓樓に登り、自分の職業を隠して遊興を爲し、翌朝件んの熊吉、歸らんとするに當りて、敵娼は熊吉の脊を一寸たゝき「お前さん是非お近い内に、裏を返へして下さいよ」と云ひしに、熊吉はムツとした顔付きにて「オレの職業を誰から聞きた、サア有り体に其れを言へ、ナニ申慮だ籠棒め太い阿魔だ」と云ひツ、拳頭を振揚げて、敵娼を撲たりと云ふ

拙僧は廓の事などは、不案内ぢやから、委しい事は知らんけれども、娼妓が客に向つて、裏を返へして下さいと云ふのは、「再び来て下さい」と云ふ廓の通言で有るさうぢやが、廓の事に暗い者には、其通言の意味の分らんのは當然である、佛法では總じてアヤの有る言葉、即ち娼妓の、客に裏を返へして、下さいと云ふの類を綺語と申して、此綺語は歎邪不順質直を失ひ、散亂を招くに依り、佛は之を十惡の中に、御説き誡めされた、其他滑稽隱語情詞艶曲の類は、皆を綺語戒に攝するのぢや、綺語の誡むべき事は、陳後主の玉樹後庭花の曲、隨煬帝の清夜遊の曲などが、遂に其國を亡し、身を害するに至つた事の有るのが、誠に好い適例ぢや、法性に背き惡業

種を成するの大きいなるものは、綺語であるから、之を誡るのが肝要でゐる、

褒姒不好笑幽王欲其笑萬方故不笑幽王爲烽火燧大鼓有冠至則舉烽火諸侯悉至至而無冠褒姒乃大笑幽王說之爲數舉烽火其後益不信諸侯益亦不至後西夷犬戎攻幽王幽王舉烽火徵兵兵莫至遂殺幽王驪山下虜褒姒盡取之周史記周中宗欲以韋玄貞爲中侍中裴炎固爭中宗怒曰我以天下與韋玄貞何不可而惜侍中耶裴炎懼白密謀廢立是月大后廢中宗唐書○分別味因從是開悟首楞嚴經○孝順父母師僧三寶孝順至道之法孝名爲戒亦名制止經○若有犯者不現身發菩提心乃至一切劫不聞父母三寶名字全○飯疏食飲水曲肱而枕之樂亦在其中矣論○優婆塞有五事不三解退至三十事必得道者四十二

言ひすぎなのみ食ひ過ぎる口からは病ひは這入る禍ひは出る(狂歌の林)○喧嘩するらぬ高言うつけ者人のなか言公事たくむ人(全)

○不惡口戒

巡查を惡口したる話

巡查の巡行中に、廿五六の職人体の男が、途上に立小便しけるを、見付けしゆぬ、巡查は「其方往來で小便致したる、違警罪は承知して居らんか、と問へば職人体の男の「イクラ違警罪を知つて居ても、病氣で小便の出るのは仕方が無い、痲病で埒へ切れないから、小便したのに、ソレでも違警罪に當るから、ドウ共、勝手にシヤがれ」コラ  
く其方は、何と心得る、違警罪中に往來の立小便を禁じられたの、不潔で衛生上に害があるから、禁じられたのぢや」「フ、ソレ夫れなら、己ツチの小便よりも、モツと臭い小便をチャア〜と大道のマン中で、遣かす馬や牛を、ナゼ違警罪に由りて處分をしないのだ」と頻りに巡查に惡口したりしかば、遂に其職人の男の、警察署に拘引せられたりと云ふ、

違警罪を犯したとて、右職人体の男が穩當な答へを、巡查にすれば、夫れで大体は事済みに成るので有つたらうけれども、然らぬやあくして、件の男は、巡查に向へ惡口をしたので、遂に警察署に拘引せらる、様に成つたのである、抑も惡口の不

徳事事は、他人と不和を醸し、自己を驕慢ならしめ、自他の幸福を害すること、誠に少なく無い、周仁伯や蜀關羽などの、身を失ひ國を亡すに至つたのも、亦た惡口から起つたのぢや、宋眞宗が群臣の拜を受るに、首に觀音大士の像を戴き、周公の食時に三たび哺を吐き、三たび沐時に髪を握るの類は、皆を聖賢の儀則である、聖賢の聖賢たる所以は、敢て少しも他人を輕侮せぬからで、其他人を輕侮せんのは、不惡口戒の徳相と云ふても、亦た誣言ぢやムリですまし、

○爲レ君難爲レ臣不易孔子○君逸ニ於上ニ臣勞ニ於下ニ○可ニ誠爲レ之令レ易レ知度ニ吾所ニ能行ニ爲レ之祖漢高○治レ國者不ニ敢テ侮ニ於鰥寡ニ而況ニ於士民ニ平治レ家者不ニ敢テ失ニ臣妾之心ニ而況ニ於妻子ニ乎孝○加ニ我數年ニ五十以學レ易可ニ以無ニ大過ニ矣孔子○功成名遂身退天之道子經○都帝慎ニ乃在位○四海困窮天祿永終全○蜀寡婦清能守ニ其業ニ用レ財自衛不レ見ニ侵犯ニ秦皇帝以爲ニ貞婦ニ而客ニ之爲築ニ懷清臺○畜ニ生無ニ異木ニ頭無ニ異枕○佛子惡ニ口之罪亦使ニ衆生墮ニ惡道ニ華嚴○若生ニ人中ニ得ニ二種果報ニ一常聞ニ惡聲ニ二言多ニ諍



よしあしは人にはあらで我れにあり形直くば影は曲らじ(心學道歌集)○我れはよし人はあしと思ふにぞいつくも鬼の住家ありけり(全)

○両舌法業

舌を二枚に使ふ

越中國の或所に於て、一人の百姓が遠たしく、隣家の役人の前に走せ來りて云ふに、只今私方の牡牛が、旦那方の小牛と闘ふて、旦那方の小牛を傷けましたから、其代りに私の此牡牛を差上ませうと、役人は之を聞きて、オヤお前は正直者ぢや、正直者の頭には神が宿ると、昔より言へ傳ふれば、れ前は近い内に仕合せを、受るだらうと褒めけるに、百姓はナニ私方の牡牛が、旦那方の小牛に傷けられたのではムりませぬ、實は旦那方の牡牛に、私方の小牛が傷けられたので、ムりましたと云ひ直せば、役人は俄かに顔色を變へ、ソソならば尙ほ一層精細に、事の次第を取調べた上にて、其場合に合にはと言へかけしを、百姓は之を押止め、旦那の御役人の身柄なれば、常に公平無

私の心を抱る、善なれば、場合話しをせらるべき譯なく存じらる、然るに今其場合に、はと仰せられたのは、何事でもりませう、役人の場合話しは、私心の起る根本で、りませすれば、御役柄には甚だ不都合で、ムりませんかと詰り、且つ警めければ、役人は終に小牛を百姓に與へて、深く謝したりと、

此話しは百姓も役人も、共に兩舌戒を破つたのぢやけれども、百姓は幸を得て、役人は不幸を得るに至つたので、ソコを見ると、何か業報に不公平が有るやうぢやが、是れは業報の熟し方に、早い晩いの別ちがあるからで、今日の外に昨日があり、未だ見えあひけれども又明日もあるとしたなら、過去永遠の久しきと、未來のはてしなき事は、思ひ知らるゝと共に、此中には早かれ晩かれ、業報の熟すると云ふ事も、三世分明の道理に准らへて、知らるべき筈である、シテ見れば、前に申した百姓も、役人も共に兩舌戒を破つた限りの、其罪ドナラも同じ事であるのに、唯だ百姓斗りが、善業報を受んで、役人丈、悪業報を受たと云ふやうな、不公平の事は無い、悪業報を始めに受た者の、後ち善果報を熟し、初めに善業報を受し者は、悪果報を後

ちを受んこと、決して疑ひの無い事である、殊に此兩舌は、上品十悪の中で、最も重い罪として、佛の之を御戒め成されたのぢや、友愛の徳、和合の情を破るものは、實に此兩舌の致す處である、「父不疑於其子、子必孝、兄不疑於其弟、弟必共、夫不疑於其婦、婦必貞、君不疑於其臣、臣必忠」と、子華子に言ふてゐるのも、又「立愛惟親、立敬惟長、始於家邦、終於四海」と、商書に言ふてゐるのも、互に疑ふ心ない事を云ふたのぢや、互に疑ふ心無いのは、兩舌せぬ徳相でゐる、

○彼此鬪亂令他破也文○見諸有情爲惡朋友之所愛親愛不捨菩薩見已起憐愍心一發生利益安樂音樂隨能隨力說離間語令離惡友捨相親愛勿令有情由近惡友當受長夜無義無利菩薩如是是以饒益心說離間語乖離他愛無所違犯生多功德○伯禽受封之魯變其俗一革其禮大公封以齊簡其禮從其俗周公歎曰嗚呼魯後世北面從齊矣○釋種疎族烏仗那國王備法駕一就龍宮迎龍女以還都福方所感遂得人身深自慶悅然其宿業未盡餘報猶

在毎至燕私首出九龍之頭釋種畏惡莫知所計伺其寢也利刀斷之龍女驚寤曰斯非後繼之利非徒我命有少損傷而汝子孫當苦頭痛故此國族常有斯患○武帝元始三年昭帝妊身十四月而生鈞弋宮上曰昔聞堯十四月而生今鈞弋亦然廼命其所生門曰堯母門常言類我又感其生與衆異心欲立焉以其年穉母少猶豫久之鈞弋健仔從幸甘泉有過見譴以憂死年八歲即皇帝位壯大多知年二十餘崩○摩竭陀國幼日王生擒磔迦國大族王數其罪曰宜從刑辟時幼日王母善達占相欲一見之幼日王命引大族至母宮中王母曰子其自愛當終爾壽已而告幼日王曰此人餘福未盡若殺十二年、中菜色相視○父不疑於其子、子必孝、兄不疑於其弟、弟必共、夫不疑於其婦、婦必貞、君不疑於其臣、臣必忠○立愛惟親、立敬惟長、始於家邦、終於四海○二人同心其利斷金、同心之言其臭如蘭○肆類于上帝、禋于六宗、望于山川、徧于群神○夫民神之主也○又民和而神降之福、全○聖者目連與我等記戰當得勝羅漢無虛言○汝戰得勝即合却廻誰更道汝逐他軍衆汝豈不開野干被迫力同猛虎全○一切法從本已來離言說相離名字相

離ニ心念相ニ畢竟平等無レ有ニ變異ニ不可ニ破壊ニ唯是一心故名ニ真如起信論 ○心自不レ知心、有心不レ見心、心有レ想則癡無レ想是泥洹味經 ○我今半月半月自誦ニ諸佛戒法、汝等一切發心菩薩乃至十地諸菩薩亦誦梵網經 ○應ニ向ニ有力於ニ語表義ニ能覺能受小乘大乘補特伽羅上發露懺悔論 ○衆僧各々相謝懺ニ悔所失ニ訖還復坐ニ其本位ニ佛時見ニ衆各還レ位坐ニ佛垂ニ慈愍ニ因從レ坐起而自叉手向ニ諸比丘言 諸比丘衆當ニ和心相向向レ汝悔レ過新歲經 ○是法平等無レ有高下ニ是名ニ阿耨多羅三藐三菩提經 ○樊遲請レ學子貢 稼子曰吾不レ如ニ老農請レ學レ爲レ圃曰我不レ如ニ老圃論語 ○至於用力之久而一旦豁然貫通焉則衆物之表裏精粗無レ不到而吾心之全體大用無レ不明矣大學 ○賢聖衆牢固然後破ニ魔軍戒序 ○不レ在ニ其位不レ謀ニ其政子孔

舌ノ甘キヲ蜜ノ如クナル人ハ心ノ苦キヲ膽汁ノ如シ(西諺) ○舌ヲ二枚ニ使フ者ハ他人ニ疎ンジラル(全) ○口ト財布ハ閉ルニ利アリ(全) ○舌ヲ鼓スル餘力ヲ眼力ニ移セ(全)

○邪見大惡

戦争の原因

有名なる、佛國の經濟學士、ポール、レロイヒウリユー氏は、今より前四百年間に起れる、歐洲の戦争、凡そ二百七十六度の原因を調査せしに、王位繼承の爲めに、起れるもの四十一、版圖擴張の爲めに、起れるもの四十四、同盟國救援の爲めに、出たるもの三十、復讐の目的にて、起りしもの廿四、内亂五十六、宗教の爲めに、起れるもの廿八、商業上の競争に起れるもの廿二、名譽或は利權を求むるが爲めに、起れるもの八度にして、佛國王の起せし戦争中には、寡婦の爲めにせるもの一度、手袋の爲めにせしもの、一度、ありしと云へり、

世の中、安穩なれば佛法、弘まれ」とは嘗て蓮如上人が、天下太平にして風、枝を鳴さす雨、塊を破らずに、國は豊かに民は安らかに、佛法は日夜繁昌して、隅から隅まで法雨を潤ふし、十方衆生をして、悉皆街道成佛させやうと、御慈願をされた、御言葉であるが、我れ等は斯うして、宿善の助けに依り、受け難き人身を受け、値ひ難き佛法に値ふ事を得たのは、何たる善い仕合せでらうぞ、既に我れ等は、此善い仕合せを得た限りは、益々其善い仕合せを得た因縁を、増長して、益々善

い仕合せを、求めんければ成りませんから、縦へ一日片時たりども、貪慾邪見を起しては、端身正意、清淨心垢の、大いなる妨げに成るゆゑ、貪慾邪見を少しでも、起しては成らん筈ぢや、若し左もあくして、猥りに貪慾邪見を起す習へ性とあれば、君臣父子兄弟朋友などの、倫常は破れ、國家の秩序も紊れて來るので、ソレ一寸した事から、騷動を起し、曲直勝負を戰爭に由りて、之を決する譯に成るのですが、何と貪慾邪見の致す所は、恐ろしいぢやムりませんか、元來西洋諸邦に、最も貪慾邪見の人が多い様ぢやが、ソレは其筈ぢや、彼の國の人々は、耶蘇教を奉じ、神の尊い事を知るの外は、天子様も父母も尊いとは思ふて居らんから、西洋諸邦には、前に言ふ如く、戰爭が多く有るのぢや、骨肉積みて山を成し、腥血流れて泉を成す、慘状は見るもツツとする程ぢやけれども、彼の國の人々に、戰爭に慣れ居るので、戰爭をするは、恰も香の物に御茶漬です、何と恐ろしい、了簡では有りませんか、

山城の瓜や茄子を其儘に手向になすや鴨河の水(詠者不詳)○船と水なかよくてこそ世

を渡れ心のあらしき波風ぞうき(心學道歌集)○事たればたるに任せて事たらずたらで事たる身こそ安けれ(源光國)

○祭祀以馭其神(禮周)○掌建邦之天神人鬼地示之禮(上)以佐王建保邦國(春)○先務脩德音(以亨)神人(傳左)○骨肉歸復于土(命也)若魂氣(則無)不之也(無)不之也(失書)○澄潭月影觸波瀾(而不)散靜夜鍾聲隨(扣擊)而無(腐)檜是生死岸頭事(名失書)○口欲言而辭盡(心欲)緣而慮(亡)名(失書)○善惡一相明闇一相(本業)○子貢問於孔子(曰)死者有知乎(將)無知乎(子曰)吾欲言(死)之有(知)將恐(孝)子順孫(妨)生(以)送(死)吾欲言(死)之無(知)將恐(不)孝之子(棄)其親(不)葬(賜)欲(知)死(者)有(知)與(無)知(非)今(之)急(後)日(知)之(孔子)○國之將興(明)神降(之)監(其)德(也)將(亡)神(又)降(之)觀(其)惡(也)故(有)得(神)以(興)亦(以)亡(虞)夏(商)周(皆)有(之)左○國家將興(必)有(禎)祥(國家)將(亡)必(有)妖(孽)中○未(能)事(人)焉(能)事(鬼)論○不(語)怪(力)亂(神)全○鬼神(之)明(智)於(聖)人(猶)聰(耳)明(目)之(與)聾(聵)也(墨)○神(得)一(以)靈(子)○離(邪)見(菩薩)住(於)正(道)不(行)占(卜)不(取)惡(戒)心(見)正(直)無(誑)無(諂)於(佛)法(僧)起(決定)信

華嚴 ○以ニ大悲、方便ニ成佛次從レ佛有レ法次從レ法有レ僧此三即一體其實無ニ二性一禪師○邪見之罪亦令ニ衆生隨ニ三惡道ニ若生ニ人中ニ得ニ二種果報、一者生ニ邪見家ニ二者其心諂曲華嚴 ○彼在家菩薩受ニ持五戒句、一勢位自在以ニ種々方便道隨ニ順時方ニ自在攝受求ニ一切智、乃至謂持ニ不奪生命戒及不與取虛妄語欲邪行邪見等ニ是名ニ在家五戒句、大日 ○此上品、十善業道以ニ智慧ニ脩習心狹劣故怖ニ三界ニ故闕ニ大悲故從レ他聞レ聲而解了故成ニ聲聞乘華嚴 ○此上品十善業道脩治清淨不レ從ニ他教ニ自覺悟故大悲方便不ニ具足ニ故悟ニ解甚深因緣法ニ故成ニ獨覺乘一全 ○此十善業道脩治清淨心廣無量故具ニ足悲愍ニ故方便所攝故發ニ生大願、故不レ捨ニ衆生ニ故希ニ求諸佛大智ニ故淨ニ治菩薩諸地ニ故淨ニ脩一切諸度ニ故成ニ菩薩廣大行一全 ○此上上善業道一切種清淨故乃至證ニ十力四無畏ニ故一切佛法皆得ニ成就ニ是故我今等行ニ十善ニ應レ令ニ一切具足清淨一全

○飲酒失慧 飲酒の過失

一飲酒店に虎市と云へる盲人か、三味線を弾き居たるに、又其傍に知らぬ顔の一人の男ありて、頻りに獨酌にて酒を飲み居たりしが、追々酒量も廻りしと見ゆ、虎市

に向ッて言へけるやう、「手前は三味線をベコ付かしても、此世の明りが見へんでは、面白くも何とも有るまい」と、虎市は之を聞き、怒りしと見ゆ、手探りして燈を吹消し、俄かに笑ひ乍ら「何處のれ方か存じませんが、先づ一盃差上ませう、イザ御受け下さ」と云はれて、件んの男は「アア燈の付くまで、少し待てくんねえ」と云ふので、虎市は「ハ、ア左すれやア、お前さんも矢張り、此世の明りが見ゆませんかエ、酒を飲めば本心を紊亂し、貪慾を増長するから、佛は深く飲酒を誡められたのぢや、併し五戒の中に、飲酒戒を制して、十善に之を制せんのは、何故ぞと云ふに、十善は世間と出世間との、通誠ぢやに依りて、敢て飲酒を制せぬのぢやけれど、縦へ十善の人ぢやからとて、其時に非ず、禮式に合はぬ酒を飲み、之か爲めに威儀を乱すやうな事ありては、自然と不貪慾戒を破る道理である、故に十善の人と雖も、飲酒をする事は、深く慎まねば相成らん、前に擧げた話などい、居酒屋で酒を飲むだのぢやから、時に契ふて居らん事は、兩人の所爲を聞かしても、亦た既に威儀を亂して居るから、互に怒り互に辱かしめ合て居る不徳は、貪慾戒の縁起する姿を、見る

に十分である、況て世間には、飲酒の爲めに身を毀け、家を亡し、又は悪意な人と不和を醸し、可愛い妻子の腹を餓へしむるの類は、多く我れ等の見る處であるが、何と飲酒の道徳に背ける事は、恐ろしいぢやムらんか、唯た自身を害する斗りではなく、他人を害する事も、亦た甚だしいものぢや、酒に酔ふて他人の家の器物を毀ち、他人に疵を負せ、他人を殺したり何かする者は、世間に多く有る事ぢやが、是れ等は飲酒の爲めに、他人を害すると云ふ、立派な證據ぢや有りませうか、此の如く飲酒は自他を害するの甚だしきものにて、殊に一切の貪慾を縁起するの種子ぢやに依りて、我れ等人間の生死の、障りと成るべきものだから、各自飲酒を誠るが大切でムる、

○惟酒無量不及亂孔 ○賓之初筵温々其恭其未不醉止威儀抑々曰既醉威儀必々是曰既醉不知其秩詩小雅 ○天降威我民一用大亂喪德亦罔非酒惟行一越大小邦用喪亦罔非酒惟辜酒誥 ○天道虧盈而益謙地道變滿而福謙人道惡盈而好謙易 ○王何必言利

孟子○儉德之共也侈惡之大也左傳 ○不貴異物一賤用物上民乃足犬馬非其土性一不畜珍禽奇獸不育于圃一不寶遠物一則遠人格老子 ○美好者不祥器全 ○大成若缺 大盈如沖 大直如屈 大巧若拙 大辯若訥全 ○天下有道却走馬一以糞天下無道戎馬生於郊一罪莫大於可欲禍莫大於不知足各莫大於欲得故知足之足常足全 ○禹吾無間然一惡衣服一而致美乎黻冕一卑宮室一而盡力乎溝洫論語 ○知不足者富者老子 ○又知其雄守其雌一爲天下谿一爲天下谿一常德不離復歸於嬰兒一知其白守其黑一爲天下式一爲天下式一常德不感復歸於無極一知其榮守其辱一爲天下谷一爲天下谷一常德乃足老子 ○夫人常應自憶念一若得一飯食一應知是身體輕便受苦少正得一消化一護命長壽世尊 ○趙宋太祖時永寧公主侍坐與皇后同言曰官家作天子一日久豈不能下用黃金一裝肩輿上帝笑曰我爲天下守財耳豈可妄用乎通鑑 ○孝文帝時即位二十三年宮室苑囿車騎服御無所增益一嘗欲作露臺一召匠計之直百金帝曰百金中民十家之產吾奉先帝宮室一常恐羞之何以爲史記 ○俾屏余一人一以在位左傳 ○君其不沒於魯一平生不能死而誅之非禮也稱一人一非名也君兩失之也全 ○仍舊貫一如之何何必改作論語 ○執持應器一

以之自活自見如<sup>レ</sup>是<sup>レ</sup>是<sup>レ</sup>遺教

醉にのる酒の泉のふなあそびおほる、事を忘れざらなむ(淑蔭)〇つみどがの其みなもと、さくからに小笹のつゆもいとほざらめや(慈明和尚)〇道まとい程は過さじ花の酒(妙高日海)

○購修佛壇

伊太利人が佛壇を買入れし話

此頃伊太利國の紳士、タビレーウと云へる人が、我國に遊歴し來り、東京芝區日影町の骨董店某方より、四百五十圓にて美麗なる佛壇を購求したるを、其タ氏と熟懇なる、我國の紳士某氏は、聞込みしものから、某氏はタ氏を訪へ「何の見込にて、高價を惜まず、佛壇を買入れられしか」と問へたるに、タ氏は「左ればなり、余は近來佛敎を信仰し、種々の佛像五六鉢を手に入れしが、未だ相應の佛壇なく、常に之を憾みと思ひ居りしに、今度貴國に來りて、相應の佛壇を見當りて、之を手に入るゝを得たれば、此れより歸國の後には、從來奉持する佛像を、此佛壇に安置して、以て更に佛を奉持

供養するの考へあり」と答へしと云ふ、

汝に出づるものは、汝に還る」と古語にもある通り、佛法を奉持し、佛像を供養すれば、必らず其奉持供養した丈の事があるべきは、少しも疑ひのない譯ぢや、左れば發願利生を全ふしやうと思ひば、行持報恩が大事でゐる、此行持報恩と、全ふしやうと思ふには、佛像を供養し、佛法を奉持せにやならぬのは、知れ切つた當然の事ですけれども、凡夫の淺ましさに、之を能く心得て居ても、實際供養奉持する事の出來んのは、誠に歎かひしき事でゐりませんか、況て近頃世間の人、多くは耶蘇敎の妄誕に感染せられ、随つて邪見を抱けるの徒多き時に當り、却て耶蘇敎國に、タ氏の如き殊勝の心掛けの人あるを見るときは、何と皆さま、我れ等佛敎國の者は、耻づべき事ぢやありませんまいか、皆さまも能く御承知の通り、我國人の中には、今時邪見の耶蘇敎に感染し、先祖傳來の佛壇を賣拂ふ者さへあるのに、タ氏の如きは、耶蘇敎國人あるにも拘はらず、嘗て佛法を信仰し、今又佛壇を買求めて、此れに佛像を安置し、一層、佛を奉持供養しやうとの了簡は、如何にも殊勝である、





歸命禮全○由ニ理體ニ平等生佛不二雖レ無ニ能禮之人ニ而有我身禮ニ諸佛前ニ雖レ無ニ所禮之佛ニ而有ニ諸佛隨レ心顯現ニ如レ是念々無レ有ニ懈怠ニ是名ニ理中修ニ一心精進ニ法藏○若人爲レ佛故建ニ立諸形像ニ刻雕成ニ衆相ニ皆已成ニ佛道ニ或以ニ七寶ニ成鎔銘赤白銅白銀及錫鍍木及與泥或以ニ膠漆布ニ嚴飾作ニ佛像ニ如レ是諸人等皆已成ニ佛道ニ彩畫作ニ佛像ニ百福莊嚴相自作若使レ人皆已成ニ佛道ニ法華○性尊躰相用輪圓互不レ離色相不レ販レ性備ニ萬德ニ無レ差與教

魂しるは、朝夕夕夕に、給ふれど、我胸いたし、戀のしげきに(萬葉集)○むかし見し夢のゆめ路に、見し人の、筒井のみつに、映るはかみさ(聖徳太子)○此心、天津空にも、花をなふ、三世の佛に、奉らばや(承陽大師)

○佛像描寫 英人が佛像を描寫せし話

英國ロンドンの製鐵會社長、ハルレントル氏は、幼少より描畫を善くし、近年に至りて、佛敎に歸入し、常に佛前に香華を捧げて、供養し居れる人あるが、先頃、同じ信者の、コンチルと云ふ人が、日本より歸英せし、スレチンと云ふ骨董商より、顏輝の

五百羅漢圖を、買求めし事を聞きしに依り、ハ氏の或日コ氏の宅に到り、件んの圖畫を見しに、頻りに其圖を描寫せんと欲する、心起りしを以て、ハ氏はコ氏に請ふて、其圖を借り受け、爾來一筆三禮して、其圖を描寫し終りたりと云ふ、

夫れ佛を、描寫するの功德あることは、三界無盡の生死流轉を、斷盡する程のものぢやから、此れに優つた功德は、外に全く無いと云ふても、亦た過言では有りません、夫れにしても、前に言ふた、ハ氏の羅漢畫描寫の發願行作は、何と殊勝を事ぢやア有りませんか、思ふに此殊勝を、發願行作は、取りも直さず、業因であるのですから、其受べき果報も、亦た殊勝なるに相違ない、昔、明兆は、鎌倉建長寺に藏する、顏輝五百羅漢圖を拜して、遂に其れを描寫せんと欲し、佛前に誓ふに、丹青の功終つた上でなくツぢや、決して此山を下りませんとの願をかけ、其後は晝夜其漢羅畫を描寫して居まするに、折悪くも生國より、母病氣に付き、速に歸國せよとの手紙が参りましたので、明兆は大に驚き、母の病氣を心配し、飛び立つ程、歸りたいのでありましたけれども、ソレでは初めの誓願に背き、佛を偽るやうに當り

て、甚だ相濟ぬからとて、自分の肖像を描き、之を母の許に贈り、思子の情を慰め  
 ました、時に明兆の道友、退耕庵性海は、其肖像に賛して申しますには、諸佛非我  
 道。何者是我道。父母非我親。阿誰是我親。衣破戒不破。身貧道不貧。多劫植  
 徳本。乘此大願輪。有時拈起一毛頭。現出五百大比丘。緬思昔時老禪月。與此  
 吉山一風流。移來一會天台山。見者國者口嗟嘆。退耕隱者海性叟。摩訶老眼子細  
 看。也太奇特不思議。天上人間希有瑞。且道吉山是爲誰。永明之孫智覺子と、此言  
 に據れば、徳本を植る爲めに、羅漢畫を寫す誓願を立たからには、父母も我親ぢや  
 ないと、悟道せにやあらぬとの意であるが、此の如く大切な父母をも、我親と思は  
 ずに、羅漢圖を寫さにやならんとは、能く佛躰描寫の功德、廣大なる事を知ら  
 ぬと、箇様な了簡の起るものぢやらんが、夫れに付しても、佛躰描寫は、誠に殊  
 勝事であるから、縦へ自分の描くこと出來ずして、他人に佛躰を描寫せしめて、  
 自ら之を供養し、或は之を篤志の興に人へて、信心させても、其功德は廣大なもの  
 である、

○印契有三六種一妙觀察智定印即羯磨會佛 二根本印即三昧會佛 三蓮華三昧印即蓮華  
 部佛 四得自性般印理趣會佛 五如來拳印 六九品印 即九品大曼陀羅印 契誌

さとり得る後もかわらぬまごゝろの姿はこれの外なかりけれ(慈明和尚)

○苦樂昇沈 人生幸福の要素

人生を幸福ならしむるものは、果して何物なる乎との疑問は、慾深き人が常に心中に  
 保藏しつゝ、其解釋を求めんと欲する處あるが、此事に就き、佛國大統領の祖父カル  
 ノー氏は、幸福の要素を十種に分ち、又露國の顯官トルストエ伯は、之を五種に分ち  
 たれば、今之を左に掲げん、

カルノー氏

- (一) 身軀の壯健なる事
- (二) 獨立自營する事

トルストエ伯

- (一) 食慾を進め適度に運動する事
- (二) 山川草木と親しみ清淨の空氣を呼吸する事

- (三)勤めて怠るべからざる事
- (四)交際を廣くする事
- (五)才能ある事
- (六)上流者の尊敬を受ける事
- (七)事務に通曉する事
- (八)中庸を得る事
- (九)救恤の心ある事
- (十)可憐の女子と借老の契を結ぶ事

- (三)家族團樂和氣洋々たる事
- (四)危険ある事を爲さざる事
- (五)健康にして痛苦を感せず自然に寂滅する事

あすありと、思ふ心の、仇櫻、夜半のわらしは、吹ぬものかは」と古人も哥に詠ま  
れた通り、あすくと云ふて暮すうちに、此最勝の善身を、無常の風に打ち任せ、  
不仕合せ到来せまいものでも無い、斯る無常の世に在りて、人生幸福の、要素と稱  
すべきものは、安心歸着を定むるより、外に仕方ありはせぬ、「妻子珍寶及王位臨  
命終時不隨者」とて、イクラ善い妻子があり、多くの寶があつたからと申しても、イ

ザ臨終と云ふ時の、助けにあるべき物ならねば、眞實幸福を得やうと欲する氣なら、  
佛法を信仰して、生死輪廻の苦厄を脱し、二世の安樂を受るに如くは無し、

究竟スルニ、汝、自身が精神ノ純潔ナルヨリ、外ニ神聖ナル者ハアラズ(エマルン)  
○死期ノ遠キ中ニアルヲ恐レヨ、其近ツクニ及ビ、始メテ之ヲ恐ル、ハ、既ニ遅シ(ボ  
スエ)

○佛入ニ涅槃ニ法橋已壞法山已崩法燈已滅法藏 ○小寒氷大寒解者春日近故也老後无道者  
未來業近故也惠信 ○自觀ニ已身无常不久磨滅一念離ニ世間入ニ三摩地無常 ○枕上片時春  
夢中行盡江南數十程詩古 ○誠夫觀ニ無常一時吾我之心不レ生名利之念不レ起恐ニ怖時光之太  
速カナルヲ 菩薩龍樹 ○五蘊假成レ形四大今皈レ空將ニ首當ニ白刃ニ截斷一陣風薩原

身一つの、誠めをたに、守りせば、人をも人と、人はいふあり(妙立和尚)○うつり行

く、世のありさまを、目の前に、昨日は今日の、むかしありけり(徳川家光)○世の中は、今日斗りころ、かなしけれ、昨日はすきつ、明日は知られず(大関秀吉)○朝日よつ、草葉のつゆの、ほそなさに、いそぎあたちと、野邊の秋風(承陽大師)

○般若皆空 源氏物語

或人の話しに、源氏物語は、紫式部が嘗て、石山に參籠せし時に、十五夜の月の、湖水に映りて、物語の風情に、浮びけるを、忘れぬ爲めにとて、佛前の大般若經を、翻へして、須磨明石の兩卷を、書きたると云ふこと、河海抄に記すを見たり、然るに、結尾録には、法華經に、色即是空の道理を、説けるを、般若心經には、空即是色と、打返へしに説けり、源氏物語は、色即是空の道理を、打返へして、書きしものなるを、間違ひて、河海抄には、大般若經に、據りしものと記せしならん

法華經に、色即是空、と御説きなされて、有つても、大般若經に、空即是色、と説き置せられて、有つても、空と云ふ道理を、知る味は、同じ事で、あるけれども、別して、大般若經は、真空の道理、即ち世の中に、有りど有らゆる、事物は皆實跡

の無い物である、と申す次第を、五蘊十二處、十八界、三十七の助道品、六波羅蜜と云ふやうに、事細かに、六百卷も、數多き御經に、御説きなされ、其御説法の場所は、四個所も換はり、御法會の數は、十六にも分れ、釋尊御一代五十年の間の御説法は、三十年ほど、此大般若經を、御説きなされる爲めに、費された、と申す事ぢや、左ればこそ「三世の諸佛の、般若波羅蜜多に依るが故に、阿耨多羅三藐三菩提を、得たまへり」と般若心經にも、説き置せられてある通り、ドンな佛でも、般若の功德に依らんで、佛に成ると云ふ事は、有りません。ソレですから、大般若經を、轉讀と申して、其御經の中の、肝要な所だけ、讀みツ、唯たバラ／＼と御經を披いて、祈禱した斗りでさへ、其功德は、一粒の砂にまで、籠ると云ふ位ぢや、何と有り難い御經では、ありませんか、斯る有り難い空即是色、即ち般若の道理をば、彼紫式部などは、風流の物語にさへ、書き記して、後世に遺すとの心掛けは、是れ誠に見揚げた、善い心得でゐる、

○一切無<sup>レ</sup>自相<sup>ニ</sup>亦復無<sup>ニ</sup>他相<sup>ニ</sup>無<sup>ニ</sup>自他共相<sup>ニ</sup>亦無<sup>ニ</sup>無因<sup>ノ</sup>相<sup>ニ</sup>○雖<sup>レ</sup>說<sup>ニ</sup>諸法<sup>ヲ</sup>而不起<sup>ニ</sup>法  
想<sup>ニ</sup>不起<sup>ニ</sup>非法想<sup>ニ</sup>故名<sup>ニ</sup>妙德<sup>ニ</sup>○晦昧爲<sup>レ</sup>空空晦暗中結<sup>レ</sup>暗爲<sup>レ</sup>色<sup>ノ</sup>楞嚴<sup>ノ</sup>○色雜<sup>ニ</sup>妄想<sup>ニ</sup>  
想相爲<sup>レ</sup>身聚<sup>レ</sup>緣內搖趣<sup>レ</sup>外奔逸<sup>レ</sup>昏擾々相以爲<sup>ニ</sup>心性<sup>ニ</sup>一迷爲<sup>レ</sup>心決定惑<sup>レ</sup>爲<sup>ニ</sup>色身之內<sup>ニ</sup>不  
知色身外洎<sup>ニ</sup>山河虛空大地<sup>ニ</sup>咸是妙明真心中物<sup>ニ</sup>全<sup>レ</sup>諸法寂滅相不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>以<sup>ニ</sup>言說<sup>ニ</sup>法華<sup>ノ</sup>

雲はれてみどりにはる、空みれば色こそやかでむなしかりけれ(頓阿法師)○色も香も  
空しと知ればかなしさに花はみとしもならぬものかは(妙立和尚)○あるとてもあるに  
はならぬ世の中のなきみもわらず花のうつし繪(徳川家光)

○宿習善惡

六百八十二年前の古證文

今と昔と時代も違ひ、人情も異なれば、隨ふて物事を約定するに當りて、其證文の書  
き方に至りても、亦大に文面を、殊にするものあるを見るなり、左に掲げるは、今より  
六百八十二年前の、畠讓渡券なるが、此文面を一讀するも、亦以て當時の人情厚薄  
如何を、知るに足るべし、

估却 島立券文事

合一段落

四至條里坪付等本券面在之

右件島立ハ葭原六子相傳可領也領掌年久更無地妨而依有價直要用限現米詩解相副傳公驗永年作午源幸増法却  
事畢仍爲後代證驗放新券文之狀如件

建永二年卯月十二日

賣人綠支一阿彌陀佛(書判)  
嫡男寺主大法師 (書判)

此證文を讀みて見るに、成る程、昔の人情の敦厚にして、今の人情の、輕薄な事が  
能く分る、抑も證文は、法律に相應して、認むべきものぢや、其然る譯は、後日約  
束が違ふとも、其證文さへ、振廻せやア、宜いやうに、法律が之を、裁判して呉る  
から、證文と法律との關係は、親密なものでゐる、シテ見ると、證文の認め方に由  
りて、其時代の法律の精粗、人情の厚薄が、分るのは、是れ當然の事ぢや、今時の  
證文は、至れり盡せるほど、十分な事を書き、ソレに證券印紙を貼り、證人を連署  
さして、置きてすら、其證文を、無効にされる事がある、又一方には、櫛の齒も通らず  
針の尖も立んほど、事細かに、編制せられて、如何なる奸曲惡事も、逃さんやうに  
出來て居る法律が、有ッてさへ、其網の目を旨く抜る奴が有る、時節ぢやから、圖

静言訟の絶る間は無い、何で前に擧げた、證文のやうな、認め方では、今時證文の効用を、成しませうぞ、是れに由りて、深く考ひませんでも、昔と今とは、大いに人情の厚薄に、差別の有る事が分るではらんか、此の如く、今昔人情に、厚薄の相違あるのは、其宿習に就き、善惡の強弱が、有るからぢや

○大慈大悲故能教化衆生ニ々々清淨 佛界清淨 佛界清淨 已得ニ佛道論大 ○實際亦非ニ實際ニ如レ是際非レ際故無レ内無レ外不レ來不レ去乃至際即是實際所有凡夫際即是實際若業若果報一切諸法悉是實際入法界體 ○實際之法々無レ有レ際無際之心則入ニ實際金剛三昧經 ○欲染處不染應レ瞋處不レ瞋癡處不レ癡 守ニ護六情一以レ是故名ニ心調柔輒論大

谷深み見るに危きかけ橋を渡る心はよろにしもなし(詠者不詳)○をし鳥やかもめどもまた見へわかぬ立る波間にうきしつみかな(承陽大師)今やはや後世のつとめもせざりけりわうんの二字のあるにまかせて(弘法大師)うき雲の幾重もかゝれ空にさむ月は隈

なき光ありけり(聖徳太子)

○共不共業 教育と犯罪との關係

フエイエー氏曰く、教育と犯罪との關係は、最も親密あるものなり、其然る所以を知らんと欲せば、先づ左に掲ぐる、四級の教育程度に依り、毎級に最も多き、重罪の種類を擧たるを見て、之を知るべし、

- 第一 無學文盲の者 幼兒誘携又ハ藏匿の罪、盜賊、劫掠、放火、暴徒加盟、殺兇、
- 第二 僅に讀書し得る者 爲換手形の強奪、文書上の脅迫、財産の劫掠、毆打創傷、破壊、
- 第三 尋常教育を受し者 書面上の脅迫、商業上の文書及私書偽造、収斂及収賄、
- 第四 高等教育を受し者 官吏の職罪、公文の偽造及竊取。公共の靜謐を害する徒黨、

此他職業統計に依れば、最大特殊の犯罪は、代言人、公證人、執達吏に多し、此れ等の人々は、常に自家職業上、法律に熟達せる知識を以て、縦ひ自身に罪を犯すも、能く法律を縦横に、蹈躐し得らるゝものと、思惟するに由るならんぞ、

此フ氏が、教育と犯罪との關係を辨明した所は、一應、尤もであるが左り乍ら、犯罪の原因は、唯た教育斗りが、其關係を持て居るものではない、資産の有無も亦た

大に犯罪と關係を有するものである、西洋の學者の論に依るに、凡そ犯罪なる者は、一時の出來心に由りて、俄に發生するもので無く、皆前世の宿縁に由りて、自然に茲に至るものであるとの説は、一般に之を是認して居る様子ぢや、又英國の人類學士、ホーテン氏の説に、凡そ罪人犯罪の原由は、本人の性質より起因せし證據明白ならざるも、若し深く因縁を其兩親及祖先に就き、探究すれば、必らずや本人犯罪の偶然でない事が知れるとある、是れ等の言に依りて見ると、即ち罪と云ふものは、我佛敎で申さうならば、無始の無明が吾人の心性を味覆して、之を造作するに至るのぢや、言葉を換へて申さうなら、因縁業感の所作であるから、止惡行善改邪遷正の心を養ひ、徳を積むことが肝要である、抑も佛敎の所詮は、懺悔滅罪を専らに説くことであるが、其譯は世間の法律に觸ぬからと云ふて、其れ斗りを罪と云ふのぢやない、縦へ現に法律の處分を受んにせよ、其心中に邪な考ひを起し、悪い心を抱けやア、是れ既に罪を犯したので、此心中の犯罪が積み重なるど、即ち業因となりて、苦患を受るに至るのである、左れば罪と云ふものは、我れも人も知らぬ間

に、積み重なるものぢやから、古人は之を「世の中は、かくこそ事の、多からめ、掃へば積る、文机のちり」と哥に詠れたのであるが、此哥の意を按するに付ても、吾人の罪は掃つてもく盡ぬものぢや、併し乍ら法界平等大悲一味の佛戒では、懺悔滅罪の法がありて、如法に懺悔發露すれば、理具一躰の三寶が現前して來る、此處の様子をば、古い俳句なぞでは「浮草を、かき分けみれば、水に月」と申すのである、

人のきて、導く野邊に、出ぬれば、麻の中なる、蓬ありけり、(慈鎮和尚) ○しかりとて、直き心も、世にたす、まじる蓬の、あさましの世や、(家隆卿) ○なをしとて、麻の蓬は、なにあらす、亂れてもあれ、野邊のかるかや(夫木集) ○ふみあては、目くらも蛇に、をすべきか、知らねはやすき、和歌の道かな、(詠者不詳) ○夏虫を、なにか言ひけん、心から、われも思へに、もへぬべらあり、(古今集)

○天知神知子知我知何謂無知密愧而出名失書 ○魏徵薨太宗臨朝歎曰以銅爲鑑可正衣冠以古爲鑑可知興替以人爲鑑可知明得失朕常保此三鑑內防已過今魏徵逝一鑑亡矣眞觀 ○無情水任三方圓器不繫舟隨去住風白樂天 ○君子不鏡於水而鏡于人鏡於水則見容之面鏡於人則知其吉凶墨子 ○王濟有馬癖和嶠有錢癖杜預有左傳癖又王福時譽兒癖黃魯直香癖李涉竹癖晉書 ○非日三次省之唯以三省其身而無一息之間斷也必三次省論語

○撥無依正 日本古代の美文

近來世人の中には、我國の文章は、西洋の文章に、迎も及ばぬ其譯は、彼れは言文一致なるが故に、精密精細なる文を成すことを得るも、我國は言語と文章との、一致せざるものあるを以て、其文を綴るに當りても、亦た西洋の如く、精密精細の文を、成すこと能はずと、是れ何等の穿聞淺識ぞや、古來我國の美文として稱せらるゝ、芭蕉の象潟の記の如きは、其文の精密精細なるのみならず、優美壯麗なることは、世多く其比を見ざるあり、故に今左に之を掲ぐべし、

江山水陸の風光、數を盡して、今象潟に方寸を責む、酒田の港より、東北の山を越

ぬ、海を傳べ、いさを踏みて、其際十里、日影や、傾く頃、風、眞砂を吹上げ、雨、濛々として、鳥海の山隠る、閣中に莫作して、雨も亦奇なりとせば、雨後の晴色、又楽しきと、蟹の筈屋に膝を入れて、雨の晴るを待つ、其朝、天よく晴れて、朝日ひなやかに差し出る程に、象潟に舟を浮ぶ、先づ能因島に舟を寄せて、三年幽居の跡をどふらひ、向ふの岸に舟をわかれば、花の上くどよまれて、櫻の老木、西行法師の紀念をのこす、江上に御陵あり、神功皇后の御墓と云ふ寺を、干満珠寺と云ふ、此所に行幸ありし事、未だ聞かず、如何ある事にや、此寺の方丈に座して、簾を捲けば、風景一眼の中に盡て、南に鳥海天をさへ、其影うつりて江にあり、西はむやみの關路を限り、東に堤を築きて、秋田に通ふ、道遙かに海北に構へて、浪打入る、所を、沙ぞしと云ふ、江の縦横一里斗り、俛、松島に通ひて、又異なり、松島は笑ふが如く、象潟は怨むが如し、寂しさにしみを加へて、地勢、魂をなやますに似たり、

此文は既に先年まで、我國に駐在せし、英國公使館書記官、サトウ氏の一讀して、大



に感嘆したるものなり、此の如き名文の、我國にある限りは、何ぞ亦た我國の文章は、西洋の文章に及ばずとするを得んや、

文は道を載るの器ありと申して、自分の思ふ事を、圓滿に發揮するを、主眼とするものぢやから、既に自分の思ふ事を、圓滿に發揮する事が出来たら、我國現在の文章で、事が足りるでは有りませんか、何で西洋の文章ばかりが、緻密精細であると、断定すべきものでありませうぞ、我國の文章は、如何に發達せぬからと云ふても、亦た西洋の文章に、劣るやうなもの有りとは申せません、然るに今の時節は、煉瓦石造の家屋は高く聳え、電氣瓦斯の光は羞晴く夜を照し、橋を鐵にし、道を石に疊むの驕飾を見て、是れぞ西洋の文明風ぢやと、心得違ひをする者が、出来る様に成つた、ソコで夫れ、文章の如き、一國の國粹を保存するに、缺く事の出来ないもの迄も、西洋の文體に、改めねば成らんと云ふやうな、狂人が出て來たが、斯る人は畢竟するに、報身依正の何たるを知らんに依りて、前に申す通り、邪見な了簡を起し、其報身依正の謂れを打破りて仕舞ても、西洋の物真似をしやう、西洋人の奴隸

に成らうと云ふのぢやが、何と恐ろしい邪見な事ではムらんか、我れくは元來此國に生るべき、因縁が有つて、此國に生れたのぢや、即ち諸冊二尊の正統を系承して、天日繼の神勅を奉じ、千代萬代と其徳化を受け、之が臣民と成る事の出來た身の上を、報身と云ひ、此報身に相應して、依正すべき衣食住を、與ふる所を報土と申すのでムります、シテ見ると、此報身依正は因縁と申して、之を動かす事も、狂る事も出來んもので有るから、猥りに西洋の物真似をしたり、西洋人の奴隸と成つても、厭はん様な了簡では、是れ因縁を撥無し、國粹を破壊する者で有る、

○世間字紙同ニ藏經一見者須將付ニ火中一或送ニ長流ニ埋ニ淨處ニ賜ニ君福壽ニ永無窮  
文字性離 無レ有ニ文字ニ是則解脫々々相者則諸法也  
乘隱ニ覆深法一或以ニ妙義ニ授非ニ其人ニ遠ニ離菩提ニ住ニ於邪道一是爲ニ魔業  
者謂妙善ニ世間種種伎藝一也謂聲論因論十八明處六十四能算數方藥觀相工巧之類  
菩薩爲レ利ニ益衆生ニ故世間技藝靡レ不ニ該習ニ等華嚴 ○有下人好ニ文飾ニ莊嚴章句一者上有レ好

ニ於偈頌ニ有下好ニ雜句一者有下好ニ於譬喩因縁ニ而得解所レ好各不同我隨不レ捨十住毘婆沙論

この經の、心を得れば、世の中に、うりかふ聲も、法をどくかな(承陽大師)○まことかど、聞きて見つれば、言の葉を、かされる、玉の、枝にぞありける(竹取物語)○村雨に、かくる、月は、ほどもなく、やかてさやけき、光をぞ見る(詠者不詳)○あさもよひ、木々のこのみも、花の枝も、折ふしこゝに、手折てそゆく(三條實隆)

○眞俗二諦 昔時佛法と世法との關係

或人の説に、佛道の我國に傳來して、一に全國の民心を、佛道に風化せしむるに當りてや、朝儀の祭典の如きものに至るまで、常に佛事を相出入し、而して佛事を營むに必らず功德と云ふを以て旨とす、功德は一に慈悲の念を、發せしむるの方法にして、或ハ殺生を禁じ、若しくは放生會を行ひて、功德慈悲の本分とし、其觀念の及ぼす處は、以て國家の法律を枉げ、漫りに罪人大赦の令を發せしこと、牧擧に違わらず、爲めに國家法律の尊嚴を墜し、一國帝王の慈仁を軽くすること、甚だしきものありし、

是れ豈に佛敎の國家に與へし弊害なりと、

此説は一寸聽くと、尤らしく聽けるけれども、深く究量して見ると、是れ未だ肯諒に當つた説とは云へない、其譯は凡そ罪人を大赦するのは、法律の寬嚴如何に拘はらず、帝王の慈仁に出づるものにて、君の臣に對する、自然の感情でふります、譬へて云は、親の子を慈むと同様ぢやに依りて、法律は固より嚴にして、寬に流れざることを要するも、亦た帝王が事情を量りて、慈仁を施すのは、赦免の主義であります、ツマリ赦免と申すものい、帝王の感情より出づる、慈仁心でありますゆへ、我國古來赦免の來歴などは、佛敎が漫りに朝儀祭典に關係し、國家の法律を枉げて、天子様に罪人赦免の事を、御行はせ申したので無くて、天子様の物を御信じなされ、御疑ひなき感情を、佛敎が御起させ申したのでふります、各位、若し此れを疑ひ、先づ能く考ひて見るが宜しい、慈仁の心は、人間の特有ぢや、シテ此心を起さしむるものは、感情と云ふものである、感情は物を信じて、疑ふ處の無い處より、發し來り、其信心を起さしむる、力のあるのが佛敎である、左れば佛敎の力、能く天子

様の感情を動し、罪人赦免の事など、行はせらるゝに至りしものとするも、佛教が法律を枉げて、漫りに赦免の令を發せしめた、譯ではありませぬ、國史を按ずるに、我國にて赦免令を、公布したまひしは、顯宗天皇を初めとす、是れより後ち、即位改元、立皇后立太子、元服忌服、封禪効祀、征討結末、崩御、不豫、皇子病牀、法令創立、其他佛事讀經、堂塔建立等の事ある時は、必らず赦令を仰出さるゝの慣例になつて居た、是れは歴代の天子様が、何れも深く佛法を、御尊崇遊ばされた御方々ぢやから、慈悲心を以て、善根功德を得んと思召し、朝儀祭典は必らず佛式を以て、之を御營み遊ばされ、其度毎に罪人赦免の令を、公布なされたものである、

○太平之世五日一風不鳴、枝雨不破、塊論○子産治、鄭城門不閉、國無盜賊、道無餓人、事類○百里不同風、千里不同俗、故四方之民言語衣服不一而已、傳○明昭有周、式序在位、載戢干戈、載櫜弓矢、詩周○百姓安堵、四民不反業、文選○堵牆也、安堵、牆不失家業、呂題

政府ハ宗教ノ信仰ヲ人民ニ強フベキモノニアラズ若シ之ヲ強フルトセバ人民ヲ天國ニ到ラシムルノ保證ヲ爲サルベカラズ(スペンサー)○國教ヲ設ルハ政略ノ機關ナリ(ポーツン)

しき島や大和島根につき立しくにのみ柱うこかましやは(松齡)○岩根木ね草のかき葉も言やめて世は浦やすの國予此くに(勝好)

○護持報土 スタイン博士の話

何れの國の人も、皆な自分の國を、貴重に思ふ心のあるものにて、之を愛國心と云ふ、此愛國なるものは、國家の獨立、一國の國威に、少なからざる關係を有するものにて、即ち此心熾んなれば、國家も亦盛んなり、此心滅する時は、國家も亦亡びん、夫の獨逸國の立脚を、鞏固ならしめしものは、獨逸國少年歌(Lied eines deutschen Knaheh.) 獨逸國歌(Denabe Waterland.)等の、主として獨逸國人の、愛國心を喚起するに由れり、又新西蘭の亡ぶるに至りし處以は、該邦人の「ロトル」部の酋長等が、大嘶

蜎を退治せし、壯快の古談を忘れ、緑石の産する國を忘れ、遂に愛國心を滅却したるに由るあり、故に愛國心ほど、一國人民に取りて、大切あるもの他に之をければ、日本を強國とするにも、亦た其人民に愛國心を、喚發涵養せしむること、誠に緊要ありと謂つべしと、スマイン博士が我舊元老院議官海江田子爵に語りたりと云ふ、愛國心とい、一國人民、自恃自信の觀念を云ふものにて、夫の古人の歌に「敷しまの、やまと心を、人とはい、あさひに匂ふ、山櫻かき」と詠めるの意に外は無、其然る譯を知らうと思ふならば、先つ此歌の意を深く考ひて見るがヨイ、此歌には優美の思想中、自ら猛く勇ましい趣味を籠め、千言萬語を以てするも、亦た容易に解すること出来ぬ、妙味が具はつて居る、我日本國民の、愛國心を喚起したものは、思ふに此歌なごの力であらうが、取り分け我國開關以來、紀元二千五百有餘年の間、少しも國威を墜さずに、能く一國の獨立を保つ處以り、夫の「大君の爲めに、海ゆかば、みづく戸、山ゆかば草むす骸、大君の邊にこそ死なめ、かへりみはせじ」との、神武の遺靈、能く今日に至るまで、吾人日本國民の、愛國心を涵養せし、結果

に外のありませぬ、然れども此忠愛の氣象を現はすに至るは、又道德敦厚にして、倫常を明らかに知つた上であるから、佛教能く神武の遺訓と調和して、大いに日本人の、忠君愛國の心を、涵養したに相違ありません、

○人世用水日不過三五舛過此必滅福折算錄異 ○諸佛說法常依二諦二涅槃 ○夫國依法固人而貴國亡人滅佛誰可崇法誰可信哉先祈國家須立佛法立正安 ○正法治國不邪誑人  
 民觀經 ○若復有レ人以ニ七寶ニ滿ニ三千大千世界ニ供ニ養於佛及大菩薩辟支佛阿羅漢、是人所得功德不如受持此法華經乃至一四句偈其福最多 ○其有能護此經法者上則爲供養我及多寶、乃至亦復供養諸來化佛、莊嚴光飾諸世界者全

君と我れ、いかなることを、契りけん、昔の世こそ、知らまほしけれ(菅公) ○黄金にもかえぬ身なれど天皇のためにはいかで惜と思はめや(實行) ○しき嶋や大和錦の色ふかくいけの心にうつるもみぢは(豊十) ○まこゝろを世のため盡せ皇の神のむすひにあ

れいてし人(道別)

說教の新葉終

版權所有

明治廿四年九月一日

印刷

明治廿四年九月四日

出版

版權登錄

著者

愛知縣愛知郡熱田町大字新尾頭百廿番戸  
興村 孝

定價金貳拾圓

校訂者

全縣名古屋市長門前町四百九十二番戸  
伊藤洋二郎

印刷者

東京市京橋區瀧山町六番地  
瀧關社

發行者

東京市飯倉町五丁目四十四番地  
赤羽根橋北際  
森江佐七

大賣捌所

東京	明教社	西京	澤田吉左衛門	美濃岐阜	淺野宗八
全	哲學書院	大坂	橋本德三郎	越前福井	酒井安兵衛
全	鴻盟社	全	中村彌七	羽前山形	荒井清作
全	伊藤清九郎	名古屋	梶田勘助	越中富山	大橋甚吾
全	三倉鐘三郎	全	三浦兼助	陸中盛岡	澤田定功
西京	出雲寺文次郎	全	片野東四郎	陸前仙臺	伊勢安右衛門
全	小川多左衛門	信州長野	西澤喜太郎	陸奥弘前	野崎九兵衛
全	澤田友五郎	全	荻原賢治	遠州見附	朱宮記兵衛
全	藤井佐兵衛	越後長岡	目黒十郎	三州岡崎	伊藤小文司
全	永田長左衛門	全	松田周平	伊勢四日市	伊藤喜太郎
全	大谷仁兵衛	全水原	西村六平	飛彈高山	大坪善左衛門
全	西村七兵衛	全三條	樋口小左衛門	但馬豐岡	由利安助
全	西村九兵衛	羽後横手	大澤忠四郎	加州金澤	池善平
全	河合卯之助	美濃岐阜	溝口彌助	三州岡崎	高瀬又次

東京書林森江藏版並發賣略書目

東京飯倉五丁目 赤羽根橋北際

森江佐七

大學林教科書一年級

○從容錄卅五錢六錢	正價	郵稅
○同增冠五十三錢八錢		
○正法眼藏四圓五十錢		
△註唯摩經七十八錢十二錢		
△圓覺略疏六十二錢十二錢		
△俱舍論頌疏三圓廿錢		
○碧岩集電鈔壹圓八十五錢		
○正法眼藏前全		
△起信論義記三十二錢十錢		
一同冠註壹圓五錢十六錢		
△楞嚴義疏壹圓		

正價 郵稅

△因明大疏五十三錢十二錢		
△唯議論述記五圓卅錢		

大學林教科書二年級

○正法眼藏四圓五十錢		
△楞伽經五十錢ヨリ一圓迄		
△法華科註五十錢ヨリ一圓迄		
△唯議論述記同上		
○印宗乘△印餘乘		

中學林教科書一年級

○學道用心集十三錢二錢		
○坐禪用心記合本十五錢二錢		
△頭書十二宗綱要四十二錢六錢		

	正價	郵稅
一孟	子四十五錢	十錢
一各國宗教部	廿四錢	八錢
一國文教科書	四十九錢	八錢
一纂評八大家文	壹圓五錢	廿二錢
一第 四 讀 本	四十錢	八錢
一小 文 典	十錢	四錢
一地理學新篇	壹圓十四錢	廿四錢
一日本文明史略	九十三錢	十錢
一寺中等算術教科書	壹圓七十錢	十六錢
一礦物學初步	壹圓	四錢
一臨 畫 帖	八錢	四錢
○ 菴頭傳光錄	七 十 錢	八 錢
○ 普觀坐禪義	十 五 錢	貳 錢
○ 中學林教科書二年級		
一 孟 剛 略	疏 十 七 錢	四 錢
△ 同 增 冠 卅 六 錢	四 錢	
△ 七 十 五 法 記 卅 二 錢	八 錢	
一 論 語 卅 五 錢	十 錢	
一 新 兩 約 全 書 卅 五 錢	一 圓 迄	
一 國 文 教 科 書 同 上		
一 自 助 論 卅 六 錢	六 錢	
一 同 原 書 卅 五 錢	十 錢	
一 地 學 新 篇 下 卅 七 錢	十 二 錢	
一 日 本 文 明 史 略 同 上		
一 支 那 通 史 卅 九 錢	四 錢	
一 同 卅 九 錢	四 錢	
一 野 初 等 代 數 學 卅 九 錢	四 錢	
一 寺 算 術 教 科 書 卅 九 錢	四 錢	
一 尾 算 術 教 科 書 卅 九 錢	四 錢	
一 好 三 新 篇 植 物 學 上 卅 八 錢	八 錢	

	正價	郵稅
一人身生理學		
○ 傳 光 錄 同 上		
○ 行 持 卷 合 本 卅 錢	四 錢	
○ 佛 向 上 事 卷 卅 錢	二 錢	
△ 梵 網 經 卅 三 錢	二 錢	
△ 同 願 書 古 迹 記 卅 五 錢	十 二 錢	
△ 因 明 入 正 理 論 卅 五 錢	四 錢	
○ 六 合 釋 卅 錢	二 錢	
一 同 畧 解 卅 錢	二 錢	
一 添 論 理 學 壹 圓 卅 二 錢		
一 新 兩 約 全 書 同 上		
一 國 文 教 科 書 卅 四 錢	五 厘 四 錢	
一 史 記 鈔 壹 圓 卅 五 錢		
一 教 育 論 壹 圓 卅 錢		
○ 中學林教科書三年級		
一 文 明 論 卅 三 錢		
一 地 文 學 卅 七 錢		
一 印 度 史 卅 二 錢	三 錢	
一 支 那 通 史 卅 九 錢	四 錢	
一 野 初 等 代 數 學 同 上		
一 野 平 面 幾 何 學 卅 三 錢		
一 飯 動 物 學 教 科 書 卅 七 錢	八 錢	
一 臨 畫 帖 卅 二 錢	二 錢	
○ 中學林教科書四年級		
○ 增 信 心 銘 夜 塘 水 卅 七 錢	八 錢	
○ 佛 向 上 事 卷 卅 錢	四 錢	
○ 四 教 義 集 註 卅 七 錢	十 五 錢	
△ 百 法 門 答 鈔 卅 九 錢	十 六 錢	

正價 郵稅

- 一松島心理全書貳圓四十錢
- 一國文教科書四廿四錢五厘四錢
- 一史記抄同上 錢二錢
- 一スライフ傳十 錢二錢
- 一英文學 冊二壹圓卅錢
- 一キツチン
- 一十九世紀大家文集廿五錢
- 一地學新論上五十七錢十二錢
- 一松島萬國史要壹圓十錢
- 一學教史論六十錢十錢
- 一口野初等代數學貳圓五錢
- 一同平面幾何學六十三錢
- 一地菊物理學教科書八 十 錢

中學林教科書五年級

○參同契寶鏡三味 錢二錢

正價 郵稅

- 五位顯決
- △四教義集註七十五錢十四錢
- △百法門答抄九十錢十六錢
- 一哲學史 錢九十五錢
- 一左傳 鈔九十五錢
- 一セキスピヤ
- 一ハムレット十 錢二錢
- 一レムゼン小化學上一圓卅錢

小學林教科書豫科部

一年級

- 兩祖傳略四 錢二錢
- 坐禪並用心記合本十五錢二錢
- 一岡高等讀本二上下 卅八錢五厘六錢
- 一スヘンセリアン
- 一習字 本一四錢、二錢
- 一文英語讀本一第 廿三錢六錢

正價 郵稅

- 一校地 誌第一十七錢五厘貳錢
- 一石日本歷史第一四十四錢四錢
- 一谷簡易平算書六十四錢八錢
- 一口野通信教授數理學七十六錢八錢
- 一臨書 帖第一十三錢二錢

小學林豫科部

二年級

- 釋迦譜六 十 錢十錢
- 坐禪義合本十五錢二錢
- 一岡高等讀本三上下 四十二錢五厘六錢
- 一スヘンセリアン習字本一冊四錢、二錢
- 一文英語讀本第二廿五錢八錢
- 一岡地誌第二十七錢五厘貳錢
- 一石日本歷史中下四十四錢四錢
- 一簡易平算書六十四錢八錢

正價 郵稅

- 一通信教授數理學七十六錢八錢
- 一島新撰理化書一上 廿七錢四錢
- 一同二ノ上下廿七錢四錢

小學林教科書本科部

一年級

- 道心卷十 錢二錢
- 衆案清觀十三錢二錢
- 對大已法
- △頭書四十二章經十二錢二錢
- 一岡高等讀本上四十五錢五厘二錢
- 一文海指針八錢五厘二錢
- 一スヘンセリアン習字本一冊四錢二錢
- 一文英語讀本一第 廿八錢八錢
- 一岡地誌第三 十八錢二錢



一三國佛教略史	五十六錢	八錢	正價	郵稅
一本新撰小學歷史	廿二錢	二錢		
一簡易平算書	六十四錢	八錢		
一通信教授數理學	七十六錢	八錢		
一新撰理科書 <sub>上下</sub>	廿七錢	四錢		
一臨畫帖 <sub>第六七</sub>	七錢	五厘		二錢
小學林本科二年級				
○三時歸依三寶卷	十	錢		二錢
○辨送法 <sub>大清規</sub>	十	錢		二錢
△四十二章經	十二	錢		二錢
一高等讀本 <sub>四ノ上</sub>	十五錢	五厘		二錢
一正文文章軌範	廿五錢	五厘		二錢
一スベシ習字本 <sub>第一册</sub>	四	錢		二錢
一セリアン習字本 <sub>第一册</sub>	四	錢		二錢
一校地	廿六	錢		六錢
一用英語讀本 <sub>第四册</sub>	廿六	錢		六錢
一校地	十八	錢		二錢
一三國佛教略史	五十六錢	八錢	正價	郵稅
一新撰小學歷史	廿二錢	二錢		
一簡易平算書	六十四錢	八錢		
一通信教授數理學	七十六錢	八錢		
一新選理科書 <sub>上下</sub>	廿七錢	四錢		
一臨畫帖 <sub>第六七</sub>	七錢	五厘		二錢
小學林本科三年級				
○修證義	四	錢		二錢
○典坐教訓 <sub>大清規</sub>	四	錢		二錢
△頭書選教經	八	錢		二錢
一正文文章軌範 <sub>三同上</sub>	八	錢		二錢
一ロヤ第三讀本	廿三	錢		四錢
一ロヤ英語讀本 <sub>第五册</sub>	廿三	錢		六錢
一三國佛教略史	五十六	錢		八錢

一新撰小學歷史	廿二	錢	二錢	正價	郵稅
一簡易平算書	六十四	錢	八錢		
一通信教授數理學	七十六	錢	八錢		
一新撰理科書 <sub>上下</sub>	廿七	錢	四錢		
以上大中小學林教科書					
○印ハ宗乘△印餘乘ナリ					
一修證義講話	十	二	錢	正價	郵稅
一參同契寶鏡 <sub>三味解</sub>	十五	錢	二錢		
一同最要鈔	十五	錢	二錢		
一同異譜	八	錢	二錢		
一增冠傍註 <sub>參同契寶鏡三味解</sub>	十	錢	二錢		
一從容錄辨解	五	十	錢	八錢	
一同接背錄	六十五	錢	八錢		
一六合釋精義	廿八	錢	四錢		
一分別六合釋	十	錢	二錢		
一因明與辨	五十五	錢	八錢		
一因明活眼	五十七	錢	六錢		
一因明隨源記	一圓	五十五	錢		
一因明卅三過便覺	五	錢	二錢		
一因明卅三過本作法	卅五	錢	八錢		
一因明初步	十	二	錢	二錢	

一冠導俱舍論	三圓	八十錢		
一俱舍論通麟記	八	十	錢	
一俱舍論惠記	七	十	錢	
一俱舍光寶二記	十	圓	錢	
一入河昆達摩論	卅	錢	四錢	
一坐禪義聞解	十	八	錢	四錢
一用心集聞解	十	八	錢	四錢
一衆案清規聞解	十	八	錢	四錢

一因明大意十	二錢	正價	二錢	郵稅
一七十五法大意十	三錢	正價	二錢	郵稅
一冠導七十五法名目卅	五錢	正價	八錢	郵稅
一標疏七十五法名目四	十錢	正價	八錢	郵稅
一冠註七十五法名目三	十五錢	正價	六錢	郵稅
一七十五法名目講義	七十五錢	正價	十二錢	郵稅
一入河昆達摩論通解	四十八錢	正價	八錢	郵稅
一百法問答鈔要解	一圓五十錢	正價		郵稅
一正法眼藏辨註 <sup>冊</sup>	廿四圓五十錢	正價		郵稅
一同却退	三圓五十錢	正價		郵稅
一同聞解	貳圓廿錢	正價		郵稅
一碧岩耳林鈔	六十錢	正價	八錢	郵稅
一成唯識論	一圓	正價		郵稅
一同冠導	二圓	正價		郵稅
一碧岩錄	七十錢	正價	十錢	郵稅

一同方語解	十五錢	正價	二錢	郵稅
一碧岩錄無明解	一圓	正價		郵稅
一註唯摩經 <sup>註</sup>	八圓	正價	十錢	郵稅
一圓覺略疏	八圓	正價	十錢	郵稅
一同要解	一圓廿錢	正價		郵稅
一冠註起信論義記	一圓五錢	正價	十六錢	郵稅
一起信論義記講義	四十五錢	正價	十錢	郵稅
一同筆削記	一圓	正價	十八錢	郵稅
一同幻虎錄	六圓	正價	十錢	郵稅
一同幻虎錄辨疑	四十五錢	正價	八錢	郵稅
一同教理鈔	二圓	正價		郵稅
一同要決	廿五錢	正價	八錢	郵稅
一同助謬鈔	壹圓	正價		郵稅
一同專釋鈔	四十五錢	正價	十二錢	郵稅

一首楞嚴義疏	壹圓	正價		郵稅
一楞嚴蠡測	壹圓廿五錢	正價		郵稅
一楞嚴解蒙鈔	三圓	正價		郵稅
一同釋要鈔	五十錢	正價		郵稅
一同今釋	貳圓	正價		郵稅
一同合論	六十錢	正價		郵稅
一同略疏	四十錢	正價		郵稅
一同合微	一圓七十錢	正價		郵稅
一同伽經	四卷五十錢	正價		郵稅
一同伽合微	一圓五十錢	正價		郵稅
一同伽折衷	七十五錢	正價		郵稅
一同玄義	廿五錢	正價		郵稅
一同法華要解	一圓五十錢	正價		郵稅
一同風調記	三十錢	正價		郵稅
一同華倫註	壹圓五十錢	正價		郵稅

一同新註	三圓五十錢	正價		郵稅
一同入疏講錄	五十錢	正價		郵稅
一同秘畧鈔	壹圓	正價		郵稅
一同直談鈔	壹圓五十錢	正價		郵稅
一同金剛經刊定記	四十五錢	正價		郵稅
一同纂要	十八錢	正價		郵稅
一同纂釋	十五錢	正價		郵稅
一同梵網道迹記鈔	七十五錢	正價	廿四錢	郵稅
一同補忘鈔	一圓	正價	廿錢	郵稅
一同最要鈔	一圓	正價	廿錢	郵稅
一同要解	六圓	正價	十八錢	郵稅
一同冠導天台四教儀	卅圓	正價	四錢	郵稅
一同集註山簣	四圓	正價	十錢	郵稅
一同空拳	十二圓	正價		郵稅
一同半字談	九十五錢	正價	十八錢	郵稅

正價 郵稅

一四教義增揮九 十 錢十四錢

一天台三大部會本十 五 圓

一同講義七圓五十錢

一遺教經節用卅 五 錢八錢

一標科 八宗綱綱要五 十 錢八錢

一增註 西谷名目六 十 錢八錢

一校註 小室六門六 十 錢八錢

一華嚴 原人論四 十 錢十錢

一註畧述法相義六 十 錢十錢

一法相義註釋八 十 錢八錢

一增註 羽翼原人論十 八 錢四錢

一十不二門指要鈔本卅 五 錢六錢

一冠註傍解註心經十 錢二錢

一頭書佛祖三經指南廿 八 錢四錢

正價 郵稅

一增註 寶慶記廿 錢四錢

一冠註曹洞二師錄四 十 錢六錢

一標註永平頌古十 五 錢四錢

一斷壁聞解五 十 錢八錢

一寶慶記聞解廿 五 錢四錢

一唯識廿論述記講錄卅 錢四錢

一標註十規論七 錢二錢

一五位說不能語十 二 錢二錢

一三時業卷聞解七 錢二錢

一禪偈摘要十 八 錢二錢

一同韻套廿 錢二錢

一僧堂清規八十五 錢十四錢

一永平小清規五十五 錢十錢

一補教編一圓五十錢

正價 郵稅

一刺度儀軌廿 八 錢二錢

一冠道六合釋九 錢二錢

一冠唯識三類境十 三 錢二錢

一同卅頌通解廿 四 錢四錢

一俱舍名所雜記一圓廿 錢四錢

一同要解二 圓

一法苑義林鈔一圓十 錢

一原人論啓蒙鈔四十五 錢八錢

一科入阿昆達摩論五十五 錢八錢

一冠三國佛法傳通緣起 四 錢四錢

一冠導真言名目廿 一 錢四錢

一導作持門句集十 八 錢二錢

一魚山集十 八 錢四錢

一暗誦要門十 錢二錢

一仁王經疏四 十 錢十二錢

正價 郵稅

一辨威指南五 十 錢十二錢

一野山名靈集五 十 錢十四錢

一大疏大三重一 圓

一昆婆沙論七 十 錢十六錢

一姓靈集便蒙二 圓

一十卷章宥快鈔六 圓

一修證義講話十 二 錢二錢

一修證義典囊十 錢二錢

一曹洞一滴廿 錢四錢

一修證義二順十二名ノ說教廿二題ノ蒐 集ス 錢四錢

一日本曹洞宗名稱考八 錢二錢

一釋門記事論說廿 八 錢四錢

一彌陀之十體十 五 錢二錢

一密宗法話十 二 錢二錢

一 佛敎摘要 <small>一名釋氏必携</small>	十	八	錢二	錢
一 第一篇立敎旨趣	第一章起	原	第二章經	義
一 第二篇四種鴻恩	第二章眞	俗	第四章東	漸
一 第三篇六波羅密	第三章國	恩	第四章三	寶
一 第四篇因緣果報	第四章忍	施	第四章持	戒
一 第五篇葬法祭式	第五章大	定	第六章智	進
	第六章禪	趣	第七章輪	慧
	第七章靈	魂	第八章中	延
	第八章葬	儀	第九章回	向
	第九章靈	供	第十章	

一 佛敎便覽	廿	錢四	錢
一 第一章總論	第二章佛敎主義	第三章天地創造	第四章三世因果
一 第二章佛敎主義	第三章天地創造	第四章三世因果	第五章十界依正
一 第三章天地創造	第四章三世因果	第五章十界依正	第六章修造定律
一 第四章三世因果	第五章十界依正	第六章修造定律	第七章佛敎沿革
一 第五章十界依正	第六章修造定律	第七章佛敎沿革	第八章佛者益世
一 第六章修造定律	第七章佛敎沿革	第八章佛者益世	第九章結
一 第七章佛敎沿革	第八章佛者益世	第九章結	第十章結
一 第八章佛者益世	第九章結	第十章結	
一 第九章結	第十章結		
一 第十章結			

一 殺活自在論	卅	錢四	錢
一 明諸宗綱要	四十八	錢八	錢
一 佛敎總論	廿六	錢四	錢
一 寓像說駁論	十	錢二	錢
一 佛敎青年會演說	十	錢二	錢
一 月庵法語	廿五	錢四	錢
一 菩提策進	八	錢二	錢
一 往生知るべ	八	錢二	錢
一 無常ノ遺訓	八	錢二	錢
一 安心之枝折	八	錢二	錢
一 極樂之手引	八	錢二	錢
一 十善大意	十	錢四	錢
一 宗敎大勢論	十	錢四	錢
一 組織佛敎論	卅	錢六	錢
一 慈善鏡	卅	錢二	錢
一 道理ノ社界	三	錢二	錢
一 佛敎青年	七	錢二	錢
一 宗敎志惣道中	四	錢二	錢
一 歐米佛敎	六	錢二	錢
一 同新論集	十二	錢四	錢
一 國寶新論	十七	錢二	錢
一 四國靈驗記 <small>阿波ノ部</small>	十五	錢十	錢
一 中女姫一代記	十六	錢十	錢
一 佛戒理語	廿八	錢四	錢
一 血盆經和解	四十八	錢六	錢
一 歡喜天靈驗記	廿五	錢四	錢
一 心經和訓圖繪	廿五	錢四	錢
一 佛像圖繪	四	錢八	錢
一 阿彌經和訓圖繪	廿	錢四	錢
一 親鸞上人一代圖繪	五十	錢十	錢